

令和3年9月定例会 厚生常任委員会記録

令和3年9月14日（火）

令和3年9月16日（木）

令和3年9月29日（水）

令和3年9月30日（木）

令和3年10月4日（月）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

令和3年9月14日（火）	9 頁
令和3年9月16日（木）	63 頁
令和3年9月29日（水）	87 頁
令和3年9月30日（木）	151 頁
令和3年10月4日（月）	235 頁

令和3年9月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	9月14日（火）	<p>審査日程の決定</p> <p>地域福祉課審査 議案乙第27号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（地域福祉課） 第4期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について 〔報告、質疑〕</p> <p>高齢障害福祉課審査 議案乙第20号 〔説明、質疑〕</p> <p>健康増進課審査 議案乙第20号 〔説明、質疑〕</p> <p>市民協働推進課審査 議案乙第20号 〔説明、質疑〕</p> <p>市民課審査 議案乙第20号、議案甲第24号 〔説明、質疑〕</p> <p>国保年金課審査 議案乙第21・第22号 〔説明、質疑〕</p> <p>税務課審査 議案乙第20号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（環境対策課） 第3次鳥栖市環境基本計画の策定の概要について 〔報告、質疑〕</p>

日 次	月 日	摘 要
第2日	9月16日（木）	<p>陳 情 陳情第11号 〔協議〕</p> <p>所管事務調査 スポーツ推進の在り方について 文化振興の在り方について 〔協議〕</p> <p>報告（スポーツ振興課） 久光スプリングス練習拠点施設関係について 〔報告、質疑〕</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第20～第22号・第27号、議案甲第24号 〔総括、採決〕</p>

日 次	月 日	摘 要
第 3 日	9 月 29 日 (水)	審査日程の決定 スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課審査 議案乙第29号 〔説明、質疑〕
		文化芸術振興課審査 議案乙第29号 〔説明、質疑〕
		地域福祉課審査 議案乙第29号 〔説明、質疑〕
		高齢障害福祉課審査 議案乙第29号 〔説明、質疑〕

日次	月 日	摘 要
第4日	9月30日(木)	<p>こども育成課審査 議案乙第29号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
		<p>健康増進課審査 議案乙第29号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
		<p>市民協働推進課審査 議案乙第29号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
		<p>市民課審査 議案乙第29号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
		<p>国保年金課審査 議案乙第29～第31号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
		<p>税務課審査 議案乙第29号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
		<p>環境対策課審査 議案乙第29号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>

日次	月日	摘要
第5日	10月4日(月)	<p>陳情 陳情第11号 〔協議〕</p> <p>議会報告会における意見・提言について 〔協議〕</p> <p>所管事務調査 スポーツ推進の在り方について 文化振興の在り方について 〔協議〕</p> <p>自由討議 議案審査 議案乙第29～第31号 〔総括、採決〕</p>

9月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和3年9月14日付託]

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算(第6号) [可決]

議案乙第21号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) [可決]

議案乙第22号令和3年度鳥栖市後期高齢者特別会計補正予算(第1号) [可決]

議案乙第27号専決処分事項の承認について [承認]

議案甲第24号専決処分事項の承認について [承認]

[令和3年9月16日 委員会議決]

[令和3年9月29日付託]

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について [認定]

議案乙第30号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について [認定]

議案乙第31号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について [認定]

[令和3年10月4日 委員会議決]

2 報告

第4期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について(地域福祉課)

第3次鳥栖市環境基本計画の策定の概要について(環境対策課)

久光スプリングス練習拠点施設関係について(スポーツ振興課)

3 陳情

陳情第11号野球競技施設に関する要望書

令和3年9月14日（火）

1 出席委員氏名

委員長 江副康成

副委員長 成富牧男

委員 藤田昌隆

委員 竹下繁己

委員 樋口伸一郎

委員 池田利幸

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 岩橋浩一

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 久家喜男

地域福祉課長補佐兼生活支援係長 豊増秀文

高齢障害福祉課長 武富美津子

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 犬丸喜代子

健康増進課長兼保健センター所長 名和麻美

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 白山淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈由美

スポーツ文化部長 佐藤敦美

スポーツ振興課長 小川智裕

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 牛嶋英彦

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 原祥雄
市民課長 山津和也
市民課整備係長 西山美沙
市民課長補佐兼市民係長 栗山英規
市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫
国保年金課長補佐兼健康保険係長 田中綾子
税務課長 佐々木利博
税務課長補佐兼管理収納係長 下川有美
税務課長補佐兼市民税係長 久保山智博
税務課固定資産税係長 有馬健次
環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次
環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛
環境対策課環境対策推進係長 北三希子

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

地域福祉課審査

議案乙第27号専決処分事項の承認について

[説明、質疑]

報告（地域福祉課）

第4期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について

[報告、質疑]

高齢障害福祉課審査

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

[説明、質疑]

健康増進課審査

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

市民協働推進課審査

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

市民課審査

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案甲第24号専決処分事項の承認について

〔説明、質疑〕

国保年金課審査

議案乙第21号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案乙第22号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

税務課審査

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑〕

報告（環境対策課）

第3次鳥栖市環境基本計画の策定の概要について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

1人

7 その他

なし

午前10時30分開会

江副康成委員長

令和3年9月定例会、厚生常任委員会を開きます。



審査日程の決定

江副康成委員長

委員会の審査日程についてお諮りいたします。

御手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

なお本定例会に関しましても、新型コロナウイルス感染予防対策といたしまして、部単位ではなく、課単位の審査、必要最小限の答弁者の入室、換気のための小まめな休憩などを行ってまいります。御了承のほど、お願いいたします。

付託された案件は、議案5件、送付された陳情1件となっております。

審査日程につきましては、本日14日に健康福祉みらい部、市民環境部の順に議案審査を行います。明日15日10時より、陳情協議及び所管事務調査、16日に現地視察、自由討議、総括、採決ということでお願いしたいと思います。審査日程につきましては、以上のとおり決したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきましては、御手元に配付のとおり決定いたしました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

成富牧男副委員長

おはようございます。

それでは、現地視察についてですが、今回、現地視察については、委員長とも話したんですけど、台風の影響も考えますので、特に皆さん方からなければ、今回は取りやめにしたいと思っております。

いずれにしろ、本日中に私のところまで、どうしてもやりたいというところがあればお申出ください。

以上です。

江副康成委員長

それでは、執行部の準備のため暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

oo

午前10時35分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oo

地域福祉課

議案乙第27号専決処分事項の承認について

江副康成委員長

これより健康福祉みらい部地域福祉課関係議案の審査を行います。

議案乙第27号専決処分事項の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

おはようございます。

ただいま議題となりました議案乙第27号専決処分事項の承認、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金につきまして、厚生常任委員会資料に基づき説明をいたします。資料の2ページをお願いいたします。

このことにつきましては、去る6月28日に専決処分を行っておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、現在、社会福祉協議会が実施をしております総合支援資金等の再貸付けが終了することなどによりまして、特例貸付けが利用できず、生活に困窮する世帯に対しまして、就労による自立を図るため、またそれが困難な場合には、生活保護への受給へつなげるために自立支援金を支給するものであります。

7月上旬に、県の社会福祉協議会からの情報を基に、本市で申請対象と思われる方約60名の方に対しまして、プッシュ方式で関係書類を送付したところでございます。そのときには申請が8月末になっておりましたが、その後、申請期間が11月末までに延長されたことによりまして、9月に再貸付けが終了する方で、この対象と思われる11名の方に対しまして追加の御案内をするなど、対象者の方への御案内をしたところでございます。

さらには今回の11月延長に伴いまして、既に7月御案内の方で、未申請の方に対しまして11月末まで申請期間が延長になっておりますということでお知らせをしたところでございます。

今後にもこのように御案内が必要な方に対しましては、随時お知らせをしていくこととしております。

なお実績でございますけれども、昨日13日時点で13世帯、給付総額が312万円のうち226万円の給付の処理を済ませております。この中には今後9月17日の振込予定分も含まれておりますけれども、226万円の給付をしたところでございます。

以上、簡単でございますけれども、議案乙第27号専決処分事項の承認の説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。これ7月上旬に60名送付で、プラス11名にまた送付されたことで、71名に送付をされたっていう——これ、社会福祉協議会からの情報を基にという部分、これは既に貸付けを借りてある方っていう理解になるんですか。

まずその部分を教えてもらっていいですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

この手続が再貸付けを終了した方が対象になってまいりますので、もともと7月でこの手続を行う際に、当時これに該当すると思われる方が60名いらっしゃいました。今回、11月まで申請期間が伸びましたので、8月以降、9月に再貸付けが終了されると思われる方が11名いらっしゃいましたので、その方の分をオンしております。

ですから、今後は10月、11月と再貸付けが終了される方がいらっしゃると思えば、その方たちを今後追加でまた御案内をしていくということになるかと思っております。

以上でございます。

池田利幸委員

ただいまの御説明ですと、要は借りてあった方に改めてっていう部分、そこに対しては、

もう通知も自動的にというか、市のほうからプッシュ型で送っているということでもんね。ですから逆に言えば、貸付けを我慢して受けられていなかった方には一切告知がない、この制度的にはないということですよ。

今新たについていう部分が、かなり問題になっているっちゃうか、現時点で今までは受けていなかったけど、生活にお困りの方っていっぱいいらっしゃると思うんですけど、そこに対しては、じゃあこれは使えないのであれば、ほかに何か策はあるんですかね。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

もともと緊急小口資金・総合支援資金の貸付けっていうのがございましたけれども、そういったものにつきましても、11月まで延長可能となっておりますので、まだ貸付けを受けられていない方については、そういったものを借りていただくということは可能かと思えます。

ただ今回、この制度は、そういったものの再貸付けが終わった方に対する分ですので、これから申請される方については、もともとの小口資金とか総合支援資金というのを活用していただくということになるかと思えます。

以上でございます。

成富牧男委員

この最初の予算の自立支援金の説明のところで、下から3行目の最後の「困窮する世帯に対して、就労による自立を図るため」、ここのところですね。「それが困難な場合には、円滑に生活保護の受給につなげるため」、これ、このまま読めば非常にいいこと書いてあって、ちょっと思ったんですが、「それが困難な場合には、円滑に生活保護の受給へつなげる」って、これ基準とかあるんですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今回のこの制度につきましては、御説明の中で申し上げましたけれども、今、成富副委員長からも御案内がありました、まずは就労による自立につなげていくということでございますので、常用就労とか、そういったものにつなげていくということを目的としております。

ただ、それがどうしても難しい方につきましては、生活保護の受給ということで、実際、就労につきましては、ハローワークとかへの相談とか、そういったものが必要になってまいります。そういったものが事情等によってできない、また様々な事情等があって、できない方につきましては、生活保護のほうへ移行といいますか、そういう手続をしていただくように窓口のほうで、自立支援センターのほうで状況聞き取りをしておりますので、その状況等に応じて、必要な手続を御案内しているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

あと1回しか聞きませんが、そういう対象者の中で役所のほうとしては、これを借りてもらってって思っていたとしても、例えば市民の方が、ちょっと私はもうとにかく生活保護を受けたいっていう相談が、それでもあれば、いやそれはもうこの支援金を受けてからなるのか、それはそれで話を、相談を受けられるのか、そこのところ。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

まずはそういった生活困窮の御相談があれば、こういった制度を御案内して、今回の分は給付でございますけれども、貸付けの場合には当然償還、お返しいただくというようなことが伴ってまいりますので、そういったことも十分説明をした上で、それでもやっぱり返すことが厳しいと、難しいといった方については、そういった生活保護っていう手続もございませんので、そちらのほうの御案内をいたしますけれども。

これまで大方がこういった国が示す制度を活用して、何とか今この窮地を乗り切って、御本人さんたちも頑張っていこうと言われる方が多くいらっしゃいますので、そういった形で手続をしているところでございます。

もちろんそういった御要望とございますか、話ができれば生活保護についての説明もしているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

最後、一般質問でも時々言っていますし、国会でも安倍首相やったですか、答弁したように生活保護は権利であると。そこのところをしっかりと相談者に分かってもらうようにしていただきたい、そういう対応をしていただきたいなと思います。

以上です。

藤田昌隆委員

これは貸付けだから、例えば3人世帯以上は10万円ということやけど、これは当然、貸付けだから、借りたら返さないかんやな。違うと。（「これは支給」と呼ぶ者あり）

これは支給？返さんでいいと。じゃあ返さんでよか——そうしたら、この3番目に、求職活動を行っている方っていうのが入っているけど、これは何で？返さなくてもよかつたら、求職活動とか要らんやん。

貸付けだから、返さないかんから、求職活動をきちんとチェックして、この人は返す気があるんだとか、借りっ放し、もう踏み倒してという考えもできるじゃん。俺はそういう意味で——この求職活動をしている方ってあるんだけど、この求職活動のチェックの方法は、ハローワーク？

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今回この制度が、今回の分は給付でございますので、いわゆる返還は伴いません。ただこの前段となりました貸付け等については、もちろん決められた日にちに返していただくというのはあるんですけども、今回この支給対象者の中には、そういった貸付けが終わった方であり、なおかつ、一定の収入とか資産の制限ございます。ですから、そこをクリアといいますか、上回らない方、なおかつ求職活動を行っている方ということで、この目的がまず今の苦しいときを何とか乗り切って、自立してほしいというところを目指しています。

ですから、就労、就活という意味では、毎月2回以上ハローワークに相談を行うことであるか、また毎月1回以上は自立支援センター、福祉事務所内にありますけれども、そこで相談を受けていただく。なおかつ、週1回以上は、具体的な求職の申込み、アクションを起こしていただく。そういったことをやっていただくというのがこの支給の条件になっておりますので、そういった意味で、求職活動を行っているということが、自立につなげていくという行動を起こしていただくことが必要だということになっております。

以上です。

藤田昌隆委員

ということは、そういう求職活動を行っている大きなチェック機関としてはハローワークよね。例えばこの人がきちんと求職活動しています、どこの企業に行って、どこに面接を、いつ受けて、そこまでチェックしている？

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

定期的にご本人様から、ハローワークからの証明とか、そういったものをもらっていただくとか、そういう確認はしております。

以上です。

藤田昌隆委員

要するにこれも、言葉悪いけど、どさくさに紛れていうのが見受け……。要するに、返さんでいいとなれば、そういうことがえてして起こりやすいから、そこはやっぱりきちんと、一生懸命やって、仕事を探すとか、そういう人と差がつかないように、ぜひチェックを、これは厳しくせんと、おかしいよ。だって、いろんな飲食店もあれだけ傷めつけられて、いろんな自助努力をしているわけでしょう。

だから、そういう人にも、差別がないように、不公平感が出ないように、ぜひそこもきちんとチェックはしてほしい。

以上。

池田利幸委員

これ71名に送付、今から11名でしょうけんが、その前は60名だと思うんですけど、現時点

での給付の申請を受け付けたのが13件ということですよね。残りの47世帯に関しては、まだ今から申請するつもりかもしれない。

あと、もう給付受け付けないで、何とか自分で頑張るよって言われる方もいらっしゃると思いますし、もうどうもできんしって言われる方も多分いらっしゃると思うんですけど、その状況ってどうなんですか。

この60名から既にもう生活保護への御案内とか、そういう部分の状況は今大体把握されている分どういう感じになっているんですかね。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今池田委員からおっしゃっていただきました初回が60名、それから追加で11名の方に御案内をさせてもらっております。結果的に昨日現在でそのうち13世帯から実際申請が通って、給付という手続に行っております。

それ以外の方ですけれども、実際相談等を受けて、電話等で聞き取りとかをしておりますので、その時点で該当しませんとか、そういった方も中にはいらっしゃいました。中にはやっぱり支給要件を満たさない方としては、収入の一定制限ございますので、その収入の要件にちょっと合致しない方が7件とか、いらっしゃいましたし、あと実際自営をされていらっしゃる方が、就職活動するとなると、自営のほうに影響してくることもあって、いや、それはできないよという方がいらっしゃるかと。

あと職場に、やっぱりそういったものを知られたくないということで、手続されなかった、そういった方々もいらっしゃいました。

もちろん、まだ今そういったことをちょっと悩んでいる方もいらっしゃるかもしれないってこともありまして、今回、改めて未申請の方全員に対して、申請期限は11月まで延長になっていますよと、必要であればということで、まずはお知らせくださいと。

結構ここ要件がありますので、いろんな手続をクリアしないといけないところありますから、そこがきちんとできるように、あらかじめお問合せさせていただいて、手続をしていくというやり方取っております。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。もう既に手厚くっていうか聞き取りまでされている、状況把握されている部分があったんで、もちろんいいですし——たださっき御説明いただいた分とかで、やっぱり漏れる方々で生活が苦しい方っていらっしゃる分はしっかり相談に乗って、ほかの支援だとか、自助の方向性とか導き出してもらえればありがたいなと思います。

以上です。

江副康成委員長

よろしいですかね。

竹下繁己委員

先ほど要件の中に世帯収入とか、資産が案件に合致しないというか、案件が——これまでの収入とかあるんですよ。

それってどのくらいか教えてもらっていいですか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

世帯収入につきましては、1人世帯であれば、収入が税込みで10万7,000円、2人世帯であれば15万円、3人世帯であれば17万8,000円以下というふうに基本的には生活保護の基準額以下ということでの設定をしているところでございます。

以上です。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

あとそれに資産も出てきますので、そこが単身世帯だと46万8,000円、2人世帯だと69万円、3人世帯だと84万円と。そういったものも要件として入ってまいります。

以上です。

竹下繁己委員

この案件が、コロナ感染症の影響が長期化する中でという話で、例えばコロナ禍になる前から就職活動をされている方とかいらっしゃるんじゃないかなと思うんですよ。その人たちにもこの給付金は合致するんですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

様々な事情で、今コロナ禍の中で、いろいろ御苦労されている方いらっしゃると思いますけれども、今回この給付金が対象になりますのは、総合支援貸付け等を既に借りていらっしゃって、それが終了する方、それまでは貸付けだったんですけども、それでもやっぱり苦しいという方に対して、別の制度として給付という形で出てまいります。ですので、条件としてそういったことを既にされていらっしゃる方でなければ対象になりません。

以上です。

竹下繁己委員

コロナ禍になって離職されたとか、そういった方がその貸付けを利用される案件だったのかな。なるほどですね、分かりました。

最後に1個。これは鳥栖市独自の取組ですか。それとも全国的にやっている取組なのかを教えてください。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今回のこの給付金につきましては、国がお示しをしたコロナの追加支援策ということでございます。

以上です。

江副康成委員長

よろしいですかね。

牧瀬昭子委員

この申請の在り方について教えていただきたいんですが、申請をしに行かれる方は、予約制になっていますか。それとも自由に行っているのでしょうか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

あらかじめ御案内しております書類の中で、チェックシート、まずは御自身で該当するかというのを見てくださいということでチェックシートを同封しております。ただ、それではなかなか分かりにくい方もいらっしゃるでしょうから、そういった場合には、遠慮なくお問合せくださいということで、電話とかをしていただければ、まずそこで聞き取り等しながら、もしかしたらその時点で該当しませんという方もいらっしゃるかもしれないので、基本的にそういう形で連絡を取り合って、必要であれば来ていただく。もちろん、時間が17時とか難しければ、夜とか土日とかも含め、そこは御案内の中でさせていただいております。

以上です。

牧瀬昭子委員

コロナ禍で、学校とか幼稚園とかで、濃厚接触者になるとかで、実際に行けなくなるとか、お仕事も、コロナの濃厚接触の方がおられたので、自分が行けなくなったとか、そういう方も結構おられるようなので、そういう方にも先ほど電話で受付をされているということですが、直前になって、時間のやりくりが難しかったとかいうこともあって、一旦はいいけど結局駄目だったってということで、もう休みまで取って行ったのにどうしようもないのかと思ってすごく落胆されて帰られたっていうケースをちょっとお伺いしたんですね。

ですから、先ほどおっしゃっていただいたみたいに、前もって調整ができる範囲で時間も、少し長めに、17時15分でということではなく、少しその辺りの配慮をいただければなと思います。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

時間についてはできるだけ御相談者の方に寄り添った形だと思っております。お電話で受付といいますか、まずはお電話で聞き取りということで、概要等説明をし、必要な書類等をお伝えするんですが、どうしてもやっぱり通帳を確認させていただくとか、あと書類を書きいただくとか、そういったことになってまいりますので、お電話で一定聞き取りした上で、

お越しいただくという形にはなってしまいますけれども、できるだけそういったことで事前の対応はしているところでございます。

以上です。

江副康成委員長

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



報告（地域福祉課）

第4期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について

江副康成委員長

次に、議案外ではございますが、執行部からの御報告を受けたいと思います。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

議案外でございますけれども、第4期鳥栖市地域福祉計画、それから地域福祉活動計画につきまして、進捗状況について御報告をさせていただきます。資料はタブレットの厚生常任委員会資料（議案外）にて行います。

本日の説明でございますけれども、去る8月30日に、外部委員会であります策定委員会を開催しておりまして、そこでの資料から抜粋して説明をさせていただきます。

資料の2ページ、3ページをお願いいたします。

この第4期鳥栖市地域福祉計画、地域福祉活動計画につきましては、さきの6月定例会で御報告をしておりましたように、計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とし、地域福祉推進の主体であります地域住民の皆様の参加を得ながら、生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容であるとか、量、それから体制等について、庁内はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議を行いまして、現在、市社会福祉協議会と一体となって昨年度より策定作業を進めているところでございます。

4ページ、5ページに計画の基本姿勢、それから基本的な視点ということでお示しをしておりますけれども、本計画は、今年度からスタートしております第7次鳥栖市総合計画に沿った計画となっております、(1)の基本姿勢、それから(2)の基本的な視点では、その総合

計画で示す基本的方針から、地域共生社会の実現といった福祉分野に関する考え方、それから法的根拠の内容、そして、SDGsの視点との関連性など、そういったものについて記載をしております。

次に、資料6ページですけれども、鳥栖市の課題ということでお示しをしております。

これは本年2月から3月にかけて実施をしております市民アンケート、それから6月、7月で開催いたしました住民座談会、ここでの意見を参考に第3期計画の振り返りを行う中で見えてきた課題、そういったものを整理しながら、第4期計画の体系として整理をしたものでございまして、その体系が7ページにお示しするものでございます。

現在の資料では、計画の体系は、左が第3期現行計画、右が新しい第4期計画になっております。

基本的には先ほど申しましたように、これまでの3期計画等を踏襲しながら、今の第7次計画を踏まえて策定をしておりますので、基本的な考え方は変わっておりませんので、体系も大きく変わってございませんが、若干ここの変更等しております。なおかつ、この部分については、今、外部策定委員会のほうでも様々意見が出ておりまして、また今月末に予定をしております策定委員会の中で、若干の修正、変更が出てくるものと思っております。今日の時点では、8月時点で話をさせてもらっております。

8ページには、第3期計画と、今度の第4期計画の違い、変更点等をお示ししております。

かいつまんで言いますと、まず第4期計画では、言いましたように市の総合計画を上位計画と位置づけておりまして、体系、市の現状、SDGsの導入とか、そういったものについては、総計のスタイルを踏襲し、策定をすることとしております。

それから地域福祉活動計画でございますが、第3期計画では、地域福祉計画に沿った社会福祉協議会の事業を体系化するものとして、これまでは社会福祉協議会で策定をしておりましたけれども、そうなることで市全体の福祉活動として見えにくいところもあったという反省点もございまして、今回の第4期計画では、この地域福祉計画に基づく市と市社会福祉協議会の取組、それから市民の皆様ができる取組等についてを体系化して、市と社協の地域福祉計画における、実施計画的意味合いのものとして策定したいと考えております。

その中で、市民の皆さんに関わる部分につきましては、これまで市民の役割ということで、市民に押しつけているかのような表現がございましたので、その部分を市民にできることとして、市民の皆さんに活動していただくことを体系化するようにしております。

このことにつきましては、地域活動団体、今回様々関わってもらっておりますけれども、その方たちが担い手として市民に求める姿、そういったものを記載するなど、第3期の今の表現を少し軟らかくしながら理解をしていただけるような形に持っていきたいと思っております。

ます。

それから指標の部分ですけれども、第3期計画では、市民アンケート、それから事業実績からの取組方向ごとに1つないしは2つ設定をしておりましたけれども、計画の性格上、取組の方向に重複する部分もありましたので、体系を今後見直そうと思っておりますので、この資料分につきましては、また後ほど説明いたしますけれども、今後の策定委員会等の議論等を踏まえながら、より分かりやすくイメージ実感しやすい設定を検討してまいりたいと思っております。

それから事業活動の管理部分につきましては、第3期計画では、市及び市社会福祉協議会がそれぞれ進行管理を行ってきましてけれども、今回の第4期計画では、市と社会福祉協議会が一体となって計画を策定いたしますので、その上で取組を進めてまいりますので、年度ごとに、市と社協とで一緒になって進行管理が行える、そういったものを考えていながら、そういったものについては別表で管理をしていきたいと考えております。

最後に、計画の点検評価部分につきましては、これは5年ごとに計画の見直しを行う際には、市民アンケートと座談会を通してやってきております。今後、庁内体制はもちろんですけれども、まちづくり推進協議会とか、現在担い手として計画にも携わっていただいている策定委員の皆さんとかにも関わっていただきながら点検評価できるような仕組みを本計画では考えていきたいというふうに思っております。

具体的に9ページから21ページに、その3つの体系の基本目標ごとの現状と課題、それからアンケート等で出された意見、それから市民、市、社協それぞれの取組、そういったものを記載してございます。

先ほど言いましたように、今まだ策定委員会でもいろんな御意見頂きながら庁内でも中身を精査しているところがございますので、この分につきましては、また次回の機会の説明をさせていただこうと思っております。

それから資料の22ページでございますけれども、計画の推進体制と進行管理の部分につきましては、目標達成に向けまして本計画の主体者がそれぞれ連携して情報共有を図りながら地域福祉の課題解決を図っていくということにしております。

ですので、今後まち協であるとか外部委員会、そういった御意見等も参考にしながら、この委員会のほうでも報告できればと思っております。

最後に資料23ページの今後のスケジュール案でございます。先ほど触れましたように今月末策定委員会を計画しておりますので、そこで計画素案を策定し、10月の上旬から中旬にかけて議会へパブ・コメの説明をさせていただいて、その上で、まち協に出向いて内容等説明をしながら市民の皆様の理解や浸透を図る、また意見を求めたいと思っております。

その辺の手続を踏まえて来年1月、策定委員会を再度開催し、そこで内容を詰めまして2月に本計画として策定する予定でございます。

以上で議案外の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

江副康成委員長

ありがとうございました。この際ですので、確認したいことや意見等ございましたらお受けしたいと思います。

牧瀬昭子委員

御説明の中で、アンケートの中に災害時について書かれたページが17ページのほうにありまして、鳥栖市は特に近隣の方々が、昔からの付き合いのある方がおられる地域もあれば、災害のときとかにどういうふうにして、誰に言っているのか分からないというケースがあるというふうに、ここにも書かれています。

住民の中に寄せられている声ですので、こういった声を基にボランティアで来てくださる方へどうおつなぎするのかっていうのを具体的に考えなければならないと思いますが、現在社協さんとの連携というところが一番濃いと思いますけれども、社協の役割として、ふだん活動されている方の活動の形態とか中身とかを見ていますと、やはり福祉とか、介護とかそういうことに関わる方々が多く見受けられると思うんですね。

ただ今回、災害時のボランティアさんたちの活動などを見ていますと、やはり重機を持たれている方ですとか、山仕事をされている方ですとか、そういった方々の活動がもうとても秀でていてその活動を役立てておられるなというふうに思いました。

ですから、市民協働推進課と一体になった動きっていうのを、ぜひ色濃く今後第7次も含めてやっていかなければならないと思うのですが、その辺りは今後どのように連携させていられるのかというのが、もし計画の中であれば、お願いします。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今牧瀬委員からおっしゃっていただきました今回災害が発生したってこともありまして、そういったボランティアに関する御質問頂きましたし、そういったことに対する皆さんの期待も含め、あるのかなと思っております。

具体的な中身につきましては、今もちろん検討してありますし、まだ最終的なものをここでお示しできておりませんが、今回、安心安全に暮らすっていう基本目標の1つに据えておりますので、そういった中で、市民協働もそうですけれども、社会福祉協議会、そういうところと、あと民間の活動者の方、そういった方たちの声を生かした取組っていうのを、できるだけ具現化できるように、今後そういうような検討をしていきたいと思っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

市民協働の中の方々の動きというのはもう日頃されている活動が、実際災害時にとっても役立てられますので、ぜひよろしくをお願いします。

その中で、委託と補助についての考え方ですが、第7次でも市民協働を中心に据えた仕組みづくりというのが鳥栖市で進んでいる中で、補助金頼りになっているのは、鳥栖市が本当に率先してやっているのかというのが、やっぱり市民側から見えにくいと思うんですね。

鳥栖市として市民協働ですとか、市民が一緒になったまちづくりということで進めていこうとなるのであれば、ボランティア活動をもちろん促進していくとともに、そういう活動されている方と一緒にやっていくっていう委託の方向に市民活動も力をつけていくと思いますし、委託の流れっていうのも、ぜひつくっていただけるように、仕組み化していただきたいのですが、いかがでしょうか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

現在、社会福祉協議会ともいろんな形で様々議論をしながら検討しておりますので、今牧瀬委員が言っていたことも含め今後、念頭に入れながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。マスタープランももちろんそうですし、今回の第4期地域福祉計画の中でも、策定の趣旨っていう部分で、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を越えて地域住民や、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指す地域共生社会の考え方の注目が集まっていて、私も今までの一般質問とかで、もちろんさせてもらって、国が示している重層的支援の理念を、本当に盛り込んでいただいているやつになると思うんで。

この重層的支援の位置づけっていうか、1つの計画だけじゃないんですよね。縦割りっていう部分、障害ももちろんそうですし、子供の教育もそうですし。そこに関する関連機関、学校関係、警察ももちろんそうでしょうし、いろんな機関がつながるってことで初めて達成できるっていう趣旨、理念だと思うんで。

ですから、他の計画とのひもづけ、連動がないと、単独計画になってしまうんですね。

その辺もよく加味していただいて、全体で達成できる計画をお願いしたいなと思っております。

江副康成委員長

答弁よろしいですかね。

池田利幸委員

はい。

成富牧男委員

関連して22ページに計画の推進体制と進行管理っていうのがありますよね。それで、私がいつも申し上げているのは——23ページに、第4期計画の策定が2月末とありますよね。そこで、ああできたよかったと、じゃなくて、そこは新たなスタート。

そういう意味で今度は22ページの日頃の情報共有もそうですけど、この地域福祉計画で、どういうことを鳥栖市としてはやろうとしているのかということ、関係者をはじめ、皆さんに浸透していくというのがスタートと思うんですよ。

そういう意味では計画策定する、その過程では、いろいろ意見も集約して、ワークショップも開いてとかありましょうけど、それと同じかそれ以上のエネルギーを持って、皆さん方にいろいろお話聞いて、だから、こういうものをつくりましたっちゅうことも徹底、情報共有の一番大事なところだと思いますので、よろしくお願いします。

藤田昌隆委員

今回、第4期ということやけど、今まで新しい期に移る5年間って言ったかな、移るときに、やっぱり計画を立てた、要するに目標を立てた、そして実績評価。こういう——総合計画もそうやけど、非常に言葉が具体的じゃない。明るいまちづくりをしようとか、何ねっち。具体的に何ですかっていうのがないのに、例えばこれは70%っちゅう、ただアンケートで、ボランティアに何人参加したからどうのこうのってしとるけど。

どういった形でその実績評価をしているわけ？例えば第3期の具体的な目標がないのに、具体的な何々をしようとか、例えばこの家を建てようとかボランティアを10人絶対つくろうとか、そういう具体的な目標がないじゃん。数字的に。そういうのに、どうやって実績評価をやっていますか。教えてください。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

これまでの計画では、それぞれの取組、社協と市の取組に対して、実績というのを、特に市のほうでは関係各課のほうに取組の実績調査をしております。単年度ごとに、取組に対してどういった成果があったのか、そういったものを徴収しております。

そういったものの中から市民の皆さんがどう福祉の取組に対して感じていらっしゃるのかというのをアンケートでお聞きしております、そのアンケートの数字というのをこれまでの計画では、目標という形で据えておりました。

今回藤田委員が言われますように、確かにここで書いていることは、私たちが分かりやすい計画をとら思っておりますけれども、市民の皆さんにとってはなかなか分かりにくいところもあるかと思えます。特に生活課題に対してどうアプローチで取り組んでいくかっていうのがこの計画になってきますので、そういったものについては、市民の皆さんに対して、さっき成富委員も言われましたけど、具体的にできました、これをこういう形でこがんでいこうと思っておりますという形で、何か目に見える形で、資料といいますか、そういったものを作成等もしながら、市民の皆さんにそこは分かっていたいて、その上で、またアンケートはしますけど、そこに数値として上がってくるよう、そういった仕組みを考えていけないといけないなということを考えております。

以上です。

藤田昌隆委員

例えば資料として福祉に関心がある人、令和3年の実績が85.6%、目標は90%、9ページか、あるやん。アンケートで答えて、いや、関心がありますよ、だから85.6%になりましたという出し方でしょうけど。その辺をもっと——これ市役所全体の問題なんよね、全部フアジー。具体的な目標がないから具体的な実績が出ない。数字でなかなか計れない。だから、できたんじゃないぐらいで、また次に進む。

だから例えば、社協と一緒にタッグを組むんだったら、逆に、お互いここまで100人までボランティアを持っていこうとか。そういう具体的な目標をぜひ少しでも掲げてほしいと。そうしないとそれは評価じゃない、実績じゃないと自分は思うんで、次につなげるためには、1回具体的な目標を、小さい数字でいいから出して、少しでも数値化して、少しでも数値で把握できるようなことをぜひ盛り込んで、今から少しずつ盛り込んでほしい。

以上です。

江副康成委員長

よろしいですかね。

樋口伸一郎委員

全体に関して、例えば民生委員とかいう単語も入っていますよね。それとか福祉サービス関係のこととか入っていますよね。取組とか、今後の目指した目標、今出ている部分っていうのはここに書かれていて分かるんですけど。

今までたくさんの議員さんが一般質問等でもされていると思うんですけど、肝腎の、例えばサービス自体を充実させていくということは、もう意図はよく分かるんですけど、その肝腎の民生委員さんでいったら、その分母っていうか、担い手とか、少ないわけじゃないですか。活動はどんどんしてもらって、そこもひいては新たな方の誘致になるかもしれんですけど

ど。サービスをする人とか、民生委員さん自体も今後に向けた取組とかはないじゃないですか。

ですから、そこはどういうふうに分かっているのかなと思って。もちろんサービスの環境としてはやっていきますよっていうのは分かります。ただ課題としては、民生委員さん自体がおらんとか、サービス支援員っていうか、そうした関係者っていうのが、すごく集めるのも担い手を見つけるのも大変という課題は、重々認識されてありますんで。

その辺も考えてどうですか。この中には反映できないのかもしれないですけど。そこもやっぱり同時にやっていかんと環境自体は構築されていかないので。

その考え方、今見えていない部分になりますけど。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

本日お示ししております資料が、先日の委員会の中から抜粋をしておりますので、今樋口委員からおっしゃっていただいた民生委員さんというのも福祉計画の中で非常に大きな位置づけにあります。アンケートの結果でも残念ながら民生委員を知らないという数字も出たので、そこら辺の改善といいますか、していかないといけないってこともございますので、それについて今見えておりませんが、今後別表でつくる計画の中で、個別具体的にそういったものについて、織り込んでいくってところを今考えております。

樋口伸一郎委員

ぜひここに表記してくださいとかいうことでもないのですが、これをやりつつも、片隅には今後それが増していく課題だということ認識して、さっき言われたように一方のほうで取り組んでいくってような検討とか、そういうことをしてほしいというふうに要望しておきます。

終わります。

江副康成委員長

よろしいですかね。

[発言する者なし]

執行部からの報告を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩



〔「はい」と呼ぶ者あり〕

特になければ終わりますよ。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

oo

午前11時32分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oo

健康増進課

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

江副康成委員長

次に、健康増進課関係議案の審査を行います。

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

健康増進課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会資料に従って御説明をいたします。

歳入でございます。委員会資料の2ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金、健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業費補助金につきましては、健（検）診情報について、マイナンバー制度を活用し、マイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連

携を開始するために必要なシステムを整備するための経費の補助でございます。

平成27年から予防接種、平成31年から乳幼児健診、妊婦健診で同様の整備をしており、今回は健康増進法に基づく歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診及びがん検診に関するシステム整備となっております。

補助金は2つに分かれており、補助率は2分の1と3分の2とございます。市町村のシステム整備の補助が2分の1、中間サーバーに登録するためのシステム整備が3分の2となっております。合わせて歳入が233万5,000円となっております。

続きまして、歳出でございます。2ページの一番下のところでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節12委託料につきましては、先ほど歳入で説明しましたシステム改修でございます399万3,000円で、内訳は先ほどのとおり市町村が保有するシステム整備のほうに195万8,000円、中間サーバーに登録するためのシステム整備のほうで203万5,000円、合わせて399万3,000円となっております。

以上でございます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。どなたかございますか。

成富牧男委員

国庫補助金の歳入のほうでいいかな。この情報標準化整備事業費というのは、さっきの話では平成27年？

いつぐらいから始まって、いつぐらいで終わるんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

最初が、平成27年に予防接種が……（発言する者あり）それが最初でございます。平成31年が乳幼児健診とか妊婦健診、母子の分のシステム分でございます。今回は大人の分の健康増進事業の分の検診となっております。

成富牧男委員

終わりはいつでしょうか。それとここでしか恥ずかしくて聞けんから、健（検）診の「健」と「検」の違いについても教えてください。

健診と検診の違い。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

基本的に健康の健を使う分は、一般的な疾患があるかどうかというのを見るような、例えば乳児健診とか、妊婦健診とかいうほうに健康の「健」のほうを使います。

疾患名を名指ししてっていうか、決めて、例えばその病気があるか、歯周疾患検診とか、がん検診とかいうようなときには検査の「検」のほうを使います。

全体の終了ですけれども、現在も予防接種とか母子が進んで、あと大人のほうの検診が進んで、今後何かがあるようなところは現在のところは聞いてございません。

この事業が来年の6月からの稼働というふう聞いております。

成富牧男委員

健康増進課関係だけではなくて、市民課のシステムなんかも今ずーっと、それこそデジタル庁というのが出来て今国がどんどん推進していますよね。私はよかばかりじゃないっていう立場ですけど、それはちょっと置いておいて。今までもう個別に鳥栖市独自のやつをやっていた部分があるのか。それが国の標準化事業によって、市独自のやつが少し変わるとか、前のままがよかったのにねとかいうのがあるのか。よかばかりなのか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

市独自では健康管理システムというのを持っておりまして、全国標準化するための様式っていうのが国から示されて、そこに吐き出すためのシステムの整備を市町村側としてはするという形になっています。

様式が統一されることで、例えば問診票の項目を統一するとか、必須の分と任意の分とありますので、どこまでそこを市町村でデータとして持つておくかというのの検討があるんですけども、基本的には健康管理システム、うちのほうを持っている健康管理システムから全国統一の分に吐き出すためのシステム改修を、1つはする……。

成富牧男委員

今のところ、特別——上のほうから今までやりよったやつを、もうそんなことをせんで、これに統一しろとかいうことで困るというものは特段ないということですかね。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

特段困るということは——この改修の費用がかかるということです。

江副康成委員長

よろしいですか。ほかに。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

まず教えていただきたいのが、それぞれの公民館の築年数を、設置された年数と併せて教えてください。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

萱方町公民館につきましては、今の建物について平成7年に設置をされております。それから西田町公民館につきましては、平成25年、松原町公民館につきましては、平成11年にそれぞれ建設をされております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

具体的にありがとうございます。今まで建てられた後に、この補助金を使われた回数っていうのは今回が初めてですか。それとも何回目かですか。

原祥雄市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

萱方町公民館につきましては、今回が3回目の改修になります。先ほど課長が申し上げましたとおり平成7年に新築を行いまして、平成20年度、そして平成29年度に改修工事を行っております。

続きまして、西田町公民館につきましては、平成25年度の新築以降、改修工事は行われておりません。そして松原町公民館につきましては、平成10年度に新築を行いました後、平成22年度、そして平成27年度に同じように改修工事をなされております。

以上、お答えといたします。

牧瀬昭子委員

今回この3件を決められた前に、申請を行われたところがもしあったら教えていただいて、なかったらいいんですけども、もしあったのであればこの3件に絞られた経緯とかがあったら教えてください。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

この自治公民館建設等補助金につきましては、今回補正でお願いしている3つの町区以外に9月議会に間に合うように相談があっているところはございません。

この補助金につきましては、基本的に該当する工事であれば全て対応させていただいているところでございます。

以上でございます

江副康成委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時14分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午後 1 時19分開会

江副康成委員長

再開いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

市民課

議案乙第20号令和 3 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）

江副康成委員長

次に、市民課関係議案の審査を行います。

初めに議案乙第20号令和 3 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

山津和也市民課長

議案乙第20号令和 3 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）の市民課分について御説明いたします。補正予算説明資料 3 ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 住民基本台帳費の節 1 報酬から節 8 旅費までの経費は、この後節13使用料及び賃借料で御説明いたしますマイナンバーカードオンライン申請補助端末——以下マイナ・アシストと言わせていただきます——でのオンライン申請に主に従事していただきます会計年度任用職員の人件費でございます。

続きまして、節13使用料及び賃借料につきましては、資料は 5 ページ、6 ページをお願いいたします。

8 月末現在、マイナンバーカードの鳥栖市の交付率は約36%で、鳥栖市民の 3 人に 1 人が所有していることになっております。しかしながら、4 月でマイナポイントの制度が締め切

られた後では、交付の数も徐々に少なくなっております。そこで少しでも交付数を伸ばすために、マイナ・アシストを導入する経費でございます。

マイナ・アシストは、マイナンバーカードのオンライン申請に特化したタブレット型申請補助端末で、自治体窓口でのマイナンバーカードのオンライン申請が容易になります。タブレット端末1台で、個人番号カード交付申請ID、QRコードの読み取りから顔写真の撮影、申請内容の確認、オンライン申請まで簡単に素早く行うことができ、約5分でマイナンバーカードのオンライン申請が完了いたします。しかも、送信データは暗号化、申請データは端末内に残らないので、セキュリティに関しても十分に配慮されたシステム端末タブレットとなっております。

なお、今回補正の人件費及びマイナ・アシスト導入経費につきましては、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象となり、補助率は10分の10でございます。導入後、まずは市民課の窓口で申請を受け付ける予定ですが、その後は、まちづくり推進センターや図書館、企業などにも出向いて申請を受け付ける出張申請も行い、カードの普及促進に努めたいと考えております。

以上で説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

池田利幸委員

まずこれオンライン化を促進ってことですけど、結局つくる市民の皆さんは市役所に来てもらわないといけないってことですね、まずその確認です。

山津和也市民課長

出張申請以外につきましては、市役所に来ていただくような形になります。

池田利幸委員

マイナンバーカードオンライン申請補助端末、これが年額の32万760円の3年間で、96万2,280円っていう――今課長の御説明の中に人件費まで含むって言われた……、すいません僕最初の3ページを見てなかったけんですかね、金額に差があるんですかね。

人件費って国の10分の10で幾ら見られるんですか。

山津和也市民課長

全額補助対象となります。

池田利幸委員

じゃあ賃借と、新たにオンライン申請を受け付ける分、要は1人別で、改めて雇いますっていう部分までと、その人の研修等とかまで含めて全てを国が10分の10見ますよっていうこ

とでいいですかね。

山津和也市民課長

池田議員の言われるとおりでございます。

池田利幸委員

分かりました。ありがとうございます。

江副康成委員長

ほかは。

成富牧男委員

3ページの会計年度任用職員の報酬やけど、この補正額だけ見たら100万7,000円。これはプラス1の……。

で、全体として、最初の補正前の予算額401万4,000円という金額があるんだけど、これはもう別のところなのか。できれば、こことここですよというのが分かれば。

山津和也市民課長

補正前の予算につきましても、マイナンバーに関する事務をしていただくための会計年度任用職員の2名分の人件費となっております。

以上です。

成富牧男委員

これ当初から分かんやっただと？

山津和也市民課長

今回の人件費につきましては、今回導入いたしますマイナ・アシスト、これに従事していただきます人件費となっておりますので、当初では把握することはできませんでした。

以上です。

成富牧男委員

当初では把握できなかったなら、ほかの市町も今——国が後から言うたわけ？国が遅れて、当初には間に合わないように言ったってことやろ？マイナンバーを促進するためのこういうシステムを、当初に間に合うごとは発表していなかったと？

山津和也市民課長

当初の頃につきましては、マイナ・アシストはありましたけれども、マイナポイントの関係がございまして、申請数、交付数とも伸びておりましたので、その時点ではマイナ・アシストを入れる予定はございませんでした。ただ今回、先ほども御説明いたしましたけれども、マイナポイントの申込みが終了した後は、交付申請が減りましたので、それに伴い今度何かいい手はないかということで、マイナ・アシストを導入したら、また申請数が少しは伸びる

のではないかというようなことで、今回補正に計上させていただいております。

成富牧男委員

国からのノルマか何かあるわけ？

山津和也市民課長

ノルマといいますか、国といたしましては、来年度末までに全員マイナンバーカードを保有するというような計画を持っております。

以上です。

成富牧男委員

おりますじゃなくて、追い立てられよつとですかって聞きよると。

山津和也市民課長

そのとおりでございます。

成富牧男委員

今の話やったら、自治体でしよるところとしよらんところとあるわけ？鳥栖市もこれは一当初から既にあつたわけやろ。あつたけどせんやった。で今9月、しよるばってん、さっきのお話のごと、ポイントが切れたら多分こうなるというのは容易に予測されたらと思うたいね。でもしなかった。よそも一緒に導入しよるのかと思つたら、例えば東部だけでもいいけど県内ではどんな感じですか。

山津和也市民課長

県内は調べておりませんが、近くの三養基郡内でいきますと、みやき町は既に導入をされております。基山町につきましては、うちと同じように、これから導入される予定となっております、上峰町は導入しておりません。

以上です。

成富牧男委員

そうなると、絶対導入せないかんとではなかつたわけよね。そうなるとメリット——今までの言われてきとるけど、本人が自主的にせんやった結果で、今がっちゅうか、こうなりかけてきよるわけやろ？申請率がね。

それを10分の10とはいえ、嘱託職員も全部とにかく10分の10？とはいえ、税金っちゃ税金たいね。そこのところをやっぱり本当に——私たちは基本的にまだやばいなと思つているわけ、いろいろセキュリティとか。さっき福祉の関係も、どんどんどんどん個人情報、マイナンバーとは直接関係ないけど、中央のほうに集まるような、非常に危ういというふうに受け止めておるとばってん。

これにしても、もう少し合わせるならば、多分もう自治体から市長会などで言っています

よっちゅう話はあると思うけど、きちっとしたセキュリティを合わせてしよらんと——それと私も申請しとらんけど、申請しない人が肩身の狭い思いっちゃうか、それこそ極端に言うて国策に反した、そういう目で見られる。今ワクチンの何かみたいな傾向があるけど、そういうふうにならんごと、とにかくまず今できるのは、セキュリティをしっかりとやるということについて、常日頃から要望を合わせてしよらんといかんなどということだけ言うときます。

江副康成委員長

ほかに。

樋口伸一郎委員

目的です。目的は、市民のマイナンバーカードの申請をとか、カードのさらなる普及促進ですよね。これ文句ありません。ただカードのさらなる普及促進に努められるっちゃうことですけど、これまでも税金の関係で、例えばこのマイナンバーカードを作ったことによる利便性で今まで窓口でしかできなかつたことが、違うところでもできるようになりますよとかいう、その利便性があって、カードの普及促進に努めてこられたわけじゃないですか。

ですから、今回はこのカードそのものを発行して作ると、そのものが便利になったけんが、それによるカードの促進ですよね。プラス今よりも、見込みとしては必ず多くなってくるっていう見込みじゃないですか、これを入れるっちゃうことはですよ。今までよりも簡単に作れますから作ってくださいよっていうことですよ。

僕はそれに、今まで——知ってある方も多いでしょうけど、知らん方がこのカードを作りやすいシステムでつくることによって、その先にはコンビニでどうのこうのできるっていうところも合わせて、やっぱ普及促進は努めていかなんと思うんですよ。

これ作るのみですか。その辺のお考えどうです？セットにして、じゃあ今まで作りに来られた方が、プラス1人でも2人でも増えるという見込みなので、そこに来た人に合わせて作ったことによる利便性も足していくべきじゃないかなと思うんですけど、そこどうですか。

作ることそのものの促進はもうできるのは分かったの。今までやってきた取組との関係性。

山津和也市民課長

樋口議員おっしゃるとおりでございまして、カードを作ることが目的ではなくて、カードを利用していただくことが目的となっておりますので、カードを作る利便性につきましても、今後促進っていうか、啓発をしていきたいと思っております。

今国のほうでも、テレビCM等も流して、こういうふうな便利なことがあるよということでやっているところでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。この地区に来られた方、鳥栖市でできる利便性、作った先の利便性も一緒に加えて、その方からもまた広まるかもしれないので、ぜひ取り組んでください。

池田利幸委員

タブレットの導入って、1台の予定ですか。

山津和也市民課長

1台の予定でございます。

池田利幸委員

あと基本的に出張ではしないって言われたじゃないですか。今まで作っていない人たちが作らない理由は、子育て世代だったら、子供2人抱えて役所に来るような余裕なかよって、多分そうっていうか、実際うちもそうなんですよね。

例えば健診、子供たちで1歳半とか3歳健診とか言って、その場でもうすぐできますよって、そこで受け付けますよって言えば、じゃあ作ろうかなっていうのもあるけど。

国が100%目指しましょう、タブレット1台なので市役所にしかありませんって、今二万何千人が作ってあるんですよね。残り5万人近くは、じゃあ皆さん役所に絶対1回は来て、そこで5万人は作ってくださいねっていう形なんですよね。

どっちかという今の使い方でしたら、市民の利便性を上げるというより、役所の皆さんの作業の手間が減るっていうだけじゃないかなっていう気はするんですよね。

山津和也市民課長

出張申請というところも考えておまして、まちづくり推進センターや図書館、企業などにも出向いて申請を受け付ける予定をしております。人が集まる場所、今はコロナの関係がございまして、なかなか難しいと思いますけれども、そういう人が集まる場所に出向いて出張申請というのをしたいと思っております。

池田利幸委員

だから僕最初に何台入れるんですかって聞いたんですよ。まちセンに行って、受け付けしている間に、市役所に申請しに来た人は受けられませんっていう話になるんじゃないですかかっていうことなんですよね、結局は。

ですから、その辺考えていただきたい。もう答え要らないです。

江副康成委員長

ほかに。

竹下繁己委員

まず確認ですけど、補正前の予算の報酬の400万円は2人分の会計年度任用職員報酬で、今度補正で上がってきたのは、もう一人新しく任用するということによろしかったですか。

山津和也市民課長

そのとおりでございます。

竹下繁己委員

もともといらっしゃった任用職員さんの職務内容と、今度新しく任用される方の職務の内容をそれぞれ教えてもらっていいですか。

山津和也市民課長

今までいらっしゃった会計年度任用職員の方につきましては、マイナンバーの申請や、交付前設定、また、マイナンバーを取りに来られた方へのカードの交付などをしていただいております。

今回お願いしております会計年度任用職員につきましては、このマイナ・アシストを主な業務として就いていただくような予定にしております。

以上です。

竹下繁己委員

申請数が減ってきたんですね。前からいらっしゃった任用職員さんの職務はちょっと減ってきているんじゃないかなと僕は感じて、この申請補助端末用にもう一人雇うよりも、前おらっしゃった2人で、それをカバーできんのかなあと僕は思うんですけど、そこら辺どうですか。

もしくは国がこの端末を入れるならば1人専門で任用しなさいとか、そういう取組があるのか含めて教えてもらっていいですか。

山津和也市民課長

この端末を使うのに1人雇いなさいというようなことはございませんけれども、交付数が多かったときにつきましては、残業等いたしまして業務を行っていたところです。それが現在、交付数が若干減って安定してきておりますので、時間内に2人いればできるというような形になっております。

新しく任用する方につきましては、このマイナ・アシストのほうに従事をしていただくというようなことを考えております。

竹下繁己委員

申請数が減ってきて、ちょうどいいぐらいの職務内容に現在はなっとなって、もう残業させたくないから残業代を払わんでいいように新しく1人増員するっていうことですかね。

栗山英規市民課長補佐兼市民係長

今、会計年度任用職員、マイナンバー関係で2名任用しております。今回補正でお一人お願いしております。10月から任用を行う予定といたしております。

この方につきましては、マイナンバーカードの申請、とにかく市民の方に促すっていうことで行いたいと考えております。例えば今市民課の窓口で、実際マイナンバーカードを作りたいんだけどっていう方いらっしゃった場合、デジタルカメラで撮影して、写真をプリントして、申請用紙に貼ってというようなことで、申請のサポートを行っております。ただ、人の数の問題がありまして、12時から13時の間はちょっと対応が難しいですよとかがあるんですけども、今回、お一人増員することで、市役所の開庁時間は、市民の方がいついらしても、写真をお撮りして、申請ができますよと。

それとカードをお持ちになった後の利便性について、やはり忙しいときってなかなか説明が完全にできないところもありますが、お客様お一人お一人に、きめ細かな——こういったことが今後できるんですよ、コンビニ交付もそうです。

あと使われる方は、電子証明書の機能を使って、パソコンで確定申告もできるんです。それと保険証としても今度10月から使えるようになります。お客様としては、カードを作ろうと思うけど、実際作った後どういったことに使えるのかってという疑問もたくさんあるかと思えます。国のほうも広報は行っておりますけれども、市民お一人お一人まで全て徹底されているものではないかと思えますので、マイナンバーカードを持った利便性とかについてもよく説明できるように、今回1名増員をさせていただきまして、市民課の体制を強化したいと考えているものでございます。

以上でございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。タブレット専門に1人を雇うっていうので、ちょっと僕引っかけたんですよ。この際任用職員3人に増員して、例えばこのタブレットを3人とも使えると。そしてこの際、増員したけれども、みんながそうやって職務内容は一緒っていうような感じで捉えてもいいですか。

栗山英規市民課長補佐兼市民係長

おっしゃるとおりです。これまでいらっしゃった2名の方と全く別の仕事だけをするというわけではございません。マイナ・アシストを導入して、主にその申請受付は新しい方にメインでやはりしていただくことになろうかと思えますけれども、従来のカードの交付管理等についても、しっかりと覚えていただいて、市民課の窓口3名さんの会計年度任用職員の方で、カードに関する事務を回していきたいと考えております。

以上でございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。先ほど池田議員からも御意見で、タブレットは1台じゃなくて、

議案甲第24号専決処分の承認について御説明いたします。委員会甲議案参考資料2ページをお願いいたします。

これは鳥栖市証明等手数料条例の一部を改正する条例について専決処分をさせていただいたものでございます。

専決処分をさせていただきました理由につきましては、一部改正されました行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、以下、番号法と言わせていただきます。施行日が9月1日となっておりますけれども、国からの正式の通知が6月18日付の文書で来ましたので、6月議会には間に合わず、条例の施行日を法律の施行日に合わせるために、令和3年8月11日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

改正の経緯といたしましては、現在マイナンバーカードを紛失した場合の再交付については、鳥栖市証明等手数料条例——以下、条例と言わせていただきます——に基づき、1枚当たり800円の手数料を市が徴収し、市の一般会計に歳入として受け入れてきました。しかし今回、番号法の一部改正に伴い、マイナンバーカードは、地方公共団体情報システム機構——以下J-LISと言わせていただきます——が発行するものとして明確化され、カードの発行に係る手数料の徴収事務についてもJ-LISが手数料の額を定め、J-LISが徴収は市町に委託することができると規定されたことから、条例に規定する必要がなくなったことにより、別表から個人番号カードの再交付に関する項目を削除させていただくものでございます。

なお、見直しの考え方ですが、今までは条例に基づき徴収しておりました再交付手数料を、今後はJ-LISからの委託という法定受託事務により、市長がJ-LISの預り金、歳入歳出外現金として今まで同様800円を徴収することになりますので、市民の方にとっては、改正後も、現状は何も変わりがあるものではございません。

以上で説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

分かったようで分からんようなのでちょっと教えてもらいたいですけれども。

要はJ-LISさんに支払うことになるってのは分かったんですけど、今までは市の歳入だったから、例えば議会というか、こっち側にも表れて、それについて審査する機会があったと思うんですけど。これは、そこら辺はどうなんですか。歳入、J-LISに支払うことになる、ただJ-LISさんのほうにはもちろん800円に関するお金が入って動いてするんですけど、その辺りは議会との関係性はどういうふうな状態になるんですか。

分かりやすく教えてもらえませんか。

山津和也市民課長

歳入歳出外現金ということになりますので、これは予算書にも出てこなくなりますので、議会への報告っていうことができなくなると思います。

樋口伸一郎委員

そうしたら合っていたんですけど、今まで予算書というか決算書といた、そこに表れよった歳入歳出に関すること——要は市民に直結するようなサービスにその歳入が動きよった可能性もあるわけじゃないですか。でも今後は出てこんけん、その辺ってというのは、市民に対しての影響というか、今までと変わりますよね。そこはもう全然触れられないところに行きますよね、歳入歳出外現金ですから。

そこはどう考えればいいのかなあと思ってですね。要は800円として入ってきよったお金が、交付手数料が入ってこんくなるじゃないですか。それによって動きよった部分のキャッシュフローといいますか、あったと思うんですよね、今まで。

それがなくなるっちゃうことは全く影響ないんですか。本市の歳入歳出に関して。

山津和也市民課長

市民課の管轄ではございませんけれども、情報政策課のほうで、マイナンバーカード交付事業費補助金を申請する際に、歳入で入った再交付分を差し引いて補助金を頂いておりましたので、鳥栖市の歳入予算としては何も変わらないことになります。

樋口伸一郎委員

すいません、これ以上範疇外になるけん、もう聞かないんですけど、頭の中の整理としては、ここの所管外になりますけど、そこでの相殺によって支障は来さないということですか。

山津和也市民課長

樋口議員のおっしゃるとおりでございます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

竹下繁己委員

手数料はもう全部向こう——鳥栖市はトンネルになるわけですよね。手続は誰がするんですか。この市役所の再交付の手続というのは、J-L I Sが直接やるのか、鳥栖市が市役所でやるのか。

山津和也市民課長

その件につきましては、J-L I Sのほうが市長に委託することができるというふうに法

律で規定されておりますので、J-L I Sは市長に、徴収事務、交付事務を委託いたしまして、市のほうで行うようになっております。

竹下繁己委員

委託料収入が発生するんですかね。

山津和也市民課長

委託料は無料となっておりますが、マイナンバーカード交付事務補助金及び地方交付税の対象となっております。

以上です。

竹下繁己委員

それに例えば、再交付に係る人件費やら手数料も含まれておるので、委託料をくれとは言えないというわけですかね。

山津和也市民課長

そのとおりでございます。

江副康成委員長

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時54分休憩

〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓

午後 2 時 2 分開会

江副康成委員長

再開いたします。

〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓〓

国保年金課

議案乙第21号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

江副康成委員長

次に、国保年金課関係議案の審査を行います。

初めに議案乙第21号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

それでは、議案乙第21号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

補正予算資料により御説明をさせていただきます。資料は2ページをお願いいたします。

まず歳入について申し上げます。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金支給に伴う県補助金でございます。補助率は10分の10となっております。

次に款6繰越金につきましては、令和2年度国民健康保険特別会計の決算に伴う繰越金でございます。

次に歳出について申し上げます。資料3ページでございます。

款2保険給付費、項6傷病手当金、目1傷病手当金、節18負担金、補助及び交付金につきましては、本市国民健康保険に加入している被用者の方、いわゆる事業主に雇用されている給与所得者で、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱などの症状があり、感染が疑われ、療養のため仕事を休んだ方に対して、事業主から十分な給与等が受けられない場合に、休まれた期間の給与等のおおむね3分の2を傷病手当金として支給するものでございます。

なお、この支給制度に関しましては、昨年4月30日に国の指針に基づき、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正し令和2年1月1日から適用を開始しておりますが、適宜期限が延長されており、現時点で適用期間が本年12月31日までとなっているところでございます。そのため当初予算で頭出し1,000円を計上しておりましたが、今後の支給を見据えて補正するものでございます。

今回の補正額の算出根拠につきましては、社会保険の適用要件を満たさない国保加入者となりますので、1週間に20時間未満の勤務で月額8万8,000円未満の給与所得者を想定し、日額4,400円に3分の2を乗じた約2,900円を日額単価としております。

また給付対象期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定した日となっておりますので、労務に服することができない期間をおおむね2週間とし11日間としております。

これらのことから1人当たり3万2,000円、おおむね今後10人の方への支給を想定し、補正計上しているところでございます。なお、支給額につきましては、全額国から補填されることになっております。

本年度は現在のところ支給実績はございませんが、3件ほどの相談を受けているところでございます。また令和2年度の支給実績といたしましては、1名に対し12万9,000円を支給しております。

次に款7基金積立金、項1につきましては、歳入で申し上げました令和2年度決算に伴う繰越金を国民健康保険基金に積み立てるものでございます。この件に関し、資料4ページを御覧ください。

令和2年度の国保特別会計の決算状況を記しております。左側が歳入、右側が歳出となっております。歳入総額が76億403万5,635円でございます。歳出総額は74億6,269万4,034円となっており、差引き収支額は1億4,134万1,601円の黒字となっております。

今回の補正ではこの額を繰入金として受け入れ、同額を基金積立金として支出するものでございます。なお、この繰越金を基金に積み立てますが、県への返還金がございますので、令和2年度の実質的な黒字額は7,926万1,399円になります。

平成30年度の国保制度の改正によりまして、佐賀県が財政運営の責任主体となったことから、電算処理手数料、出産育児一時金諸費及び葬祭費を除いた保険給付費につきましては、全額県からの普通交付金により賄われることになりました。歳入欄に青字で記載した普通交付金50億円に対しまして、歳出欄に青字で記載しております県普通交付金の対象となる保険給付費は49億4,861万9,222円でありましたので、この差額につきましては、今年度中に県へ返還することになります。

また歳入欄、最下部に青字で記載しております第三者行為納付金等につきましては、過年度の給付分に対するものでございますので、これも合わせて県へ返還することとなります。

したがって①に記載しておりますとおり、今年度中に県への返還金額は6,208万202円ということになります。

なお、この返還金につきましては、今後12月補正予算補正で予算計上させていただくことと予定しており、この財源につきましては、今回基金に積み立てております繰越金の一部を基金から繰り入れたいと考えております。

また②に記載しておりますが、今回の繰越金から県への返還金を差し引いた7,926万1,399

円が令和2年度の実質的な黒字となることとなります。

なお、この余剰金につきましては、今後の国保税率の抑制、あるいは財政基盤の安定化を図るための財源として今後の収支状況を勘案しながら活用してまいりたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

池田利幸委員

3 ページの節18負担金、補助及び交付金の傷病手当金のところですけども。これ基本的に国保加入の従業員でっていうところでしょうけど。さっき次長から事例の説明をしながら教えてもらったと思うんですけど、要はコロナの陽性者ももらえて、風邪だとか、けが、普通の風邪とか、疑いがあるとかいう人たちも出れなくなったらこの傷病手当を受けられるのか。

もう一点、これは保険なので、多分該当しないのかなと思うんですけど、濃厚接触者になって会社に行けなくなったって場合はどうなのか教えてもらっていいですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

まずこの傷病手当金につきましては、コロナに感染、もしくは疑いがある方がコロナに罹患し、療養のために勤務できない、労務に服せない方に対する手当となりますので、けが等によるものについては対象になりません。

2 番目の質問でございますが、基本的にはコロナに感染した、もしくは疑いがあるという場合、先ほど申し上げましたけれども、それでないとコロナの傷病手当金は支給されませんので、先ほど申し上げられた、例えば家族が感染し、その家族もその用心のために休むというケースだと思うんですけども、これについては対象になりません。

以上でございます。

池田利幸委員

ということは、基本的には濃厚接触者は受け取れないってことですね。普通の風邪とかそういう部分、要は今の時代、風邪引きました、熱出ました。けど、コロナの陽性になっているか分かんないんで、何日間あなた会社休んでくださいねっていうパターンのやつも、コロナ陽性ではないから、これは受け取れないっていう判断になるんですかね。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

非常に難しいんですけども、基本的に療養のために労務に服することができないときは支給するとなっていて、PCR検査を受けて陽性ではないというふうに確定すれば、もうそこまでです。それ以降は出ない。

ただ、陽性の疑いがあるというときに会社を休んだ場合は対象になります。症状があればですね、その疑いがあれば。

そこが非常に難しいんですが、医師の診断書なり、事業所の診断なりの証明書を出していただければ支給できます。非常にその線引きが難しいところでございます。

池田利幸委員

線引きが難しいというか、もらえる人はかなりハードル高いんだろ—今回初めて9月の補正で31万9,000円出てきて、その前は1,000円で、要は誰も受けていなかったって話じゃないのかなと思うんですけど。

決算で聞けばいいのかもしれないんですけど、前年度はこれに適用した人っているんですかね。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

1件ございました。

池田利幸委員

1件。やっぱりもらうためのハードルはかなり高いんだろ—あとということで、もらうためのつちゅうか、その確認でした。ありがとうございます。

成富牧男委員

2つ。いずれも今の分に関連してやけど、1つは申請をしに来る人は、どういう経路を通じて—例えばどここの広報見たとか、そこら辺。

どういう広報して、逆にどういう方法—鳥栖市だけでなく周りもしてあると思うけど。

それと3つになりよるけど、あと対象者は前もちょっと質問したけど、いわゆる社会保険の対象にならなくて、雇用されておる人が対象になるのか。いわゆる一人親方とか、個人事業主のごたつとは今でもならんとですね、ほかは何もないとか、分かったら教えてください。

以上。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

まず1点目でございます。申請をしに来られる方につきましては、事業所であるとか、御本人がこの傷病手当が出るということを認識してある方もいらっしゃいますので—ほとんどは事業所を休んだところからこういう手当金が出るということでお越しになる方が多いと、現状ではですね。

2番目の広報でございます。広報についてはホームページで周知を図っておりますのみでございます。

あと対象者につきましては、国保の保険者で被用者であることでございますので、個人事業主については対象にならないということになっております。

成富牧男委員

ならさっき——ほかの制度で救われているかっていうのは、分からないということではないですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

個人事業主であれば、ほかのコロナの支援金等のスキームが用意されておりますので、そういうことで国が対応していると認識しております。

江副康成委員長

よろしいですかね。

樋口伸一郎委員

繰越金と基金積立金について教えてください。さっき御説明ありましたが、第三者行為納付金等って毎回ありますか？過年度分の……。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

第三者行為納付金につきましては、毎年度発生しております。

この内容につきましては、交通事故等で傷害を受けると、これについては加害者に請求するということとなりますので、後ほど給付金というか、納付金が入ってくるという形になりますので。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。そうしたら、そこ分かった上で、下段①に行って、6,208万202円の県への返還金の計算を書いておりますよね。で、これも含めて②の実質黒字ですか？この部分の7,926万円っていうのは、令和元年度の決算状況というか前年度比っていうか、その辺どうなっていますか。

ここでは7,926万円というのが分かるんですけど、そこをちょっと教えてもらえますか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

昨年度は1番のところが返還金につきましては、5,613万163円。2番目のところが5,730万5,298円となっております。

樋口伸一郎委員

そうしたら多分同様に、県への返還の、今回でいえば6,208万円に関しては多分準ずるべきものに準じてこの金額になったと思うんですよね。その実質黒字の五千何百万円から、前々年度に行けば、これも令和2年度については、税率抑制とか、そちらのほうについていうお考えで答弁を頂いているんですよね。

ですから、単純に今度、今回の4ページの一番下の7,926万円、もちろん財政安定の財源とも書いてありますので、税率抑制の部分だけを考えた場合は、前年度よりも抑制できると

いうふうに考えていいんですか、金額がでかいので。

そこはどうですか。どうなるかまだ分かんないですけども。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

令和2年度につきまして2,500万円、この基金から税率抑制ということではさせていただいております。

令和3年度はコロナの関係もありまして、税率抑制はしておりませんが、県から提示された標準税率が低かったものですから、そのまま標準税率を原則として採用しております。今年もコロナが蔓延していて、収支がどうなるか分からないということもございますので、今後、先ほど申しましたけど、収支状況を見ながら、医療費が高騰すれば当然、税率が上がっていきますので、その辺はバランスを考えて、税率抑制なり財政基盤の安定化を図っていきたいというふうに考えております。

樋口伸一郎委員

確認だけです。今の段階では多分確定とかできないと確かに思いますので。今言われた県の標準税率ですよ。そこに影響する部分は出てくるけれども、税率によってはこの部分も充てながら統制ができるちゅうところでいいですよ、現段階では。

そのような整理でよろしいでしょうか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

そのとおりでございます。

江副康成委員長

よろしいですかね。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



議案乙第22号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

江副康成委員長

続きまして、議案乙第22号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

それでは、議案乙第22号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。資料5ページでございます。

まず歳入について申し上げます。

款4繰越金につきましては、令和2年度後期高齢者医療特別会計決算に伴う繰越金でございます。

次に歳出について申し上げます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金、補助及び交付金につきましては、歳入で説明申し上げました繰越金を佐賀県後期高齢者医療広域連合に過年度分を保険料として納付するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

成富牧男委員

これに関連して法律が変わって、法律かどうか……。窓口負担が増えますよね。あれはどれぐらいの人からが増えるのか、概略でいいです。

それといつからか、来年度っていう、来年度でしょう？予定でいいですから、そのところを教えてください。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

後期高齢者の窓口負担率については1割もしくは3割になっております。今、成富委員のほうからおっしゃられた件につきましては、法律が来年のたしか1月から3月までの間で施行するというふうに聞き及んでおります。

その内容につきましては、2割負担というのが増えるということになっておりまして、これも所得区分に応じて、1割、2割、3割と段階的に上がっていくこととなっております。

今すいません、手持ち資料がございませんけど、たしか課税所得が28万円以上、年収が200万円以上の方が2割負担だったと思いますが、いわゆる1割の方が、若干所得の高い人が2割になるというふうに国のほうで言われております。

成富牧男委員

2割というと、何かあれのようだけど、1割から2割といたら倍ですよ。だからその重みっていうのはやっぱり国のほうで決まるけど、実際仕事するのは自治体ですから、そこんところの重み。

それと当たり前のことですが、これに合わせて後期高齢者やったら医療費のほかにも介護保険とかいろいろ絡んできますからね。そういうのもあるんだと、これだけじゃないんだ

つちゆうことをやっぱり窓口とか——直接のあれはないかもしれんけど、そういうのをやっぱり考えながら仕事をやっていたきたいなというふうに思います。

以上です。

江副康成委員長

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 2 時 25 分 休憩

oo

午後 2 時 27 分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oo

税務課

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

江副康成委員長

次に、税務課関係議案の審査を行います。議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐々木利博税務課長

ただいま議題となりました議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）のうち、市民環境部税務課関係について御説明いたします。一般会計補正予算の厚生常任委員会資料2ページのほうをお願いします。

まず歳入について御説明いたします。

款1市税、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う固定資産税関係の課税の特例措置、また法人等の償却資産の新規投資の減少、家屋の評価替えにより大幅な調定減となると見込んでおりましたけれども、結果的に減少額が少なかったため、今年度の調定や収入実績を踏まえまして、家屋を2億3,000万円、償却資産を2億2,000万円増額補正するものでございます。

次に項5都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分につきましては、同じく新型コロナウイルス感染症に伴う固定資産税関連の課税の特例措置、家屋の評価替えにより、調定減少となると見込んでおりましたが、結果的に減少幅が少なかったもので、今年度の調定や収入実績を踏まえ、家屋を2,800万円増額補正するものでございます。

以上が、歳入補正についてでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。3ページのほうをお願いします。

款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費、節22償還金、利子及び割引料の市税還付金につきましては、固定資産税の償却資産について、大きな修正申告があり、不足を生じる見込みとなりましたので、補正するものでございます。

以上、税務課の9月補正の説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

成富牧男委員

2ページの歳入ですけど、補正した理由を……。増えているのはこれを見れば分かるですね、増えとるけん。理由は何て言いましたか。下のほうはコロナの話をしんしゃったけど、上のほうも一緒ですかね。

すいません、もう一回。

佐々木利博税務課長

固定資産税につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴いまして、固定資産税関連の特例措置がございましたけれども、それにより約10%の減額と見込んでおりましたが、そこまで落ちなくて3%の減額となりましたので、差額分を増額させていただいております。

江副康成委員長

よかですか。

成富牧男委員

ということは、もう答え要らんですけど、思った以上につちゅうことについては、特別の理由はないということですね。予想まではなかったって言うけど、それは特別の要因があっ

たわけではないということですね。

佐々木利博 税務課長

そういうふうになります。

江副康成 委員長

ほかに。

竹下繁己 委員

3 ページの支出の還付金が1,500万円の補正ということで、大きな何か案件があったという、それ詳しく教えてもらっていいですか。

佐々木利博 税務課長

固定資産の償却資産について、大きな企業のほうから、償却資産がもともと償却済みであったということで、既に5年以上前からものがなかったんですが、持っているということで申告されていたということで、修正申告がされて、その分について還付するという形になります。

以上です。

江副康成 委員長

よろしいですね。

ほかに、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 2 時 32 分 休憩



午後 2 時 35 分 開会

江副康成 委員長

再開いたします。



議案外の報告（環境対策課）

第3次鳥栖市環境基本計画の策定の概要について

江副康成委員長

ここで議案外ではございますが、執行部から御報告をお受けしたいと思います。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

議案外ではございますが、環境対策課より御報告申し上げます。

資料は厚生常任委員会参考資料【議案外】をお願いいたします。

第3次鳥栖市環境基本計画の策定の概要についてということで御報告をしたいと思います。資料の2ページをお願いいたします。

第3次鳥栖市環境基本計画の策定の概要についてでございます。1、計画策定の趣旨でございますけれども、本市は、「良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していく」ことを実現するため、平成24年3月に「環境を守り、育て、子供たちに引き継ぐための計画～第2次鳥栖市環境基本計画～」を策定し、中間年であります平成28年度に見直しを行い、同計画に基づき環境保全の取組を進めてまいっております。今年度は現計画の最終年度に当たりますことから、新たに令和4年度から10年間の計画といたしまして、第3次環境基本計画の策定を行っているところでございます。

次期計画は、現行計画の基本的な枠組みは吸収しつつ、取組の進捗状況や社会状況の変化等に対応した内容にしていきたいと考えているところでございます。

中ほどのスケジュール表でございますけれども、左のほうから平成24年から令和3年ですね、これにつきましては、申しあげましたとおり、第2次鳥栖市環境基本計画、本年度が最終年度でございます。

令和4年から今後10年間にわたります第3次環境基本計画の策定を、令和3年度、本年度実施しているところでございます。10年計画の途中の令和8年度につきましては、基本計画の見直し等を行うような予定を考えているところでございます。

その次の2点目ですけれども、策定スケジュールにつきまして、本年3月から8月にかけて、市民、中学生、事業所、市民活動団体及び市役所庁内を対象にいたしました環境保全に関する基礎調査を実施しております。その結果を踏まえ、計画の素案を現在作成しているところでございます。この後、鳥栖市環境基本計画推進会議と、鳥栖市環境審議会のほうにおきまして最終的な承認、決定を経て来年3月に第3次環境計画として策定をしたいと考えております。

下の表のスケジュールでございます。現在8月から9月の段階で、アンケート等々の調査が、ほぼ終了しております。9月の末から計画素案等々の作成に着手しております。

11月に庁内の副市長を会長に関係部課長からなります庁内推進会議等で諮りまして、有識者や市長が委嘱します市民及び団体の代表者、学識経験者から成ります鳥栖市環境審議会のほうに素案を1回提出いたします。

12月に入りまして素案を固めまして、市議会のほうに12月、また説明、報告等させていただきます。その後年明けにパブリック・コメントを実施いたします。

パブリック・コメントの意見集約を経まして素案の見直しを最終的に諮ります。その後また庁内の推進会議、また鳥栖市環境審議会のほうで審議していただきまして、最終的に答申という形で、計画策定ということになっております。

詳細につきましては、また12月等でも素案の段階で御説明することになりますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

江副康成委員長

ありがとうございました。この際ですので、確認したいことや意見等がありましたらお受けしたいと思います。

牧瀬昭子委員

御説明の中で社会状況の変化等に対応した内容にということがありましたけれども、これはどういうことをイメージされていらっしゃるのでしょうか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

昨今、環境分野についての問題とか課題等が国際的にも国内的にも様々発生しております。

一つ大きなものが、温暖化の話とか、それに付随しますCO₂の削減、またプラごみの削減とか食品ロスの問題とかも近年かなり取り上げられておりますので、そういった部分で国として施策に取り組まれる部分もございますけど、身近なところで、こういったことに対応できるかというのも視点として盛り込む必要があるかと考えております。

さらにSDGsという国際的な尺度と申しますか、基準が出ておりますので、そういったところとも関連するような計画になるのではないかと考えております。

以上です。

牧瀬昭子委員

全世界的な課題ということでおっしゃっていただいたんですが、それがひいては鳥栖市で環境悪化によっていろいろな災害ですとか、そういったものにも反映してきているということも鳥栖市ならではのこの事業計画ですので、そこを見据えたところで、皆さんでこの温暖

以上をもって、本日の全ての日程を終了いたしました。

午後 2 時54分散会

令和3年9月16日（木）

1 出席委員氏名

委員長 江副康成

副委員長 成富牧男

委員 藤田昌隆

委員 竹下繁己

委員 樋口伸一郎

委員 池田利幸

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 岩橋浩一

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 久家喜男

高齢障害福祉課長 武富美津子

健康増進課長兼保健センター所長 名和麻美

スポーツ文化部長 佐藤敦美

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

スポーツ振興課施設係長 時田丈司

文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長兼市民課係長 中牟田恒

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 牛嶋英彦

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 原祥雄

市民課長 山津和也

市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫
税務課長 佐々木利博
環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

陳情

陳情第11号野球競技施設に関する要望書

〔協議〕

所管事務調査

スポーツ推進の在り方について

文化振興の在り方について

〔協議〕

報告（スポーツ振興課）

久光スプリングス練習拠点施設関係について

〔報告、質疑〕

自由討議

議案審査

議案乙第20号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案乙第21号令和3年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案乙第22号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案乙第27号専決処分事項の承認について

議案甲第24号専決処分事項の承認について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

おりましたところでございます。

本年4月から鳥栖市が佐賀県競馬組合から無償で貸与を受け、さらに鳥栖スポーツ振興財団と使用貸借契約協定を結び、下段部分をさがけいば球場、上段部分を球場利用者の駐車場として使用している状況でございます。

平成30年度に上段部分、鳥栖市で球場利用者のためのトイレを設置しております。

先ほど上段部分と下段部分と申しておりますけれども、全景の写真のほうで御説明させていただきますと、中央から左側、こちらは上段部分、ちょっと高くなっているところになっております。下段部分というのが、グラウンドのあるところを指して上段、下段ということで、すいませんがここは説明をさせていただいております。

その他のところでございますが、9月2日付で、市長宛でも要望書のほうを頂いております。要望された団体といたしましては、佐賀県高野連東部地区、鳥栖市軟式野球連盟、鳥栖三養基地区中体連、鳥栖リトルシニア、一般財団法人鳥栖市スポーツ振興財団の地元野球関係5団体より、さがけいば球場を公共施設として位置づけ、整備管理をお願いする要望書が提出をされている状況でございます。

右側の下のところに現在の整備状況の写真を添付させていただいておりますところでございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。この際、御質問や御意見等ございましたらお願いいたします。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。これ市にも同じ陳情書が出ていると思うんですけど、現時点で市としてはどのように捉えられている、この要望書に対して見解的にはどう思われているのかまず教えていただいてもいいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

現在、厚生常任委員会のほうでも所管事務調査のほうで、グラウンドの整備について御意見を調整——取りまとめのほうをしていただいております。その中でも幾つか候補地を絞り込みしていただいている状況でございますので、そちらのほうと合わせまして、こちらのさがけいば球場につきましても候補地の1つとして、今後検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

池田利幸委員

それであれば、ここの陳情が出ている場所を、もう市として管理していくってことは

可能ではあるっていう見解でよろしいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

現在といたしましては、そういった調査ですね、検討のほうをさせていただいて、候補地の1つとして考えさせていただくと。整備が可能かどうかというところまで含めたところではあります。ただ現状、確認しているところで行くと、何か問題になるようなところというところは——今検討を進めているところではございますが、可能な方向ではあるかと思っております。

池田利幸委員

ありがとうございます。ということは、可能として、もしその場所になった場合は、夜間照明だとか、そういうような管理まで含めて、市のほうで検討、この先できるっていうことにはなるんですかね。これまだ、そこになったらできますっていう——なった場合ですよね。

小川智裕スポーツ振興課長

現状、こちらのほうのさがけいば球場のほうに、簡易的ですけども、バックネットとかございます。今後、こちらのほうに絞り込みをさせていただいたとして、どこまで整理するかというのは一つ、また検討させていただきます。その際に、所管事務調査のほうでも、グラウンドの必要な整備として、防球ネット、夜間照明、トイレとか挙げていただいておりますので、その辺につきまして、こちらについても必要性を検討していくことになるかと考えております。

池田利幸委員

ということは、基本的にこの所管事務調査と連動できれば、そこを指定することも可能であると。ここの委員会の中で、所管とかで、別の場所を候補として出しました、ほかのところに造りましょうとかいう話に仮になったとしたら、そこは現時点の判断では、野球場のところは、別が決まればそっちはできないっていう可能性になるんですか？両方とも——この委員会の中で別のところを指定しても、野球場は野球場で出来るっていう判断になるんですかね。

小川智裕スポーツ振興課長

所管事務のほうで絞り込みをされた分と合わせまして、こちらの要望書を頂いておりますので、合わせたところで候補地としてそれぞれ検討をさせていただく。その中で、最終的には1つの候補地のほうに絞り込みをさせていただくと。そういうふうに今後の検討としては考えているところでございます。

池田利幸委員

ありがとうございました。基本的には候補地選定して最終的には1個に絞るっていう判断

をスポーツ振興課のほうでは考えているってことですね。

分かりました。ありがとうございます。

成富牧男委員

今所有者が佐賀県競馬組合になっていますよね。これはもし鳥栖市が——この陳情どおりになったとしても、所有者というのはそのままなのかというのが1つと、一般財団法人鳥栖スポーツ振興財団というところの主な事業っちゃうか、それから構成員。それちよろっと、長くなくて——分かりますか。

以上2つ。

小川智裕スポーツ振興課長

まず敷地の現状につきましては、佐賀県競馬組合となっております。今回、うちのほうが今後調整する中で、購入をさせていただくのか、無償で頂くという御意見も頂いておりますので、その辺につきましては、今後競馬組合のほうと協議のほうをさせていただくようになります。

一般財団法人の鳥栖スポーツ振興財団につきましては、こちら代表理事のほうは篠原理事長のほうを務められております。こちらのほうを整備する、そういったところで、地域のスポーツの振興を図るということの目的で設立された団体様とお伺いをしております。

成富牧男委員

後は自分で……。分かりました。

藤田昌隆委員

要望書の中に、さがけいば球場の西にある敷地、駐車場を含めて野球競技のみならずスポーツ全体の振興につながるよう一体的な整備を行っていただきたいとあるんやけど。さっき言った上段が今駐車場だけで、まだその整備が残っているよね。何でもかんでも野球というのがむかつくっちゃんね、1つはね。

それで、あそこをするなら、例えば下を野球、上は少年サッカーとか、そういうものができるような整備をしないとおかしい。

それともう一つ、この話は、結局主体は、佐賀競馬組合議会に、要するに副知事に対してお願いしますという話をせないかん。それで市長も副管理者。しかし副市長は議員やけん。競馬議員としておるわけやけん、そのアプローチをきちんと、いつまでにやるというのを決めんと、これ進みませんよ。だって競馬組合の議会も年に何回しかないけん。

ですから緊急提議でもいいけん、議長に——それとか、こっちの市会議員が、今小石さんと、齊藤さん2人かな、あと向門県議がおるんで、その3人にアプローチして、早急に議会上げてくれって。そうしないと承認を取るにしても1年以上かかると。

ということで、その辺の段取りを早くせんと、たら一つと待っていたって進みませんよ。

まず競馬組合議会と話し合いをする。その前に、議員たちとどういう形で進めていくか、その辺の段取りを組む……、をしないと駄目だと思います。よろしく。

江副康成委員長

意見、要望でいいんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

まず1点目、上段部分。この土地全景の左側の部分ですけれども、こちらにつきましては、面積のほうがちよっと限られているところもございます。ですので、野球のほうに使えるのかっていうのは、今後検討が必要かと思っております。現段階でいたしますと、多目的なグラウンドということでの整備がこの面積からいくと、妥当ではないかと考えているところがございます。

いずれにしましても、候補地の絞り込みをしていく中でも合わせてどういう使い方をするかは検討させていただきたいと考えております。

あと2点目、組合議会、競馬組合との折衝となりますので、御指摘いただいた件につきましては、十分こちらでも調整をさせていただいて、早急に絞り込みをさせていただいて、こちらの所有等の話になりましたら早急に動くようにスケジュールを考えて動きたいと思っております。

以上でございます。

江副康成委員長

ほかに。

牧瀬昭子委員

まず1つ質問ですけど、このトイレの整備費用ってどのぐらいかかっていますか。

小川智裕スポーツ振興課長

整備費用は約1,500万円かかっております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。それから、ここの近所も2年前の雨が多かったときに、通過しようとしたら、通れないところとかがあったりしたんですけど、そういった面で、ここ自体がため池機能とか、大雨のときの貯水としての機能を果たすことまでは可能ですか。

ここ自体は災害地ではないと思うので、そういう意味で、ほかのところの水をためておいて、徐々に流すっていう機能が果たせるならどうかなと思ったんですが。

その辺の検討とかも——これは要望で、建設課とか維持管理課さんとか、もしここをやるということであれば、そこも含めたところで御検討いただけないかなと思います。

以上です。

江副康成委員長

要望でいいですね。

牧瀬昭子委員

要望です。

江副康成委員長

ほかに。

竹下繁己委員

まず、現在鳥栖スポーツ振興財団と使用貸借協定を結んでいるということですけど、この協定の内容ってどういう感じですか。

小川智裕スポーツ振興課長

鳥栖スポーツ振興財団のほうと、無償で使っただけということでの契約内容となっております。

江副康成委員長

いいですか。

竹下繁己委員

土地は、佐賀競馬から借りて、設備を無償で……。スポーツ振興財団とは何を使用する契約になっているんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

まず今あるバックネット、防球ネット、ダッグアウトにつきましては、鳥栖市が契約する以前から、一般財団法人鳥栖スポーツ振興財団様が整備をされております。

今回、本年4月から、現状の土地の使用貸借契約を競馬組合から鳥栖市が契約をさせていただいております。土地の分の使用のみを一般財団法人鳥栖スポーツ振興財団のほうと市が契約を結びまして、土地の使用をしていただいているという条件です。

竹下繁己委員

もう一回。土地を佐賀競馬組合から無償で貸与受けているのは鳥栖市ですよね。で、鳥栖スポーツ財団と使う権利を契約している、使用権利とはまた別ということ？

このグラウンドの土地は競馬場からお借りして、バックネットとか、そういう設備を使わせてもらう契約が、財団法人と契約の協定を結んでいるのかなと思っていたんだけど、それは違うんですかね。

小川智裕スポーツ振興課長

市が底地を競馬組合から借り受けております。底地について、グラウンドとして使用する

分について、一般財団法人鳥栖スポーツ振興財団様に契約を結んでいるという状況でございます。

竹下繁己委員

納得しました。ありがとうございます。そうしたら、現在の使用する——例えば、リトルリーグが使えますとか、社会人の野球で使えますとかいう管理はどこが今されているんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

鳥栖スポーツ振興財団、そちらのほうの主にされております。実際、使われてるのが、鳥栖リトルシニア球団さんがされてありますので、日常的な管理はそちらのほうでされてあるということでお伺いしております。

竹下繁己委員

現在そうですね。で、公共施設として位置づけていただきたいという陳情ですけれども、そうなったときの使用者の割り振りとか、受付窓口というのはどうなります？

小川智裕スポーツ振興課長

公共施設となりますので、公の施設になります。そうなりますと、市のほうで受付関係を行うことになるかと考えております。

竹下繁己委員

ありがとうございます。併せて、公共施設と位置づけたならば、大きく変わる——現在からどんなことが変わっていくんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

さがけいば球場ですね、この所有者が競馬組合と。そこから期間限定、今回、うちが結んでいるのも、1年間の最長5年までの更新というふうになっておりますので、なかなか整備、今ここにも書いておりますけれども、簡易的なバックネットとか、そういうふうな部分になっております。

公共施設として、うちが位置づけて、そこを整備するというふうになりますと、一定、しっかりしたと言いますと語弊がありますがけれども、もう少し手が、先ほど申しました防球ネット、照明とか、そういった貸与期間というのが現在限定的になっておりますので、なかなか手が入れづらいという状況もあるかと思えます。それが、公共が持つことによって、整備はしやすくなると。そういったところがあるかと考えております。

竹下繁己委員

設備がきれいになるというごたっ感じですかね。

それと、この道路があるじゃないですか、入っていく。これって市道ですか。

小川智裕スポーツ振興課長

県道になっております。

竹下繁己委員

そうなってくると県道の整備とかもやはり県に働きかけようというような思惑はありますか。

小川智裕スポーツ振興課長

まずは候補地の選定ですね、その次の段階として、こちらになったところで状況に応じて要望等はしていく必要があるのではないかと考えております。

竹下繁己委員

先ほど牧瀬委員からもお話ありましたが、ここは天気悪いときに、道路ががちゃがちゃなんですよ。やはり公共施設と位置づけるならば、そういう道路も一体となって、力を入れていかないかと思えます。

この反対側の土地はどうですか。道路の反対側の土地の所有者はどこですか。

小川智裕スポーツ振興課長

北側のところになりますと、競馬組合の所有になります。

竹下繁己委員

せっかくそうやって力を入れるならば、たったグラウンドだけのためにお金を使うんじゃなくて、駐車場は絶対要るんですよ。絶対駐車場は要るから、この左側に運動公園を造るとか、そういったものを念頭に置いて働きかけていただきたいなと要望して終わります。

樋口伸一郎委員

2点お伺いです。まず、ソフト面といいますか、そっちのお尋ねですけど。

もともこのグラウンドは、鳥栖リトルシニアさんがあちこちで練習しよっちゃって、練習場も本当にないっていう状況で、集まってしよっちゃって、念願であそこに建てましたと。形状はどうであれですね。で、リトルシニアさんが主に使ってきていたんですよ。ただ365日24時間は使わないじゃないですか。

そういったところの状況の中で、御好意からほかのところにも貸し出していただけるようになったじゃないですか。例えば少年野球の大会で球場ないときに活用させてもらうとか。

私が1個心配するのは、リトルシニアさんが専用じゃないですけども、主に使われとったんで、私、近所ですけど、しよっちゅうあそこの周り走って、練習して、あそこに行って主な練習時間を過ごされているわけですよ。ですから、公共施設になるっていうことは、その時間が、多分、結構、向こうの5団体さんと話して調整してやらんと、公共施設ってなればもう公平に貸していかないかん、そこもちょっと心配しよるとですけど。

その辺は今、はっきりしたお答えがどうなっとなるかって聞いても分からんでしょうから、含めて調整していかれるっちゃうことでよかですよ。グラウンドがなくなったってなればいかんから。そこはどうか。

小川智裕スポーツ振興課長

公共施設と位置づけますので、その点につきましては、利用者関連の調整というのは出てくると認識をしております。

樋口伸一郎委員

そうしたらもう一点ですけど、公共施設の貸出し優先順位みたいなのあるじゃないですか。例えば、基里運動広場でもいいですけど、優先順位みたいなのが、地域さんとか一般の方が借りるなら何番目みたいな。あれっていうのも貸出し基準、よく聞きに来てはいますけど。あの基準の中で、そこだけ違う基準にはできんやろうからですよ。そういうふうな考えでよかですか。公共施設になって一般貸出しもするっていうふうになったら。

小川智裕スポーツ振興課長

最終的にこちらのほうを絞り込みさせていただいて、整備をするというふうになりますと、同じような形で調整が必要にはなってくるものと考えております。

樋口伸一郎委員

それをお願いします。

2番目です。ここの厚生常任委員会の所管事務調査として、合意形成が果たされとる部分というのは、野球専用のグラウンドじゃなくて、皆さん方からも出ているように多目的に活用できるような広場といいますか、グラウンドで、野球場はないのはもう喫緊の課題ということで、執行部のほうも認識されとったので、もうそれも含めた上で多目的にっていう形なので。例えば、この限られた面積の中でそれが果たせないというふうになれば、ちょっとそこにも問題があるのかなというふうに思ったので。

やっぱりこれは絶対、前向きに考えていていただきたいなと思う中でも、やっぱり多目的に活用できるように、どうにかその調整をして——こっちのほうですよ。公共施設になるのはこっちですから。そこは、あとは寄附していただいたとしても、多目的に向けてちょっと取り組んでほしいなと思いますけど、どうですか。再確認になりますけど。

小川智裕スポーツ振興課長

多目的グラウンドということで意見のほうは頂いております。その部分につきましては、今回のこちらのさがけいば球場につきましては、上段部分、先ほど申しましたが上段部分がそういうふうな使用ができないかというのが、1つ検討できるかと思っております。

そちらにつきましても、今後検討させていただきたいと思っております。

久光スプリングス練習拠点施設関係について

江副康成委員長

ここで議案外ではございますが、執行部から御報告を受けたいと思います。

小川智裕スポーツ振興課長

久光スプリングス練習拠点施設関係について、御報告をさせていただきます。

土地の契約について御報告でございます。契約につきましましては、鳥栖市と久光製薬株式会社、SAGA久光スプリングス株式会社で、事業用定期借地権設定契約の締結を行います。契約期間といたしましては30年。満了日の3年前から契約終了後についての協議を行いまして、再契約することは可能な旨定めます。

貸付料につきましましては、連携協定に基づき、練習環境の整備への協力及び市民開放を予定しており、クラブハウスを除く部分は、公共性が高いと考えまして、無償貸与とさせていただきます。なお貸付料は、工事期間は無償とし、供用開始後から頂くことといたしております。

契約内容につきましましては、双方が合意しておりまして、事業用定期借地権に関しましては、公正証書として作成する必要があり、今後その手続に入ります。

工事に関しましては、9月30日に起工式を予定され、2023年1月完了予定とのことでございます。

今後は、市民開放部分におきまして、市民がより低額で利用可能となる助成についての協議を久光スプリングス、久光製薬と行ってまいります。

次に、第4駐車場の閉鎖の状況について御報告をさせていただきます。

9月1日のホームゲームから閉鎖をしております。6月の委員会におきまして御報告をさせていただきましたけれども、相撲場、陸上競技場の東側駐車場を一般開放しております。あと鳥栖東駅前広場の一部をバス及び関係者駐車場として使用すると。あとバス優先等しておりました第6駐車場を一般開放とさせていただきます。

その後、協議を重ねまして、ハローワーク駐車場、こちらのほうを市の関係駐車場として借受けをさせていただきます。それと合わせて、商工センター内の企業の駐車場をサガン・ドリームスの関係者駐車場として借受けをさせていただきます。その分の合計が50台程度になりますので、その50台程度をほかのところに移しまして、余った分を一般開放に回すということでさせていただきます。

9月11日、当日におきましては、鳥栖警察署のほうに迷惑駐車が想定されます藤木町周辺、

こちらのほうでのパトカー巡回をお願いし、対応していただいております。

併せまして、スポーツ振興課職員も藤木町周辺を青パトで巡回をさせていただく。それとあと、住宅地域への主要な進入路、こちらのほうで迷惑駐車禁止の呼びかけを行っております。

当日につきましては、相撲場、こちらのほうでの利用台数が9台と、あと陸上競技場東駐車場のほうに1台、こちらのほうの利用となっております。この状況から今後も引き続きまして、サガン・ドリームスと協力しながら、駐車場の周知を行って、駐車場としての浸透を図る必要があるものと考えているところでございます。

以上、御報告を終わらせていただきます。

江副康成委員長

暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩



午前11時4分開会

江副康成委員長

再開いたします。

御報告ありがとうございました。この際ですので、確認したいことや意見とかありましたらお受けしたいと思います。どなたかありますか。

牧瀬昭子委員

建物の入り口のことですけれども、車椅子の方が入る入り口ってというのはまた別にあるのでしょうか。

小川智裕スポーツ振興課長

バリアフリーとして考えてありますので、詳細には確認をしておりますが、対応してあるというものと考えております。

江副康成委員長

ほかにごありますか。

竹下繁己委員

現在駐車場が不足しているから、迷惑駐車がないようにとスポーツ振興課もパトロールを

されていると。まず、そういうことをしないで済むような手だてを考えないかなかなと思うんですよ。スプリングスの練習場が出来ますと圧倒的に駐車場がまた足りなくなりますよね。

僕が思うのは、もう駐車場何十台分ぐらいしか止まらないような――例えば中体連とかするときはバスとか来ますよね。このコロナ禍がなくなったときの観客の動員、サガン鳥栖の観客の動員数とかもまた、ガッて上がっていく。

現状、地道な努力ですけれども、していただいて、ありがたいところですが、もう今から準備して、例えばもう駐車場を立体化するとか、民間に委託するとか、そういったところも踏まえてこの駐車場問題、早期に何か手だてを考えておかないと、後々めっちゃ――周辺住民の方に迷惑にならないようにということでしょうけれども、そういったこともスポーツ振興課がすることなのかなと若干思いながら、いろいろちょっと手だてを考えていただきたいなという意見です。

江副康成委員長

御意見ということで承りました。

ほかに。

池田利幸委員

先ほど御説明いただいた分で、サッカーの試合のときに、相撲場に9台、陸上競技場東側駐車場に1台の利用。結構確保されている、現状駐車場の確保をされているんですけど、実質の利用は今のところそれぐらい。

相撲場とか、陸上競技場東側駐車場にとめられた方は、歩いてきていることになるんですか。バスを利用されているのか――それによって今後、周知していく中でも、そこで降りてバス、ここのバスに乗って、降りていただければ行けますよっていう、マイクロバスとか専用バスを準備できないとしても、この時刻で、このバスに乗っていただければそこまで行けますよっていう御案内とかまで一緒に周知をしなければ、利用は絶対的に増えないと思うんですけど、その辺の状況は今どうなっているんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

11日のホームゲームのときに、駐車台数9台、1台となっております。そのうちお一人の方は、折り畳み自転車をもう車で持ってこられて、そこから自転車で行かれたということですよ。あとバス停はどの辺にありますかということで、お問合せも頂いております。御意見あるように、うちのほうといたしましても、バスの利用、それと自転車とか、そういうふうなところで折り畳み自転車とかで利用されている方もおられますとか、そういったところは周知の中に入れて、こちらのほうの相撲場、陸上競技場の駐車場としての浸透を図りたいと考えております。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。ネットだとか、SNSで周知するのはもちろんですし、そこをもう駐車場として今から固めていくっていう話であれば、その駐車場のところに駐車場入り口からの看板とかで、バスの時刻表を置くなりして、バスの乗り場はどこだっという部分を置くなりしないと、多分促進にはつながらないのかなっという部分があるんで、そこら辺とかもしっかり考えていただきたいなと思います。

江副康成委員長

じゃあ意見、要望ということで承りました。ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

執行部からの御報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩

oooooooooooooooooooooooooooo

午前11時16分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooo

所管事務調査

スポーツ推進の在り方について

文化振興の在り方について

江副康成委員長

これより厚生常任委員会のテーマである、スポーツ推進の在り方、文化振興の在り方について所管事務調査を行います。

今後のまとめの段階に入っておりますけれども、御手元の所管事務調査報告書の案の中で最後の部分、まとめの部分に対しては、正副委員長のほうに御一任いただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めました。よって、そういう取扱いをさせていただきます。

以上で所管事務調査を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

oo

午前11時19分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oo

自由討議

江副康成委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて議員間で協議したいことがございましたら御発言をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

なしと認めます。

自由討議を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩



午前11時29分開会

江副康成委員長

再開いたします。



総括

江副康成委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ、総括的に御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

成富牧男委員

私のほうから、総括ってということになじむかということですけど、リサイクル施設候補地の決定に関して一言苦言を申し上げたいと思います。

私が苦言と申しますのは、5月の鳥栖市での議員向けの報告会から、組合議会の報告も含め、今日までこの委員会への正式な報告は一切来ていないという問題です。委員会への報告は全議員にお知らせしたからとか、一般質問で皆さん聞かれているからとか、そんなことで済ませる問題ではないと私は思っています。

しかもこの案件は、今後鳥栖市の費用負担をめぐっても、紆余曲折が予想され、事と次第によっては鳥栖市の財政にも大きな影響を与えかねない問題だと思っています。そのような案件をこの委員会に一切報告しなかったということに、私はむしろ不信感が募っております。

今後、こうしたことがまかり通るなら、私は厚生常任委員会のメンバーとしての職責を十分に果たすことができなくなるのではと危惧しております。本委員会に限らず、これはどこの委員会に行っても同じではないでしょうか。

よって今後については、とりわけ広域ごみ処理施設に係る案件については、節目節目での積極的な報告をされるよう求めておきます。本当、報告があれば、候補地を探すために御苦労でしたと言いたかったんですけど、そういう機会もありませんでした。

以上です。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第22号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

江副康成委員長

次に議案乙第22号令和3年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。



議案乙第27号専決処分事項の承認について

江副康成委員長

次に議案乙第27号専決処分事項の承認について採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決しました。



議案甲第24号専決処分事項の承認について

江副康成委員長

次に議案甲第24号専決処分事項の承認について採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することと決しました。



江副康成委員長

なお、委員長報告については正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



江副康成委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて厚生常任委員会を散会いたします。

午前11時34分散会

令和3年9月29日（水）

1 出席委員氏名

委員長 江副康成

副委員長 成富牧男

委員 藤田昌隆

委員 竹下繁己

委員 樋口伸一郎

委員 池田利幸

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 岩橋浩一

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 久家喜男

地域福祉課長補佐兼生活支援係長 豊増秀文

高齢障害福祉課長 武富美津子

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 犬丸喜代子

高齢障害福祉課障害者支援係長兼障害児通園施設園長 小柳桂子

こども育成課長 林康司

健康増進課長兼保健センター所長 名和麻美

スポーツ文化部長 佐藤敦美

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

スポーツ振興課施設係長 時田丈司

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子

国スポ・全障スポ推進課総務企画係長 脇弘人
国スポ・全障スポ推進課競技式典係長 安川直樹
文化芸術振興課長 八尋茂子
文化芸術振興課参事兼課長補佐 今村利昭
文化芸術振興課文化芸術振興係長 佐藤直美
文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長兼市民課係長 中牟田恒

市民環境部長 吉田忠典
市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 牛嶋英彦
市民課長 山津和也
市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫
税務課長 佐々木利博
環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

文化芸術振興課審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

地域福祉課審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

高齢障害福祉課審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

現地視察ですけれども、今のところ申出はあっておりません。私のほうからの提案ですけど、今回先ほど委員長から日程説明がありました。4日も結構陳情協議とか日程が詰まっていますので、特に希望場所がなければ今回はなしということで私のほうから提案させていただきます。もちろん皆さんのほうからどうしてもというのがあれば、9月30日の午前中までに私までお申出ください。

以上です。

江副康成委員長

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩



午前11時22分開会

江副康成委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、スポーツ文化部長から挨拶の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

佐藤敦美スポーツ文化部長

おはようございます。

スポーツ文化部関係の令和2年度の決算審査に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

スポーツ文化部は、スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課の3課で構成されております。

これらの3課におきまして、スポーツに関する業務、令和6年開催の国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関する業務、文化芸術に関する業務など、心身ともに健全で豊かな生活を送るために必要な業務の執行に当たっております。

スポーツ文化部関係の分の歳入決算額は、各種施設使用料、各種国・県補助金など1億9,803万1,389円でございます。

また歳出決算額は、15億415万946円ございまして、一般会計決算総額361億4,197万6,620

円に占める割合は約4.2%となっております。

歳出の主なものといたしましては、市民球場及び市民文化会館改修工事、スポーツ及び文化芸術活動再開支援、各種施設の維持管理経費のほか、スポーツ文化に関する事業費等でございます。

以上、決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

江副康成委員長

ありがとうございました。



スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

これよりスポーツ文化部スポーツ振興課及び国スポ・全障スポ推進課関係議案の審査を行います。

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小川智裕スポーツ振興課長

それでは、議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について、スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課関係分の主なものについて、令和2年度鳥栖市歳入歳出決算書により御説明を申し上げます。

まず歳入の主なものについて、御説明申し上げます。決算書の49ページ、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目5教育使用料、節2保健体育使用料は、体育施設21施設のうち、17施設の使用料収入でございます。このうちスタジアム使用料は、鳥栖スタジアム及び北部グラウンドの使用料などで、スタジアム広告物等特別使用料は、スタジアム内の常設看板やホームゲーム時の広告看板の設置に伴う特別使用料でございます。

なお、体育施設使用料につきましては、スポーツ活動再開支援事業といたしまして、スポーツ活動機会の支援、鳥栖市に拠点を置くプロスポーツへの支援といたしまして、体育施設使用料の減免を行っております。

スポーツ活動再開支援事業の詳細につきましては、歳出も合わせた事業でございますので、歳出を御説明する際に行わせていただきます。

次に69ページ、70ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節4社会教育費県補助金、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技施設設備費補助金につきましては、市民体育館の空調設備導入に係る設計費に係る補助金で、補助率は国の補助金等を除いた経費の2分の1でございます。

以上でございます。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

その下、SAGA2024市町運営費補助金につきましては、国民スポーツ大会開催準備事業のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、大会開催が1年延期になったことに伴いまして、費用が増えることになった事業を対象とした補助率10分の10の県補助金でございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

次に71ページ、72ページをお願いいたします。

款18財産収入、項2財産売払入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入のうち、4,061万1,255円につきましては、基里運動広場における一般国道3号拡幅工事に伴う土地代金及び物件移転料等でございます。

次に87ページ、88ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、スタジアムネーミングライツ料につきましては、駅前不動産ホールディングスからの収入でございます。なお、ネーミングライツ料につきましては、詳細は後ほど御説明させていただきますが、スポーツ活動再開支援事業として減額を行っております。

次に自動販売機収入のうち111万3,885円が、体育施設に設置しております自動販売機23台分の収入でございます。

光熱水費雑入のうち、318万7,558円がスタジアム内に設置しました通信機器等の電気使用料や、サガン・ドリームス事務所の光熱費などでございます。

歳入については以上でございます。

次に歳出の主なものについて御説明申し上げます。247ページ、248ページをお願いいたします。

款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費の主なものを御説明させていただきます。

節1報酬のうち、スポーツ推進委員報酬につきましては、48名分の活動報酬でございます。以上でございます。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

その下、会計年度任用職員報酬につきましては、国スポ・全障スポ推進課の会計年度任用職員の報酬でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

節2給料、節3職員手当等のうち、扶養手当から期末勤勉手当につきましては、スポーツ文化部長1名、スポーツ振興課、再任用を含み12名、国スポ・全障スポ推進課職員6名、合計19名分の人件費でございます。

以上でございます。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

職員手当につきましては、国スポ・全障スポ推進課の会計年度任用職員の期末手当でございます。

節4共済費につきましては、節2給料、節3職員手当等で御説明いたしました19名分の職員共済費でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

節8報償費のうちスポーツ振興奨励金につきましては、全国大会での優勝、国際大会への出場に対する奨励金で、令和2年度につきましては、2名の方に交付いたしております。

節11需用費のうち、消耗品費につきましては、主に新型コロナウイルス感染症対策の消毒液等でございます。スポーツ再開支援事業として行っております。詳細につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

次に節12役務費のうち市民災害賠償保険料につきましては、市が主催または共催する行事等で事故があった場合に、見舞金や賠償金を支払う全国市長会市民総合賠償補償保険の保険料でございます。

節13委託料のうち、地域交流推進事業委託料、こちらにつきましては、本市の地域交流やまちづくりを推進することを目的に、本市のPRを行うとともに、Jリーグ2021シーズンの鳥栖市民デーを、本年3月6日サガン鳥栖ホームゲームで実施しております。

プロスポーツ活動支援委託料、こちらにつきましては、スポーツ活動再開支援事業として

行っており、詳細は後ほど御説明をさせていただきます。

県民体育大会、県民スポーツ大会、出場委託料につきましては、昨年10月17日、18日に佐賀市、多久市、小城市で開催されました同大会の鳥栖市出場選手の派遣について、鳥栖市体育協会へ委託した経費でございます。

次に市民体育大会開催委託料につきましては、昨年度は、各地区でのスポーツイベントの開催及び障害者スポーツの普及推進を図るため、障害者向けのニュースポーツ体験会とする市民スポーツフェスタの開催に係る経費でございます。

節14使用料及び賃借料のうち、自動車借上料につきましては、スポーツ推進委員研修に伴うバス借上料でございます。

次に節18備品購入費につきましては、サーモグラフィーカメラ購入に要する費用でございます。スポーツ活動再開支援事業として行っており、こちらのほうで御説明をさせていただきます。令和2年度決算に要する主要施策の成果の説明書112ページの分、こちらに加筆した資料を先ほどお配りさせていただいております。こちらで御説明をさせていただきます。

スポーツ活動再開支援事業につきまして御説明させていただきます。本事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しております。

目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な制限の下で再開するスポーツ活動に対し、安全な環境で活動する機会を確保するとともに、地域の宝でありますプロスポーツチームへの支援により、鳥栖市を盛り上げていくこと、こちらを目的としております。

2番目、事業内容につきましては、(1)スポーツ活動機会の支援、こちらといたしまして、112万1,000円。こちらは使用料の減免となっております。

(2)鳥栖市に拠点を置くプロスポーツへの支援、6,127万円。こちらのうち、右のほうに内訳を書いておりますけれども、2,577万円の使用料の減額で、歳出の3,550万円のうち、こちらがプロスポーツ活動支援委託料となっております。サガン鳥栖と3,000万円、久光スプリングスと550万円で委託しております。なお、Jリーグ2020シーズンの市民デーにつきましては、サガン鳥栖との契約において、再開支援事業として、令和2年11月3日に実施しております。

(3)安心安全なスポーツ環境の確保、604万円、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策の消毒液及びサーモグラフィーカメラ購入に要する費用でございます。

(4)スタジアムネーミングライツ料の減額、550万円につきましては、新型コロナウイルス感染症により、Jリーグ公式戦が中断されたため、スタジアムネーミングライツ料をその期間50%減額しております。

3番目、効果につきましては、こちらのほうに記載しているとおりでございます。

次に節19負担金、補助及び交付金のうち、県スポーツ振興協議会負担金につきましては、サガン鳥栖を通じ、子供たちの夢を育て地域に根差し、スポーツ文化を育てることを目的としたサガン鳥栖選手とのふれあいサッカースポーツ教室、公式戦への招待、集客イベントを行う佐賀県プロサッカー振興協議会への負担金となっております。

以上でございます。

古賀友子スポーツ文化部長兼国スポ・全障スポ推進課長

251、252ページをお願いします。SAGA2023実行委員会負担金につきましては、鳥栖市実行委員会の運営費に対する負担金でございます。なお、現在の鳥栖市実行委員会の名称につきましては、SAGA2024鳥栖市実行委員会へと変更しております。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

鳥栖市体育協会補助金につきましては、市民の体力向上とスポーツ水準の向上に寄与し、スポーツ振興に取り組む鳥栖市体育協会の運営補助金でございます。

スポーツ大会出場費補助金につきましては、市民が県代表として全国大会や九州地区等におけるスポーツ大会に出場する場合に、出場費の一部を補助するもので、昨年度は、陸上、卓球、空手道など6つの全国大会に出場された11名の方々に対する補助金でございます。

次に、目2体力づくり運動推進事業の主なものについて御説明させていただきます。

節8報償費のうち謝金につきましては、女性高齢者などを対象としたスポーツ教室及び緒方孝市ベースボールクリニックなどの講師謝金などがございます。

節13委託料、トレーニング指導業務委託料につきましては、市民の健康と体力づくりに寄与することを目的に、市民体育館諸室のトレーニングルームにおいて、利用者の安全で効果的なトレーニング指導業務に要した費用でございます。

次に目3体育施設費の主なものについて御説明を申し上げます。

節1報酬、節3職員手当等につきましては、市民体育館をはじめとする体育施設管理のための21名の会計年度任用職員の報酬手当等でございます。

節9旅費につきましても、会計年度任用職員の通勤手当でございます。

節11需用費のうち、消耗品費につきましては、主にスタジアム等の芝管理に要する資材代や、各体育施設の消耗品などがございます。

253ページ、254ページをお願いいたします。

光熱水費は、スタジアムをはじめとする体育施設の電気、上下水道、ガス代でございます。

修繕料は各施設、体育施設の建物や備品等の修繕費でございます。

節13委託料のうち、施設管理委託料につきましては、体育施設の警備業務、電気工作物、

空調設備、消防設備等の保守点検業務や清掃業務、樹木草刈り業務等に要した経費でございます。

市民球場、基里運動広場の工事に関する委託料につきましては、工事請負費と合わせて後ほど御説明をさせていただきます。

設計委託料につきましては、令和6年開催の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の試合会場となる市民体育館及び陸上競技場の設計に関する委託料でございます。

節14使用料及び賃借料、事務機器等借上料につきましては、芝管理用ダンプなどの借上料、施設用器具借上料はトレーニング機器などとなっております。

節15工事請負費のうち、営繕工事費につきましては、田代小学校運動広場の南側防球ネット及び夜間照明改修工事、市民プール塗装補修工事及び循環ろ過装置制御盤改修工事、鳥栖スタジアム関係で、石畳改修工事などに要した経費でございます。

主要施策の成果の説明書114ページをお願いいたします。

営繕改修工事についてまとめております。体育施設利用者数を記載しております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、スタジアムの入場制限や市民プール開設中止などに伴い、利用者数は大幅な減少となっている状況でございます。

続きまして、主要施策成果報告書の116ページをお願いいたします。

市民球場改修工事費につきましては、令和6年開催の国民スポーツ大会の会場として使用させるため改修を行うもので、総事業費4億3,435万9,000円。スコアボード改修、外壁改修、スタンド内装等改修工事を行い、利便性は格段に向上し、利用者に対するホスピタリティーの向上につながっています。

続きまして、主要施策の成果の説明書115ページをお願いいたします。

基里運動広場防球ネット改修事業につきましては、国道3号拡幅工事に伴い支障する基里運動広場の左翼側防球ネット及び夜間照明灯1基の撤去及び移転改修でございます。事業費につきましては、記載のとおりで、役務費につきましては、防球ネット等の建築確認に要する手数料でございます。改修工事により、引き続き中学生以上の野球ができる環境の確保ができております。

続きまして、決算書のほうに戻っていただきまして、節17公有財産購入費につきましては、スタジアム第1駐車場の買戻しでございます。

節18備品購入費につきましては、陸上競技場で使用する液剤散布タンク車とスタジアムで使用する目土散布車、AEDの購入費でございます。

以上、スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課関係分の御説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。どなたか。

樋口伸一郎委員

248ページ款10、項5、節1ですね。報酬のところのスポーツ推進委員についてお尋ねですけど、スポーツ推進委員の人数の御説明はありましたので、最初に各地区の内訳とその地区の状況も併せて教えてください。

どのような状況か、満たされているとか、不足ぎみとか、そうした状況を併せて教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

スポーツ推進委員の状況につきましては、8地区、各地区に6名ずつ合計48名となっております。令和3年3月31日現在、48名の方がおられている状況にはなっております。

現在は辞められた方がおられますので、地区の1名欠員が出ているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

これは任期とかあるんですか。スポーツ推進委員自体の任期とか、決まり、ルールがあれば教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

任期については2年となっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

なぜスポーツ推進委員だけを聞かせていただいたかというのと、交通安全指導員とか、ここです話じゃないですけど、人手不足とか、担い手不足というのがあるんですけど、このスポーツ推進委員さんはずっと同じ方がされているような、もう完全に独立した団体さんみたいなイメージがあるので、その辺りってどうですか。人が循環しているのか、それともあまり循環はないので、さっき言われた、不足が生じたときだけに新たに入れていく状況なのか、教えてもらえますか。

小川智裕スポーツ振興課長

任期は2年となっておりますが、比較的長く在籍のほうはしていただいている状況でございます。再任の場合につきましては、各地区からの推薦ということでお願いをして、任命をさせていただいている状況でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

推薦というふうにおっしゃったので、例えば1人の方が欠けましたってなれば、やっぱりその中心の人たちが、知り合いの方とか、つながりとかで推薦されて入るケースが多いと思うんですよね。

で、やっぱりイメージですけど、このスポーツ推進委員っていうか、団体さんがあるじゃないですか。各地区にあったら、率直——まち協とかいろんな団体さんがリンクするような場所でも、ちょっと独立したようなイメージがあって、なかなか地域でも推進委員の方々の連携って難しそうなので、やっぱそういう——広く公募、募集をかけるなりして、もっと地域の方に、この推進委員の方がおられて、どんなことをしているよっていうのを知ってもらえるような——抜本的に、一気に入替えとかじゃなくて、補充が生じたときにはそういうような補充もしながら、この四十何人分の予算執行をしていただきたいなと思ってですね。

やっぱりもう旧体制と言ったらいかなんですけど、もうずっと長くされている方がおられて、今まではずっと独立していろんな行事をやって、地域の方の参加を促してきたっていうのはすごいいいことなんですけど、どこか連携性に欠ける部分がもう生じてきて、いざ連携したいというときに結構困っている状況とかも出てきてると思うんですよね、状況を見ると。

ですから、その四十何人分の予算を増やしてくれ、減らしてくれというものじゃないですけど、予算を回していく中で、人数を補充するときとかは、例えばもう完全にその方の知り合いから一本釣りするんじゃないくて、スポーツに意欲のある方とか、地域とかにおられるかもしれないので、新しい人たちも入れながら、スポーツ推進委員も知ってもらい、活動の協議をしていることとかも知ってもらいというような取組につなげてほしいなと思って質問しましたので、よろしくお願いします。

答弁は要りません。

江副康成委員長

ほかに。

池田利幸委員

まず、72ページの款18財産収入、項2財産売払収入の目1不動産売払収入。

この土地売払収入で、基里運動広場、これ基本的にはスポーツ振興課がここを管理しているから売却しましたっていう収入ということで、最終的に売った額はスポーツ振興課で管理するんじゃないくて、市に入るんですよね。

そこだけまず聞かせてください。

小川智裕スポーツ振興課長

基里運動広場につきましては、スポーツ振興課が所管しておりましたので、こちらのほうで計上させていただいて、市の収入として、土地の売却の分の収入は計上させていただいて

おります

池田利幸委員

ありがとうございます。

スポーツ振興課に入るわけではないだろうなっていう部分では聞いたんですけど、入るのであれば使い道があるのかなっていうところをちょっと1回確認させていただきただけです。

紙でもらった主要施策成果の2番、事業内容のところの歳入減、歳出の内訳でお伺いしたいのが、まず歳入減の合計が、その他のマイナスっていうところになるんだろうと思うんですけども、ここで2番目……。

効果で話したほうがいいんですかね。下の3番の効果のところ、(2)ホームゲーム開催に伴いPR活動しました、それとスタジアムグラウンド、北部グラウンド、事務所使用料を減免したっていう部分があると思うんですけど、ここの部分が、2番の減免の金額になると思います。収入、コロナの中で観客動員数とか減ってという部分で、大分補助をするっていう部分は分かるんですけど、それはそれで、そこを減免とかで補助しました、それでも歳出のところでは、例年どおりに今、これと言ったら3,000万円ですかね。サガン鳥栖やったら3,000万円は普通に例年どおり補助しました。それとプラスアルファで、完全に2,577万円ですかね、をしました。

例年からしたら、これは倍ぐらいの補助をしたってことですか。

小川智裕スポーツ振興課長

議員御指摘のとおり、2番目の鳥栖市に拠点を置くプロスポーツへの支援につきましては、1つが使用料の減免をさせていただいて、財源を充てさせていただいたのがコロナの交付金ということです。

あと歳出につきましては、サガン鳥栖が3,000万円、スプリングスが550万円で、内容といたしましては、ホームゲームのときに鳥栖市のPRをしていただくと、そういった事業のほうをしていただいております。その分で、こちらにつきましても、コロナウイルスによるスポーツ活動再開支援事業として、今回、令和2年度に特別に行っているものでございます。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

もちろん支えていくっていう部分では必要だと思うんですけど、決算書の250ページのほうに戻るんですけど、節19負担金、補助及び交付金で県プロサッカー振興協議会負担金200万円。これもう一回説明を聞いていいですか。聞いた場所を間違ったのかもしれないんですけど、これサガン鳥栖に対してやった部分になるんですかね。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、佐賀県が県プロサッカー振興協議会というものを設立しております。そちらのほうに県内の自治体、あと企業さんとかも参加した協議会となっております。そちらの運営に対する負担金を計上させていただいております。

内容といたしましては、サガン鳥栖選手とのふれあいサッカー教室、あと公式戦の招待とか、集客イベントをされてある協議会となっているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

今年度の委員会で聞いていたやつと混同しているかもしれないんですけども、活性化することによってサガン鳥栖さんと久光スプリングスさんに対して地域——スポーツ教室だとか何々、そこでしていただく分で補助っていうか、お金を出しますよっていうのは確かあったと思うんですけど。

それは令和2年度からもうサガン鳥栖はやってもらっていたんですよね。そこはこの中のどこに入るんですかね。

小川智裕スポーツ振興課長

まずこちらの負担金ですね、県プロサッカー振興協議会負担金につきましては、例年行っている事業となっております。令和3年度に新たに行います事業というのが、サガン鳥栖で300万円、久光スプリングス関係で100万円。これは令和3年度からの事業でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

令和2年度はもうそれはなかったっていうことですね。

分かりました。ありがとうございます。

江副康成委員長

ほかに。

竹下繁己委員

すいません、同じくスポーツ活動再開支援事業で、これ令和3年度もこのメニューはあるんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、令和2年度のみのものでございます。

竹下繁己委員

鳥栖市はプロチームが、久光とサガン鳥栖とあるんで、結構、金額がでかいんですけども、近隣の市町はこのメニューを使っているんでしょうか。また使っているならば、どんな

メニューが、どんな事業をされているのか分かりますか。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、新型コロナウイルスの交付金を活用した事業で、鳥栖市独自でメニュー立てをして行っている事業となっております。他自治体においてはまた、地域地域に応じたコロナの対策事業というのを行われているものと考えております。

以上でございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。理解しました。

もう一点違うところで決算書の249、250ページの、款教育費の節13委託料の県民体育大会出場委託料が体協のほうに支払われているんですけど、この委託料の内容はどんな項目に支払われているんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、県民スポーツ大会、こちらのほうに鳥栖市から代表選手として行く方の出場について、その業務についての委託料となっております。

今回につきましては、コロナのため7競技が中止となりまして、市、町の順位をつけない交流大会として、開催をされているところでございます。13競技、312人参加をされております。

以上でございます。

竹下繁己委員

ごめんなさい、私の質問の仕方が悪かったかな。その委託内容、どんなことを委託されているのか教えてもらっていいですか。

例えるなら、事務とか交通費とか昼食代とか、そういったこともあると思うんですけども、大会登録料とかもあるかしらんですが。

そういった内容をちょっと教えてもらいたかった。ごめんなさい。(発言する者あり)

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後0時休憩



午後1時9分開会

江副康成委員長

再開いたします。

小川智裕スポーツ振興課長

御質問のほうにお答えをさせていただきます。県民体育大会出場委託料130万円3,580円、こちらにつきましては、体育協会のほうに委託をさせていただいております、県民体育大会、そちらのほうに出場する際のバスの借上料、こちらのほうが大体30万円ぐらいで、あと選手が出場しますので、出場費として、1人当たり1,000円の出場人数分。こちらと、あとは助成金といたしましてバスを利用せずに団体によっては個人で行かれるような場合もございます。そういったときの助成金を主に支出しているところでございます。

以上でございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。出場経費ということですね。この市の体育協会には補助金が747万5,000円出とって、この県民体育大会出場委託料も体協ですよ。

ほかに体協のほうに委託しているようなものはあるんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

あと委託しておりますのが、市民体育大会の開催委託料。令和2年度でしたら205万円で委託のほうをさせていただいております。

以上でございます。

江副康成委員長

ほかに。

牧瀬昭子委員

スポーツ活動再開支援事業について質問させていただきます。

ホームゲームの開催に伴い鳥栖市PR広報物の掲示等を行ったということで先ほど事業内容とともに御説明がありましたが、このPR広告物の掲示というのは、具体的にどういったことを行われたんでしょうか。

小川智裕スポーツ振興課長

PR事業につきましては、サガン鳥栖、こちらにつきましては、ホームゲーム開催時におきまして、選手入場入り口、そちらの上のところに常設看板を設置させていただいております。

看板の内容といたしましては、「すべては鳥栖のために」が1枚、それともう一枚が「これからも選ばれ続ける鳥栖シティ」、こういうふうなPR看板の設置のほうをさせていただいております。それ以外にも選手が入場するときに置かれてあるボールスタンド、そういったも

のも広告を掲出させていただいております。

久光スプリングスのほうといたしましては、試合コート会場の周りのところに看板を設置させていただいております、内容といたしまして、とつとちゃんの図柄がある鳥栖シティというものを掲出させていただいております。あと、試合会場のチラシのところに鳥栖市の市章と鳥栖市というものをに入れていただくと。あと試合会場内で、ホームゲームパートナー鳥栖市ということで、アナウンスをしていただいたとか、そういう面でPRのほうをしていただいているところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

御説明ありがとうございます。

入場のところの看板ですけれども、文字が結構多めに書かれているなという印象がありまして、せっかく1回につき214万円ですかね、14試合ということですので、鳥栖市がぱっと見えるような感じでしていただくと、ここでPRしているなというのが分かるかなと思ったんですが、ちょっとすいません、白黒だったからかもしれません、PRっていうところでせっかくアウェーから来てある方、あとテレビ放送もということですよ。その方々にも鳥栖市っていうのをもっとPRできるような、ぜひ広告物の掲示の在り方っていうのを、もう一度ぜひ検討いただければと思います。

よろしく申し上げます。

藤田昌隆委員

254ページの委託料の工事監理委託料。スコアボード、外壁、それにスタンド内装改修等で、これも監理委託料が239万8,000円とか。何でこういう無駄な金を使うわけ？設計監理でいかんわけ？

監理はこれ、どこが落とした？

小川智裕スポーツ振興課長

球場の外壁の工事監理につきましては、有限会社豊が落札を、受託をしているところでございます。

スコアボードの更新工事の監理業務につきましても、有限会社豊が落札をしているところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員

こういう簡単なやつに監理委託料とか、澄まして200万円とか出しよるけど、おかしくない？これ設計監理やったらもういいいな。

もうそのまま設計した者が——監理委託料で……。それともう一つ、市民球場スコアボード工事設計意図伝達委託料、これ何？

時田丈司スポーツ振興課施設係長

意図伝達業務につきましては、設計した設計事務所と監理を受託した監理会社が違う場合に、設計の意図を伝えるということで、そういった業務が発生するというようなことになっております。

以上でございます。

藤田昌隆委員

監理委託料を払っている会社があつて、設計したところ、その意図——要するに、ずれがないように、また間に入っているちゅうことやな。何でそういう必要があると。大体どういう意図？こういうのは初めて見たけど。こういうのは頻繁にあること？

時田丈司スポーツ振興課施設係長

設計業務と監理業務、設計と監理が違うというのはよくあることでございます。

実際のところ設計業務、委員がおっしゃるように設計と監理を1つのところに発注するという考え方もございますけど、一応設計は設計で発注を一旦やって、それで監理についてはまた別途発注するというようなことで、県のほうも意図伝達業務等をやられていますんで、そういったことを踏まえまして、そういった流れで今回はこういうふうなことになっております。

あともう一点、設計と監理につきましては、市全体の工事発注に係る部分でもございますので、今後そこら辺の部分につきましては、今後こういった形で進めるとかいうのも検討は必要かなというふうな感じで思っております。

以上でございます。

藤田昌隆委員

設計と監理の場合に、大きな仕事は、設計と監理がもう随意契約でしないと、なかなか難しいいな。ところが中間ぐらいやったら、ひよつとしたら——何で監理が出てきたかちゅうと、適当に設計して、承認して、分かったこれでちゅうのが、一つはこの監理が出てきた大きな理由やもんな。

ところがこれに関しては、わざわざ監理委託をお願いせないかんような金額、仕事の内容じゃないじゃん。しかも業者が、どこも大体、今までずっとしてきたように、あるところが全部取って、幼稚園から何でもかんでも取って、しとるじゃん。

そいけん何でこういうのを——こういうことをするときには、例えば建築、そういう専門家に相談しているわけ？自分たちで勝手に、いやこれは監理委託料、工事を出そうとか。そ

の辺は？

時田丈司スポーツ振興課施設係長

設計業務あるいは監理業務発注に当たりましては、当然、担当課だけでは限界の部分もございますので、建設、建築——等と協議をしながら発注をさせていただいているところがございます。

藤田昌隆委員

協議して監理が要るっておかしくない？

時田丈司スポーツ振興課施設係長

協議して監理が必要ということで発注をさせてもらっています。

以上でございます。

藤田昌隆委員

今度のこれを見よって、落札率とか、不用額とか令和2年度のやつを見たら69%ぐらいで、一番スポーツ振興課っちゃうか、この不用額が多いのよね。その辺とは関係ない？

きちんと専門家と相談した上でやっているのか、やっていないのか、よく分からん。

これだけ見たら要らん金を使っているような気がする。(発言する者あり)

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後1時20分休憩



午後1時21分開会

江副康成委員長

再開します。

小川智裕スポーツ振興課長

工事の監理業務について、最低落札額で落札されているとか、そういったところの影響があるものと考えております。

以上でございます。

藤田昌隆委員

ものを積算するときには、1億円ぐらいで、ほぼ近いところですよ。それで大

幅に差があるっていうことは、積算自体の——例えば頭が1億円で、下が9,000万円とするんだったら、その間に入ってこないかんだいな。ところが、その辺の最初の設定の金額は違うんじゃないですか。ひょっとしたら高く積算をしているんじゃないですか。

通常、業者が見積入札しました、いやこの工事やったら、5,000万円で済むよって。そういう形というか、積算が甘いのか、そこはよく分からん。積算の仕方をもう少し検討しないといかんのかなと。

それとこの工事監理が1者でずっと——ただ安ければいいちゅうことで、1者がずーっと取っとるじゃん。そういうことやけん、もう少し、もう少し、その辺も含めて簡単なやつは、もうわざわざ工事監理を払わんでもいいような仕組みをつくったらいかがでしょうか。

提案です。

江副康成委員長

じゃあ要望って形でよろしいですね。

藤田昌隆委員

はい。

池田利幸委員

この紙の部分ですが、歳入減のまず1つ目の事業内容のところの(1)スポーツ活動機会を支援で112万1,000円。これ内容的には、下に効果のほうにスポーツ団体等が主催する大会に係る使用料を減免した、実績71大会。結局これは減免したことによって効果は前年から比べて、ここは71大会ってなっていますけど、前年から比べてどうだったんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

今回、令和2年度、減免させていただいている大会が71大会ということで、ここに記載をさせていただいております。

前年度との比較というのは申し訳ございませんが、できていない状況でございます。

まず、この使用料減免というところが、コロナ禍になりまして、そういった中でもスポーツを、大会とかをやり続けていくと。そういったときには、各団体さんのほうでは、コロナ対策に係る費用とかも別途かかってくると。そういったところでの負担軽減を図るということから使用料減免をさせていただいて、負担軽減を図るという趣旨からさせていただいているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

意図は委員会の中でずっと聞いとるんで、もちろん分かりますし、その分で減免して、コロナの対策とかやってもらう。最終的には——要はそれでも開催期間中は、全部埋まって大

会をされたんですよってということなのか、使えないときももちろんあったんで、それは別として、使えるときはもうそうやって皆さん健康づくりのためにスポーツをやられたっていう部分が効果として出ているのかなって。

基本的に今回提出していただいている効果に関しては、減免しましたって、これは効果ではないんですよ。結果として何が効果として上がったのかっていう御説明ではないんで。

あと1点、(2)のところの②スタジアムグラウンド、北部グラウンド、クラブハウス、事務所費用等を減免したっていう部分で、スタジアムは試合の開催も減っているんで、それに伴ってネーミングライツも試合が半分になった分、その分減免しました。それもずっと委員会の中で報告を受けているんで、もちろんですけど。

その中で、私たちも承認してきているんで、この中でぱっと改めて見たときに、クラブハウスを減免——要は、クラブハウスは、ほぼほぼサガン鳥栖の皆さんの練習用としてのクラブハウス。この歳入減、歳出のところであれば、基本的に2段目のところは550万円を抜いた残りは、全部サガン鳥栖1本に投入したお金っていうことになりますよね、5,000万円強。

やっぱりそこに対する効果、ある程度効果が、お金も入れるだけ入れました——状況があるんで、支えなきゃいけないっていう部分はもちろん分かるんですけど。5,000万円強をサガン鳥栖1本に投入している部分、やっぱり効果が何か見えないことには、この効果をもって令和2年度と今年度の分がどう進むかっていう部分でされていると思うんで、その検証がどうなのか聞かせていただきたいなっていう部分があります。

スポーツ振興課としてどういうふうな効果を思われているのか。要は企業さんたちに対して給付やりますってやつでも、やっぱり皆さん苦しい中で、市からの給付は15万円やったり20万円やったりっていう。サガン鳥栖にはこれでいったら2,500万円ぶっこんだっていう形なんです、減免まで含めて。

市民の皆さんから見れば、説明というか、その効果はやっぱり聞きたいところだと思うんですけど。

それに対してどう思われますか。

小川智裕スポーツ振興課長

プロスポーツへの支援ということで、今回サガン鳥栖3,000万円で、内容といたしましては、鳥栖市のPR広告物の掲出で、先ほど御説明した常設看板を2枚と、あとそれ以外にも横断幕等も作成をさせていただいております。横断幕の内容としては、がん征圧月間とか、そういったものを併せて掲出とかもさせていただいております。そちらの効果につきまして数字として表れているものとしたしましては、ホームゲーム14試合で、来場者が7万3,584名あっていると。そういったところで鳥栖市のPRを行っている——そこでどれぐらい、がん征圧

月間とか、鳥栖市のPRというのが数値的にというのは、なかなか表せないところでありませぬけれども。

今回プロスポーツ支援ということで鳥栖市のPRをホームゲーム開催時のときにさせていただくということでの結果の御報告のみとなります。効果というところの数値化というのはありません、明確にできていない状況でございます。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

どっちかという、歳出より歳入。もう減免した部分、減免して軽くした分によった効果、要は、ある意味クラブハウスは皆さんが練習している場所ですよね。そこに対して……（発言する者あり）

最終的に経営自体の根本として支えましたってということで、効果が出たって言われるのか。

その中で、僕はクラブハウスとか——グラウンドとかスタジアムとか、そういう部分はいいのかなって。クラブハウスって個別って部分でもあるばってん、そこに対してまでやっぱり減免をかけたってことの効果があるのかなってところを聞いただけです。

歳出の部分はもちろん説明も書いてあるんで、結構です。そういうことも含めて今年度としてどうやるのかってというのは、この決算の検証を基にやっていただかんといかんし、その部分は僕もちょっと見たいなと思っただけで聞きました。

江副康成委員長

ほかに。

成富牧男委員

私は49、50ページの教育使用料。今出ているスタジアム関係の、スタジアム使用料に関連してお尋ねをします。

その前にさっきの設計監理のやつは、もう少しきちっと言うべきところは執行部も言っているんじゃないかということをお尋ねをします。それとこのスタジアム使用料は、これは北部のも一緒に入っているんですよね。

どういうことでお尋ねするかちゅうと、今まで何度も北部グラウンドの一般の人の利用状況を、議員になってずっといつも質問していました。そして、これはうちの所管事務調査にも大いに関わることですね、うちの所管事務調査。なかなか多目的な、運動するところがないと。ある意味、一定限られますけど、多目的ですよ、あそこの利用をいろいろ見ると。それなのにあんまり利用されとらんごたって話ですけど、実態はどうなのかをまず教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

北部グラウンドの一般利用につきましては、令和2年度、2団体の利用で、延べ5件の利用となっております。

以上でございます。

成富牧男委員

そうしたら2団体で5回でいいかな。2団体っていったら、前聞いたときには8団体って言ったときもあったと思います。だから非常にまた少なくなっている。

私は、そもそもここは一般のためにあるんでしょうと、一般っちゅうのは、いわゆる公の施設として、皆さんに、市民に広く開放された施設じゃないですかと。それなのにもうここは庇を貸して母屋を取られるじゃないけど、そんな感じになって、市民の多くの人もひょっとしたら、あそこはサガン鳥栖の練習場やんねって多分思っている人が多いんじゃないかと思うんですね。

だからそういうこともあって、私は今までもうちょっと、あなたたちも使えるとですよって、皆さんに広く言わんですかっていうことを、もう過去何回も言ったと思うんですけど。

そういう一般向け、市民向けのPR、ここは利用できるんですよってされたことがありますか。

小川智裕スポーツ振興課長

北部グラウンドにつきましては、サガン鳥栖がオフシーズンとなる期間、そういったときに一般の市民の方が使えるようなところになっている状況でございます。

本年度につきましては、一般利用を促進する意味合いもありまして、その期間を、サガン鳥栖と早めに調整を図りながら、サッカー団体とか、グラウンドゴルフの団体さんとか、そういったところに、この期間については、利用が可能ですよということで周知を図らせていたきたいと考えているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

それで今いみじくもサガン鳥栖の空いととときにみたいな、勝手に取ったかもしれませんが、サガン鳥栖のオフシーズンと言われたからそういう意味？

サガン鳥栖が使わんとときに、そこを使ってもらいますってということだけ。もしそれやったらそれのごと、条例そのものをもっと整備せんと、単純に市長が特に認めるとき、今までの答弁では市長が特に認めるときという条項を使って説明されてきたけど、それがもう日常的とか恒常的にそういうふうになつとるわけやろ。

そうしたらやっぱり、条例の中に、今のままでの運用では無理があると思うんですね。

優先的にサガン鳥栖に使わせるということについての、今の条例で特に認めるときみたいな、それを使って、それを根拠につちゅうのは、私は非常に無理があると思いますので、もしそれやったらそれのごと、大本から条例そのものを見直すと何かせんといかんのやないかなあというふうに思います。

それからもう一つこれに関連——まずそれを、それも質問ですね、今のね。

それともう一つはちょうど4年前、一般質問で聞いたんやけど、まだ弥生が丘の中学校予定地としてそのまま残っているって話も聞いています。そののところはどうなっているのか。

中学校予定地として残っているっていうのは、法令上というか、地区計画とかいろいろありますよね。どこでそういうふうになっているのか、それがまだ残っているのか。そのところ教えてもらえますかね。

小川智裕スポーツ振興課長

まず北部グラウンドのサガン鳥栖の利用につきましては、議員御指摘のとおり、現状では、市長が特に必要と認める場合ということで使用の許可をしているところでございます。まずは先ほど条例での整理ということでおっしゃられてありまして、通常、体育施設の条例っていうのが1つございます。それと別に、鳥栖スタジアムと北部グラウンドにつきましては、鳥栖スタジアム条例という別の条例をつくっております。その条例として、鳥栖市の体育施設条例とちょっと違う側面、第1条のほうに規定がありまして、そこが交流を図る拠点施設という側面が鳥栖スタジアムと、北部グラウンドにはございます。

そういった側面からいきますと、現在はコロナ禍で練習というのは非公開にはなっておりますけれども、公開をされてあったときには、サッカーのファン、サポーターの方とかも練習を見にこられてあるというところもございますので、このスタジアム条例の地域社会の交流を図るということ、サガン鳥栖の利用というのはそういう側面には合致してあるかと考えております。

また総合計画、こちらのほうでもスポーツの振興ということで、する、見る、支えるというのを充実するというので、考えております。その中で、サガン鳥栖の北部グラウンドの利用、こちらについては、見るスポーツと、練習会場、今はコロナ禍で非公開にはなっておりますけれども、また再開された場合は、見るスポーツとしての位置づけがされるんじゃないかということで考えているところでございます。

北部グラウンドの底地の中学校用地ということにつきましては、教育委員会のほうに確認を取りまして、現段階で見直し等の検討は行っていないということで、確認をしております。

で、先ほど言われてあった何に基づいてという部分については、すいませんが、こちらのほうで把握をしていない状況でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

最初の見るとスポーツのためっていうことやったら、今の条例等と、私やっぱ違ってくると思いますね。

ですから――体育施設の一般と、このスタジアムを別にしたのは分かるよ、分かるけど、今、見るスポーツにシフトした条例みたいに言われたけど、それは違うんじゃないかと思えますので、それやったらなおさら条例をやっぱ変えんと、あまりにもはみ出していると思う。条例からはみ出した運用が行われているというふうに、今の話聞いてなおさらそう思いました。

それと確認で言うと、底地が中学校用というのは、関係しとる教育委員会は、いまだにそのまま中学校用地として、それをなくすとか、もうそれを返上するとかいうのは検討していないちゅうことですよね、今のね。検討しないという意味？

小川智裕スポーツ振興課長

現状で、当初予定したところと変更がないってところです。

変更を検討しているかっていうところでも、検討していないということで把握しております。

成富牧男委員

せっかくああしてなりよつとに、今この期に及んで中学校とはならんかもしれんけど、ここで言う話じゃないかもしれんけど、弥生が丘の人たちから見たら、中学生がわざわざ坂を登って一生懸命自転車こいで行きよるわけよね。

本当にいいかげんやなって、もう中学校用地じゃないって言い切ってしまう方がいいのに、それも言い切れないということです。

それでさっきのは、やっぱりちゃんともう少し、今日は返事要らんけど、やはり条例に関わる問題やなって、なおさら思いました。

以上です。

江副康成委員長

よろしいですね。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時 41 分 休憩



午後 1 時46分開会

江副康成委員長

再開いたします。



文化芸術振興課

議案乙第29号令和 2 年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

次に、文化芸術振興課関係議案の審査を行います。

議案乙第29号令和 2 年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

八尋茂子文化芸術振興課長

それでは、ただいま議題となりました議案乙第29号令和 2 年度鳥栖市一般会計決算認定についての文化芸術振興課分について御説明いたします。

まず決算書の49ページ、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項 1 使用料、目 5 教育使用料、節 1 社会教育使用料、市民文化会館使用料及び定住・交流センター使用料につきましては、ホールや会議室等の諸室使用料でございます。

次の59ページ、60ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 6 教育費国庫補助金、節 3 社会教育費国庫補助金のうち、一番下の文化芸術振興費補助金につきましては、文化施設の感染防止対策事業に対する補助金で、市民文化会館の空調設備機器の改修工事と市民文化会館及び鳥栖市定住・交流センター、サンメッセ鳥栖の感染防止のためのサーマルカメラ、消毒液等の購入に対する補助金で、国の補助率は 2 分の 1 でございます。

次に85、86ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の下のほうからですけれども、教育施設雑入につきましては、市民文化会館及び定住・交流センターの自動販売機収入や定住・交流センターの喫茶コーナー使用料が主なものでございます。

以上で歳入に関する説明を終わります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

決算書の241ページ、242ページをお願いします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬につきましては、文化事業を主な業務とする職員と文化会館の夜間の管理業務を行う会計年度任用職員2名分の報酬が主なものでございます。

節2給料から節4共済費までは、文化芸術振興課10名分の職員の人件費と、節3職員手当等には会計年度任用職員2名分の期末手当が含まれております。

次に243、244ページをお願いいたします。

節11需用費の主なものは、ガス代等の燃料費、電気料等の光熱水費及び文化会館大ホールのホワイエの椅子生地張り替え、大ホール階段手すり修繕等の修繕料でございます。

節13委託料につきましては、市民文化会館大規模改修工事設計業務委託料、施設の清掃、施設整備の保守点検、舞台運営関係などに関わる管理業務委託料、自主文化事業の企画、実施を文化事業協会に委託して行う市文化事業委託料、そのほか、フッペル鳥栖ピアノコンクールや市民文化祭を開催するための委託料でございます。

節15工事請負費につきましては、令和2年度に繰り越しました工事、備考欄の1行目に記載しています、市民文化会館ホール舞台吊物・床機構改修工事、これは天井からのつり物の操作盤、制御盤の改修と舞台の床に設置していますせりの機械、ロープ等の改修工事になります。

それから5行目の市民文化会館昇降機改修工事でございます。1つ上の、市民文化会館大ホール舞台吊物機構改修工事は、音響、反射板の機械、ロープ等と、あと黒い幕ですね、そで幕などの所幕とスクリーンの改修工事、それ以外に、下から4行目の市民文化会館の空調設備になりますが、冷温水発生機ほか分解整備工事などが主な工事でございます。

市民文化会館大ホール舞台吊物・床機構改修工事におきまして、工事の施工中に、設計変更の可能性も考えておりましたが、変更の必要がなかったため、不用額が生じております。なお、繰越明許費の1億2,416万7,000円は、市民文化会館小ホール舞台吊物機構改修工事費及び屋根防水改修工事費を、令和3年度に繰り越した分でございます。

節18備品購入費につきましては、除細動器AEDが主な購入費でございます。

次の245、246ページをお願いします。

節19負担金、補助及び交付金につきまして、上から4番目の文化事業推進補助金は文化事業協会が行う有料公演事業の一部を助成するものでございます。そのほかとして、文化連盟、子どもミュージカル、鳥栖謡隊・こども能楽隊の3団体に対する補助金でございます。

これは文化振興補助金交付要綱に基づき、文化の向上に寄与する団体の活動に対し補助するもので、補助対象経費は、印刷製本費と会場費使用料でございます。

また、下から3番目の文化芸術活動再開支援補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により文化活動の縮小等を余儀なくされた団体に対し、文化活動の成果を発表する経費に対する補助金でございます。

文化事業推進補助金、文化振興補助金におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止や延期を余儀なくされたため不用額が発生しております。

文化振興に関する委託補助事業につきましては、令和2年度決算における主要施策の成果の説明書の110ページに記載をしております。

次に同じ決算書の目7定住・交流センター費について御説明いたします。定住・交流センター費は、サンメッセ鳥栖及び都市広場の管理に要する経費でございます。

節1報酬、節3職員手当等につきましては、貸し館業務及び図書コーナー業務を担当する会計年度任用職員7名分の人件費でございます。

節11需用費の主なものは、電気料等の光熱水費、非常用誘導灯修繕や監視カメラ取替え修繕等の修繕料でございます。

節13委託料につきましては、清掃施設の保守点検、舞台運営関係などに関わる管理業務等委託料が主なものでございます。

次の247ページ、248ページをお願いいたします。

節15工事請負費につきましては、4階ホールの客席で、電動式移動観覧席の電気部品や駆動部品の経年劣化、寿命による改修工事になります。また都市広場の屋外トイレの老朽化による外壁塗装工事となっております。

節18備品購入費につきましては、施設用備品購入費が主で、図書消毒機、サーモグラフィカメラ、自動体外細動器AED各1台が主な購入費になっております。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大などにより、ホールまたは会議室の使用取消しに伴う使用料の還付金でございます。

以上、文化芸術振興課分の説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

主要事項説明書110ページの中で質問させていただきたいと思いますが、今回第26回フッペル鳥栖ピアノコンクール2020ということで、コロナ禍においてでも開催していただけてよかったと思う反面、やはり来場者の方も、来たくても来られない方もおられたと思うんですね。今後のことを考えて、こういう事態を転機として考えて、できれば動画での配信、そういう生の演奏を聞いてほしいというのはもちろん思いありますが、せっかくこういった事業を継続していただいて、予算もしっかりつけていただいていますので、そういう意味で、会館のほうに音響設備ですとか、動画配信をする設備ですとかっていうのをぜひ考えていただきたいと思いますが、今、予定としては何かありますでしょうか。

八尋茂子文化芸術振興課長

現在動画の発信についてが、同時ライブ配信ができていない状況なので、そちらの整備に関して今検討を進めている状況でございます。

できるだけ今後は発信していきたいと考えております。

以上です。

江副康成委員長

よろしいですか。ほかに。

樋口伸一郎委員

244ページをお願いします。

これは質問というか、教えてほしいことなので教えてください。市民文化会館大ホールの改修工事関連ですけど、支出済額の合計は2億2,770万8,400円と書いてありますよね。で、この考え方というか表記の仕方、備考欄にいっぱい工事別ごとに書いてありますよね。

これ担当課は違いますけど、敷地内っていうか、あそこの市民球場でいけば、ここの書き方はもう市民球場でくくってあるんでしょうね、改修工事でぼんと4億2,000万円ぐらいですね。もちろんこの市民文化会館のこっちの改修工事のほうに分かるじゃないですか、この書き方のほうがですね、個別に。

この違いというのは備考欄にこれだけ分けてあるということは、業者がこれだけ入ったからそれぞれに書いてあるんですか。それともこの担当課の配慮というか、親切でこれだけ分けてくださっているのか。この書き方がいいと思うんですよね。分かるから。

でもこれ四、五億円の金をぼんとくくるんで、いつもこの内訳なんで、質問が来るじゃないですか。これはもう来ないような書き方してあるんで、この違いが、担当課が何でこういうふうな書き方をしてくださっているんでしょうかということをお教えいただきたい。

八尋茂子文化芸術振興課長

文化会館の工事費に関しましては、繰越し分も入れております。それから都市計画の補助

金に乗っている分の工事関係と、別に空調なんかは別の補助金でっていうことでしていますので、それぞれの工事費用を分けて出している状況でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

出せたから出したというふうに聞こえたんですけど。そうしたらもう要望で終わりますけど、ここは文化芸術振興課じゃないですか。スポーツ振興課もあるじゃないですか、同じスポーツ文化部の中に。市民球場って4億円ぐらいのお金が1行なんですよ、ぼんって。

ですから、その中身を何に幾らかかったっていうやり取りがいつもあるので、せっかくやったらもう部で統一して、この書き方のほうがいいかなと、質問も減るんでっていうところで、御検討いただければ幸いですという要望で終わります。

佐藤敦美スポーツ文化部長

2通りの考え方があって、細かく工事ごとにという御要望と、それから全体で幾らなのかという御要望がございまして、なかなかその表現の仕方が違うかと思えます。

で、必要に応じて、例えばですけれども、説明の資料等を別にお出しするような形で対応させていただければというふうに思います。

今特にスポーツ施設は非常に改修工事等も多くございますので、そういったところで、繰越し分とか、また翌年度に繰越し分とかいろんな複雑なこともございますので、その説明については、ちょっと工夫した形で対応させていただければと思います。

竹下繁己委員

決算書の246ページの文化芸術活動再開支援補助金は、これは会場の減免ですか。

目的は何ですか。

八尋茂子文化芸術振興課長

主要施策成果の説明書のほうに書いておりますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、文化活動の縮小等を余儀なくされた団体に対して、文化活動の成果を発表する場の――会場使用料とかの経費ですね、を行っております。

竹下繁己委員

会場使用料ですね、ありがとうございます。

それで246ページのところに327万9,697円の不用額が出とるんですけども、これはどういった理由で不用額が出ているのか教えてください。

八尋茂子文化芸術振興課長

こちらはまず、文化事業協会の事業ですけれども、文化事業協会の主催事業のほうが、主要施策のほうでは16公演と書いておりますけれども、年度当初予定していた分は、当初公演と

か年度内に追加した公演が資料ではないんですけれども、17事業を計画しておりました。

興行収入の分で17事業を計画しておりましたが、そのうち11事業が新型コロナウイルス感染拡大のために中止になっております。

その予定していた分が返還というふうな形で、補助金が戻ってきているっていう状況になります。

それ以外に、鳥栖謡隊・こども能楽隊補助金に関しても40万円相当を考えておりましたけど、実質額が3万7,280円というところでの減額というふうになっております。

文化芸術活動再開支援事業費も100万円程度を予定していましたが、実際は51万5,280円の補助額になっていることで不用額が出ております。

竹下繁己委員

補助金の返還があったということですか。

それともこっちは出さなかったとか、ルールっていうのがあるんですか。事業を開催しなかったら補助金を返しなさいとか。そういったルールってあるんですか。

八尋茂子文化芸術振興課長

先ほど説明しましたが会場使用料とか、印刷製本費に対しては、補助金を出す団体さんに対しては、実際できなかつたら、その分は実績報告で使っていませんということで、変更申請によって、実績額での申請をされました。

それから、文化事業協会は活動しないといけません、当初、概算予算で出していたんですけど、最終的にいろんな追加もしましたが、結局そこまでの当初の予算までは事業ができなかつたことで返還がっております。

竹下繁己委員

補助金の話で返したくないとかいう団体とかなかつたんですか。何かもめたりしなかつたんですか。すんなり行きました？

八尋茂子文化芸術振興課長

特にそこら辺はございません。何かあればまた協議をさせていただきたいということですが、今回は返還ということで、実績で出していただいたということになります。

江副康成委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

私は使用料関係に関して2点質問します。

1点目は今どうなっているのか、現状はどうかということをお聞きしたいんですけど。結構、なかなかよそでは見られないような大きな——分かりやすく言うと有名人が来るような

企画もしてあるんですが。

鳥栖市民とそれ以外の割合って分かりますかって以前お尋ねしたんですけど、そのことが1つですね。

それともう一つは鳥栖市民文化会館の条例を見ますと、入場料を徴収しない場合と、入場料を徴収する場合に大きく2つ分かれて、要は入場料等を徴収しない場合が一番安いんですよ。そして今度は入場料等を徴収する場合が2つに分かれて、それが1,000円未満の場合、それとそれ以上、1,000円以上。言うなら3段階に分かれているんですよ。

これかなり金額的に、入場料等を徴収しない場合と1,000円以上入場料を徴収する場合、例えば午前9時から正午までだけで見ても、入場料を取らない場合は6,600円。1,000円以上の場合は1万9,800円。3倍ぐらいになりますよね。

こういう違いは何であるんですか。これが2つ目の質問です。

以上です。

八尋茂子文化芸術振興課長

1つ目ですけれども、鳥栖市民とそれ以外の方の割合っていうのが興行の場合がチケットの取扱いで鳥栖市文化事業協会が取り扱えるチケットの分では分かりますけれども、それ以外でチケット取扱いをされている箇所での市民、それ以外だということは把握ができていない状況でございます。

江副康成委員長

もう一つ、使用料の体系のところ。

今村利昭文化芸術振興課参事兼課長補佐

入場料につきましては、当然、イベント等の入場料が高い場合、安い場合とかありまして、それをやっぱり同一に使用料を取るというのは、ちょっと違うかなというのもあります。

一般的には、よその施設とかも見ておきますと、どこかで線引きをする必要がありますので、1,000円とか、そこら辺でくくってあるようであります。

それに合わせて、鳥栖市の場合もそういうようなことであります。

成富牧男委員

1番目の問題から片づけましょうかね。

前もそういうふうに言われました。いろいろチケットびあさんとか、いろいろなところに投げているんで、それは分からないと。

私が言ったのは、全部が返してくれるわけやないけど、来場者に対してアンケート調査でもしませんかと。どこからおいでになりましたか……、よくやるじゃないですか。

そういう形をまだやっておられないということですか。

それはぜひやっていただきたいんですが、まずそれ1点。

八尋茂子文化芸術振興課長

御指摘のことは今後していきたいというところですけども、現在コロナの関係上、出たり入ったりするところが時間的なものもありますし、アンケートを記入してもらおうというところでも、ちょっと厳しいところもございます。今後そういうコロナ対策をしながらでもアンケートができれば考えていきたいと思います。

成富牧男委員

今の件は、コロナって言われたらなかなか難しいんですけど、工夫はできると思うんですよ、いろんなアンケートの方法ありますから。それこそ、ホームページとか設けてあるからそこから——アンケートの取り方いろいろあると思います。

だからそれはぜひやっていただかないと、鳥栖市民に対してどれだけ効果があるのか、ひがみですけど結局一万幾らの入場料のやつがあるじゃないですか、結構有名な人が。それを鳥栖市の人がどれだけ見れるのかとか、すぐ私考えるんですよ。

だからそのところは、ぜひニーズ調査の一環としてやっていただきたいと思います。これはそれで終わります。

2点目の分で、今のは答えになっていないと思うんですね。入場料等を徴収しない場合が何で一番安いんですかということを探っているんです。

もう少し具体的に言いますと、例えば何でもいいんですけど、鳥栖市主催で同和問題でも何でもやるじゃないですか。それはそれなりのお金がかかるとるけど、実際は無料でやるんでしょうが。

一番分かってほしいのは、経費がかかっているんですよ。経費がかかっているんですよ。入場料を無料でする場合もかかっているわけでしょ、今認められたようにですね。

だから入場料等を徴収しないから安くするっちゃうことになるよ、主催者で、市民団体でそういうのを主催したい人が結局、経費がかかるわけでしょうが。なるべく取りたくないけど500円は取らにゃいかんねとか、1,200円は取らないかんねとかなるじゃないですか。

これやったらとにかく経費がもうけのため、いわゆる営利目的じゃない場合でも、経費を満たすために、せいぜいペイするために、1,000円未満の500円とか600円、700円を取るとか、1,000円以上1,200円取るとか、そういうふうになってくるじゃないですか。

だから、これについてはもうちょっと検討はされたらいいんじゃないかと。

今まで一貫して検討はしないというのが、そちらのほうのお答えですけど、それでいいのかと。経費は要るわけでしょうが。

八尋茂子文化芸術振興課長

営利目的の方であれば、それだけの入場料を取られますので、それに対しての上乗せ分ということで、もともと入場料が1,000円未満なり無料の場合は安くして利用させていただくという単価になっております。あと小ホール側に関しましては、各団体に対しては全面免除しているところも多々ございますので……。

成富牧男委員

お分かりいただけていないようなので、もう一回だけ言います。

入場料を取る場合でも1,000円未満であろうが、1,000円以上であろうが、入場料を取る場合でも営利じゃないことがあるでしょうがうちゅうのを分かってもらいたくて、さっきからずっと言っているんですよ。

というのは、さっき言ったように実際役所がするやつは無料でしょうけど、本当は何十数万円かかりよるわけでしょう。照明とか全部、いろいろなお金も予算にちゃんと計上しとるわけじゃないですか。

だから市民の、まさに地域——市民が自らつくり出して自分たちで何かやりたいとか、さっきもちょっとあったじゃないですか、そういう人たちにしてもらうために、コロナ対策支援をしたとかいうふうに言われましたけど、そういう気持ちがあるならば、これについても考え方をちょっと改めてほしいな、検討する余地があるんじゃないですか。

そこだけです、最終的に。

佐藤敦美スポーツ文化部長

先ほど来お話がっておりますように、当然、施設を利用される方には、営利を目的、いわゆる収益事業として興行のような形でされる場合もございますし、自分たちの発表会であるとか、そういった団体での自主的な発表の場であるとか、いろんな形で使用されていると思います。

そのために、入場料を徴収しない場合と、先ほどから言いますように、入場料の最高額が1,000円以下の場合、そして1,000円を超える場合と、3通りの料金設定がございます。

言われるように、必要経費を補う形で、個人それぞれ参加者の方から、入場料を徴収されるということもありますし、その場合の料金の問題が、多分1,000円というところに大きく影響しているのかなというふうに思っております。

1,000円の設定の仕方については、先ほど御説明しましたように、他市の状況とかそういうところを見ながら、1,000円という設定をしたというふうに考えておりますけれども、この1,000円の金額については、また他市の状況も考えながら、おっしゃるようにこの1,000円の場合の入場料の設定が、これで妥当な金額なのかということも含めて、ちょっと調査をさせていただきたいというふうに考えております。

術振興課が分離し、スポーツ文化部が設置され、健康福祉みらい部では、既存の社会福祉課が地域福祉課及び高齢障害福祉課の2課に分かれまして、こども育成課、健康増進課の4課で構成されております。なお、このうち地域福祉課、高齢障害福祉課及びこども育成課の3課、社会福祉法の規定による福祉事務所を構成しております。

これらの4課におきまして、高齢者、障害者、児童、生活困窮者などの福祉に関する業務、子育て支援に関する業務、保健予防、健康づくりに関する業務など、心身ともに健全で安全、安心して日常生活を送るために必要な事務の執行に当たっております。

歳入では、保育所保育料、各種国県負担金、補助金、市債など64億9,645万7,555円でございます。また歳出では、112億7,902万1,281円でございます。一般会計全体に占める割合は約31%となっております。

歳出の主なものといたしましては、障害者自立支援給付費、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金、児童扶養手当、子供の医療費、施設型給付費負担金、児童手当、生活保護、そして新型コロナウイルス感染症対策関連として、子育て世帯への臨時特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金など、その他社会福祉、健康増進に関連する事業費等でございます。

以上、決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が御説明いたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

江副康成委員長

ありがとうございました。



地域福祉課

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

これより健康福祉みらい部地域福祉課関係議案の審査を行います。

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

それでは、地域福祉課の関係の主なものにつきまして、令和2年度鳥栖市歳入歳出決算書より説明を申し上げます。

まず歳入でございます。

歳入の主なものでございますけれども、決算書の53ページ、54ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金のうち、一番上に記載しております国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者に対する国民健康保険軽減分を国、県で負担することにより国保基盤を安定させるもので、国の負担率は2分の1でございます。

次に節3生活保護費国庫負担金、このうち上の生活保護費負担金につきましては、生活扶助、医療扶助等に伴う国の負担金でございまして、この負担率は4分の3でございます。

その下の自立相談支援事業費負担金につきましては、生活困窮者に対する就労相談支援や、住宅確保のための給付業務等に対する国の負担金でございます。この負担率は4分の3でございます。

次に55ページ、56ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金、このうち2つ目でございます社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、令和元年度に引き続きまして、国保オンライン新システムの資格確認対応に伴うシステム改修を行ったものでございます。補助率は10分の10でございます。

続きまして、61ページ、62ページをお願いいたします。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1の社会福祉費県負担金、このうち一番上の国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険軽減に対する県の負担金でございます。

次、節3生活保護費県負担金につきましては、生活保護法第73条に規定されております居住地が明らかでない保護者等の保護費等に要する県の負担金でございます。負担率は4分の1でございます。

次に63ページ、64ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金、この中で、一番上の民生委員・児童委員活動費等交付金につきましては、民生委員・児童委員の活動に対する交付金でございます。

次に77、78ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節1生活保護雑入の生活保護費返還金につきましては、生活保護費の返還金となっております。

歳入につきまして主なものについては以上でございます。

次に歳出でございますけれども、主なものは資料125、126ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち節1の報酬につきましては、人権擁護審議会、それから民生委員推薦会、それぞれ委員の報酬でございます。それから節2の給料から節4の共済費まで、これは健康福祉みらい部長及び地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課44名分の人件費となっております。

次に節8の報償費につきましては、地域福祉計画策定に伴う委員謝金、それから民生委員・児童委員の退職記念品代及び戦没者の盆供物代等でございます。

節13委託料のうち主なものは、避難行動要支援者支援事業システムの保守点検及び現在策定をしております第4期地域福祉計画、地域福祉活動計画策定に伴うアンケート調査の委託料でございます。

それから下のほう、節18備品購入費、このうち施設用備品購入費につきましては、社会福祉会館の暗幕それからAEDを更新、購入したものでございます。

次に127ページ、128ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金、このうち社会福祉協議会補助金、それからふれあいのまちづくり事業補助金、福祉ボランティアのまちづくり事業補助金につきましては、これは令和2年度決算における主要施策の成果の説明書27ページに記載をしております。

社会福祉協議会に対しまして、運営費の一部、地域福祉活動福祉ボランティアの育成、活動支援のための経費を助成したものでございます。その下の全日本同和会補助金につきましては、人権同和対策等への活動に対する補助金。それから民生委員・児童委員活動補助金は、民生委員・児童委員の地区会長及び各民生委員・児童委員の活動への補助、そして民生委員児童委員連絡協議会運営費補助金は、それぞれの協議会の運営経費及び負担金等の経費への補助となっております。

それから節28繰出金でございますけれども、これは国民健康保険特別会計繰出金で、国保会計職員の人件費、それから国保基盤安定、出産育児一時金等の事業に対するものでございます。

続きまして、147ページ、148ページ。

項3生活保護費、目1生活保護総務費、このうち主なものでございますけれども、節1報酬につきましては、嘱託員報酬及び会計年度任用職員の報酬となっております。

節2の給料から節4の共済費までにつきましては、生活支援係職員5名分の人件費となっております。この分につきましては、主要施策の成果の44ページでお示しをしておりますが、困窮の程度等に応じて必要な保護、それから自立支援を行っております。

それから149ページ、150ページをお願いいたします。

節13委託料のうち、家計改善支援業務委託料、それから健康管理支援業務委託料、レセプト点検業務委託料につきましては、先ほど歳入のほうで御説明いたしました生活困窮者就労準備支援事業費補助金を活用して業務委託を行ったものでございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、令和元年度の精算に伴います国庫負担金等の返還金でございます。

次に目2扶助費、節20扶助費につきましては、生活保護に関するものでございますけれども、令和2年度までの時点での被保護者は331世帯405名。生活扶助につきましては、277世帯の346名。住宅扶助につきましては、277世帯の346名。教育扶助につきましては、13世帯25名。医療扶助については、305世帯の347名。生業補助につきましては、4世帯4名。葬祭扶助については、1世帯1名。介護扶助が93世帯94名ということで、これにつきましては、主要施策の成果の45ページに生活保護の状況につきまして記載をしております。

それから151ページ、152ページをお願いいたします。

項5災害救助費、目1災害救助費、節20扶助費につきましては、令和2年度中に市内で発生いたしました災害に応じた見舞金でございます。火災で全焼が2件、それから死亡1件、床上浸水2件に対して支給したものでございます。

歳出の主なものにつきましては、以上でございます。

以上で、地域福祉課関係分の歳入、歳出、主なものの説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

江副康成委員長

執行部の説明終わりました。これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

128ページの民生委員・児童委員活動費補助金について、質問させていただきます。

令和2年度の民生委員・児童委員の人数、そして1人当たり幾らの活動費を補助されているのか。そして定員に対しての欠員は何名か。

この3点をまず教えてください。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

まず委員の活動費でございます。お一人当たり月額1万1,000円、年間13万2,000円であります。鳥栖市の場合定数が152人でございまして、うち9月24日の時点で145名の方に今御活躍をいただいている状況です。

以上です。

牧瀬昭子委員

欠員の方が7名ということですが、7名の方が欠員することによって、市として考えられる、足りなくなる点というのは、どういう点があるとお考えでしょうか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

民生委員の業務と申しますか、地域に関わって、住民の方に関わっていただくということで、地域住民の実態や福祉事業の把握、相談、助言、そういったものを受けていただくというのが役割になっておりますので、できる限り定数を満たすことが望ましいと思っております。事務局としては現在、それぞれ区長さんのほうに、欠員を生じているところにつきましては、適任者の御推薦をお願いしております。

区長さんのほうからは、適任者が見つければ、随時御紹介いただいて、その方を県を通して国のほうに御推薦していくという形で努力をしておりますが、現状申し上げましたように、152分の145という状況になっております。

以上です。

牧瀬昭子委員

大切な役割を担っていただく民生委員・児童委員さんの活動だと思っております。ただこの金額について、やはり区長さんたちもおっしゃられているのですが、なっしてほしい、役割を担ってほしいと思われませんが、この活動費では、この内容に対してやってほしいということをお願いしにくいとおっしゃられます。

ぜひこの辺りの活動費のもう少しアップを要望したいと思っておりますが、現在どのようにお考えですか。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

牧瀬委員おっしゃるように民生委員の仕事につきましては、地域に深く関わっていただく。本当に相談事となりますと昼夜関係なく出てくるときもございます。ですから、非常に多忙困難を極める業務だろうと思っております。

ですので、先ほどの1万1,000円につきましては、鳥栖市の独自の委員に対する活動費でございませうけれども、本市の場合には年間13万2,000円になりますが、もともと国のほうから先ほど歳入で申し上げました負担金として頂くところでは、国は6万200円を財政措置しております。ですので、その差額分につきましては、本市のほうで上乗せしてやっているということです。なおかつ今年度から、年間1,200円の増額をしたところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

上乗せを随時していただいているところだと思っておりますが、今後とも民生委員さんが――今欠員をされているということもありますので、ぜひここもまた継続して、少しずつ上げてい

っていただきたいというのを要望させていただきたいと思います。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

池田利幸委員

主要施策の44ページです。事業名、生活支援事業の部分ですね。

今高齢化、もろもろコロナもあって生活保護を申請される部分もまた多いのかな、これから高齢社会に向けて増えていく可能性があるのかなって思いながら効果のところを見せてもらったんですけど。あんまり件数的には変わりはないんですけど、その中で廃止件数、要は申請をやめたっていうか、生活保護の廃止をした部分。もろもろ理由が、お亡くなりになったとか、自分で生活をされるようになったとか、そういう部分の廃止の内訳はどういうふうになっているんですか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

廃止の内容でございます。49件のうち28名、約57%が残念ながら死亡ということで、廃止になられております。次に多いのが、ほかの地区へ引っ越されたっていうようなことで、9件で続いているところでございます。あとは収入の増加、年金をもらえるようになって、年金が増えたので廃止だとか、施設に入所されて別の施策、高齢者施策等で費用を見れるということで、保護を外れられたという方がいらっしゃいますのがほとんどでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

今ちょっとお伺いしている中で、基本的に生活保護申請を受ける場合、必ず自立支援の相談も受けてってことで、生活を自分で立て直すっていうところも、一体化でなっている部分だとはもちろん思っているんですけど。

今聞いていた中で1回やっぱり生活保護の申請を受けられて、そこから自力で越えられた方っていうのはなかなか少ないのかなっていう部分で、そこら辺の連携っていうか生活保護を受けるっていうことと、自立支援って元の生活に戻っていただくっちゃうか、そういう部分っていうものの効果っていうのは、現時点でどうですか。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

生活支援係につきましては、生活自立支援センターと、あと生活保護の担当の係ということで、2つセットで進めているところでございます。

まず生活困窮で来られた方につきましては、借入金の清算をして、生活が立て直されない

か、あとは仕事のほうの就労支援でできないかということで、最初の支援をしているところでございます。

それでも厳しいということであれば、やはり最低限の生活の保障の生活補助及び自立の助長の生活保護で支援をしているところでございますけれども、生活保護の支援をしながら一つの目的であります自立の助長ということを、一緒に就労支援員がおりますので、ハローワークと一緒に連携しながら進めているというところでございます。

やはり今高齢者が多いとか、傷病の方が多いいということもございまして、なおかつ、コロナの関係で、仕事の数も少し求人も減ってきたということもございまして、従前よりも就労による保護の脱出というのが厳しい部分も多くなってくるのかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

池田利幸委員

コロナ禍もありますし、また高齢化が進むっていう部分で、ここからまた生活保護申請の部分っていうのは増えてくるのかなっていうような大方の見方をしなければいけないっていう部分と、やっぱり生活保護を全て――要は生活保護をもちろん受けていただく最低限の権利としてもらうのはもちろんですけども。

そこは別で、またそこから立ち直っていただくっていう部分がしっかりとないと、ずっと税金を納めてもらっていた方々が、逆に渡していくっていうことで、どんどんやっぱり市の財政的にも苦しくなる部分もあります。

私も最近、やっぱり生活保護申請に関わらせていただくことが多い中、いろんな方とお話をさせてもらう中で、一度なったら、なかなか制度的にも戻りにくいですね。国民年金をもらえる額よりも生活保護のほうが生活しやすいとか、そういう実情ももちろんあります。一度そこを受けたら、はい上がろうって意識がなくなるっていうお話をよく聞くんで、最低限保障していただくことと、やっぱり自立していただくってものを何とかしていただかないと、ここから10年、15年というのがやっぱり厳しくなるんじゃないかなという部分があります。

最後に1点だけ。

不正受給は4割増返還の原則があると思うんですけど、鳥栖市の場合、令和2年度とかで、そういう実例はあったのか、最後に教えてください。

これで最後です。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

保護費の返還につきましては、通常の63条と言って、ちょっと収入が入ったのを報告し忘

れたということでの返還と、ちょっと悪質な部分ということで78条というのがございます。

件数についてはやはり63条のほうが多いということでございますけれども、実際の不正受給につきましては、今調査している部分は1件ございますけれども、その分はあるところでございます。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

成富牧男委員

生活保護の推移という資料がありますよね、これは何の資料だったかな、ごめんなさい。

(「決算認定資料」と呼ぶ者あり)

決算認定資料の9ページ、生活保護の推移というのがありますね。

これを見ると、鳥栖市の保護率は平成29年度が5パーミル、平成30年から令和2年が6ですね。県内の他市の保護率を見ると11、10、10、10、10。佐賀県全体でも10、10、10、10、10なんですよ。

それでやはり、よく久留米市とか小郡市とかから来た人も、鳥栖市はえらい厳しいですねって言うふうに言われるんですけど、これはどういうふうに理解すればいいのかが1つ。

あわせて具体的な例で1つ、さっき出ていた件で言いますと、それが鳥栖市の方針としてなされているかを確認したいんですが、満期じゃないのに、60歳前に早く年金を受けて自立しなさいと、当然、早めにもらえば支給額が少なくなりますよね。

にもかかわらず、何回も何回も言われて、あーもうせからしか、それならもう僕は、そっちのほうがいいですって言って、もうあんた、そういうのは、ほったらかしとかんけん、あなたのように真面目にしている人はおらんっちゃけんって言うんですが、それで保護を自ら進んでやめた人がおるんですよ。今の具体的なやつは、市の方針なのか。

さっきの2つ。1つはそういうふうに、かなり顕著に半分ぐらいで推移していますけど、これは喜ぶべきことなのか。それでいいのか、次に言ったような例を見ると、必ずしもそうは言えないんじゃないかと。

それからさっき——今度は3つ目です。

あと1つはさっき順番的に、まずは自立支援のほうから、そして、どうしてもできないときは、生活保護って言われましたけど、中には生活保護を受けたいという方もいらっしゃると思うんですけど。そういう方については、生活保護は権利であるということと、その人の申請権は保障しなければならないという大前提があると思うんですけど、そここのところ。

大きく今3つ言ったと思いますが、そこら辺の考え方を教えてください。

以上です。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

1点目、2点目につきましては、基本的に生活保護の取扱いに基づいて行っているところでございます。

あと3点目……(「市の方針としてやっているか」と呼ぶ者あり)自立支援につきましては、窓口に来られた際は、まずは自立支援のほうでお話を聞きまして、その際に、生活保護の話も聞きたいということであれば、ケースワーカーのほうと同席しまして、その中で生活保護の申請をと言われれば、申請書を書いていただいて、受理するというところで進めているところでございます。

まずは自立支援でできるところがないかということでの切り口で進めて、同時並行で、生活保護のほうも提案する部分で行っているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

私が具体的に言ったやつについての答弁を頂きたいんですけど。市としての方針ですか、それともケースワーカーの方の独自の判断でそうされているのかですね。年金を早く支給しなさいと、それがあなたの支給の……、受給をしてくださいと。それがあなたの自立につながりますみたいな言い方なんでしょうね。

とにかく結果はそういう話でした。執拗に言われたと。それは鳥栖市の方針ですかという事です。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今申し上げましたように基本的に生活保護法が求める部分で、基本的には自立に促していくというところに行く際に、まずは自分で働ける方については、そういった働き口を一緒になって探していくような御相談も受けます。もし御本人様に資力があると、年金なりの財があるとすれば、そういったものを活用しながらまずはやっていただくというようなところで御相談の中で御説明をしていっております。

ですから、ケースワーカーが案件ごとに、いろいろ相談を受けていきますけれども、市の方針として、まずそういった対応していくということを取っております。

自立支援でございますけれども、ここに先ほど副委員長から紹介があったこの主要施策の44ページ一番下に生活困窮者自立支援で相談支援と就労支援とございます。令和2年度はやっぱり相談支援の件数がばっと増えております。ここはいろいろ今厳しい状況ということで相談が増えております。実際、就労支援につながった対象者っていうのも増えたようなところもありますので、まずは何とか御自身で自立してやっていけるような方策を一緒になって

江副康成委員長

ほかに。よろしいですか。

樋口伸一郎委員

すいません、民生委員について私も聞かないといけないので、126ページをお願いします。

先ほどの牧瀬議員とかぶる部分もありますけど、民生委員報酬ですね。報酬の御答弁をしていただきよったですけど、数年前に1,000円アップしてまた1,200円でしたっけ、アップさせるということだったんですけど。

基本的に法に基づいてお話ししますけど、民生委員法とかに基づいてやられていると思うんですよ。で、これ、基本無報酬じゃないですか、法に基づけばですよ。

ですから、鳥栖市としての表現が報酬という言葉だろうからですよ。無報酬という概念でこの言葉を使っていらっしゃるだけでしょうから。

まず確認したいのは、活動費を教えてください。

豊増秀文地域福祉課長補佐兼生活支援係長

民生委員の活動における活動手当でございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

そうしたら、これ前々からずっと言っているんですけど、課が違いますけど、さっきスポーツ推進委員の質問もさせてもらったんですけど、これにも報酬があって、お一人方の額御存じですか。単純に決算額を割った額、4万円から5万円あるんですよ。四十何人分の、四、五万円あるんです。

で、民生委員さんっていうのは一万数千円ですよ、今の額、この決算額はですよ、活動費っていうか。さっき牧瀬議員も言っていたところは1人1万円で、今年度1万2,000円ぐらいになりますよね。

お尋ねですけど、報酬として、活動費として、地方交付税措置として払われているのは1人当たり年間の活動費が5万9,000円で措置されとるとですよ。ですから、下を見て鳥栖市は独自で1万円から1,000円ずつ上げているんですよって言うんですけど、この民生委員っていうのは全員、めちゃめちゃ激務で、さっき言われたように補充できていないじゃないですか。7人ぐらい欠がありますよね。

片やスポーツ推進委員の欠は全然出ずに、同じ人がずっとやっている状態ですよ。

どっちが重要かちゅうたら、どっちも重要ですけど、命に直結するのはこっちなんですよ。民生委員は高齢者をお一人お一人守られる。法に基づいて――民生委員法第6条の推薦基準、これも満たせていないです。

もう誰でもいいからなってくれって、誰でもよかけんって。でも町によってはどうしても成り手がおらんけん、3人でせないかんことを2人で駆けずり回るとかされているんですね。で、推薦基準も満たされていない。

規定される業務、これも民生委員法第14条にあるんですけど、その業務もできていないんですよね。実際成り手がおらんから人数の分母も足りんし。

ですから、1万円やったところを、交通安全指導員さんとか民生委員さんって、命に直結するところやけんが、上げられているのは分かります。1,000円ずつして、また今年度1,200円上げられているのは分かるんですけど、やっぱ地方交付税措置としても5万9,000円の活動費が見られているんですよね。ですから、抜本的にやっぱもうちょっと金額上げてでも、まずは欠員が出ている状態というのを改善せんと、1,000円上げようが2,000円上げようが欠員が出ていて、当初予算から結局決算額が違う状態というのを改善せなと思うんですよ。

ですから、1万1,000円から1,200円上がることは分かったんですけど、もっと抜本的に、その上の基準じゃないですけど、推進委員とかそっちのほうの基準を見て、もうちょっと跳ね上げてでも、まず分母を確保せんばいかなかなと思うんですよ。区長さん方もすごく苦労されてあるんで。

その辺りの考え方どうですか。法と照らし合わせて考えたとき。1,200円上がることは、上がってありがたいと思うんですけど。

久家喜男地域福祉課長補佐兼地域福祉係長

すいません、活動費の考え方ですけども、交付税措置の金額の基準が5万9,000円だったところが、令和2年度に6万200円、こちらが年額となります。

市としましては、年額に直しますと令和2年度決算で13万2,000円お支払いをしておりますので、市の単独分で7万1,800円上乗せしてお支払いをさせていただいているということになります。

先ほどの1万1,000円の部分ですけども、こちらが月額となりますので、年額としましては上乗せでお支払いをしているというところでございます。

ちなみに令和3年度につきましては、こちらの年額5万9,000円から6万200円に国のほうの基準額が上がったことにつきまして、市のほうでも、令和3年度にその基準をそのまま上乗せさせていただいて、令和3年度は工夫をさせていただいているところでございます。

樋口伸一郎委員

分かりました。

そうしたら、鳥栖市として独自に出されているということはもう重々分かったので、それを否定するものでは全然ないんですけど。

やっぱり必要な人数を確保するっていうのは、地方自治体の定めだと思うんですね。国の水準で足りなくて欠員が出ている状態であれば、やっぱりどんどん上げていくべきだと思いますし、民生委員さんという激務っちゅうたらいかんですけど、すごい大変で、もう地域を駆けずり回っているような状態のところがあるんで。

やっぱそこは国の基準を全てとせず、決まっていなかったら、もう鳥栖市が幾らでも出して埋める。今、御答弁していただいたお金の流れっていうのは、直接、市民としてしてくださっている民生委員さん、全く分からんとですよ。国が6万200円まで上がりますけど、それをいろいろ調整した上で、実際、まとめたお金を払いますよね。でも率直、民生委員さんの手元に行っていないわけですよ。金額は場所場所で違います。民生委員さんの地域地域で違います、お金の回し方。

だから、そこら辺の説明とかもちゃんとしながら、民生委員さんにはなっていたらこれだけのお金を市は払っていますというようなことも、民生委員協議会とかを通じてやっぱどんどんしていかと、もう区長さん任せにしといたら、多分どンドンどンドン減っていくと思うんで。ぜひやっぱ決算で欠が出ているというところに重きを置いて、今後検討してほしいと思うんですよ。これ要望に替えますので、ちょっとお考えだけ。

次の年度、とにかく埋めるためには1,200円上げるんじゃなくて、埋めるためにはどうしたかという考え方を最後にお聞かせください。

江副康成委員長

要望やけれども、考え……（発言する者あり）できれば。

じゃあお話を聞いて、そこまでということ。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

今言われたように現状におきまして欠員が生じている状況でございます。欠員につきましては、区長さんのほうに機会あるごとにお願ひしておりますが、やはり人材確保がなかなか難しいということは言われております。そこは我々も承知しておりますので、成り手がないのが、もちろん業務がすごく大変だってこともありますけど、一つそういった報酬っていうところにも、原因があるのか分かりませんが、まずはおっしゃるように、152人の定数を何とか埋める努力を今後引き続きしてまいりたいと思います。

以上でございます。

江副康成委員長

よろしいですかね。

成富牧男委員

同和のことで端的に聞きます。全日本同和会補助金400万円のことでお尋ねします。

ずっとこの400万円が続いていますが、いつも基本的に聞いております全日本同和会の現在の鳥栖支部の世帯数、人数、そしてどうして補助をしているのか、それを人権教育啓発に関する基本方針の中の行政の職務っていうか、それとの関連でお答えください。

同和会には、具体的な行政の職務、基本方針で示されている行政の職務の中の何をやってもらっているのか。

以上です。

鹿毛晃之健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長

まず会員数でございます。13世帯の29名の方が令和2年度末の時点でいらっしゃるということでございます。

それから、まず補助の理由でございますけれども、この件についてもこれまでも委員会等でも答弁をしてきておりますけれども、同和問題につきましては、結婚とか就職、そういったものの差別につながるおそれがあるというようなところで、そういった背景となる、例えば低所得による生活困窮問題であるとか、風習、因習とかの偏見、差別意識、そういったものが背景にございますので、そういった特殊事情があることを行政の範囲で、なかなか十分対応するとか厳しい部分があると。

あとプライバシーの観点もございますので、そういった意味で、特定の団体に、そういった部分を、一定、委ねる形で行政の責務を補完していただくというのを……、現状でございます。

で、実際にじゃあ何を補完しているのかというところでございますけれども、差別につながる意識啓発、そういったものへの周知、それから講演会等々への関与、そういったものを団体のほうと一緒にやってやるというところが現状としてございます。

実態調査、そういったものもやっております。地域実態調査、それから会員の生活状況や、高齢者障害者等への調査、そういったものをなかなか行政のほうでは難しいという部分もございまして、そういった部分を補完していただくという部分をお願いしております。

以上でございます。

成富牧男委員

言いたいこといっぱいありますけど、1回だけ言います。プライバシーとかでいろいろ微妙な問題があるから行政はできないとか、本当にそういうことはあるんでしょうかと私は思います。

貧困の問題だったら生活保護、そこ担当しとるやないですか。高齢者の問題だったら高齢者とか障害者もおる。しかもたった13世帯の実態調査って。

地域実態ってどこの地域を実態調査するんですか。たった13……。13世帯を400万円もかけ

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

武富美津子高齢障害福祉課長

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定につきまして、高齢障害福祉課関係の主なものにつきまして、令和2年度鳥栖市歳入歳出決算書等により説明をいたします。

まず歳入の主なものから説明いたします。

鳥栖市歳入歳出決算書の47、48ページをお願いします。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節1社会福祉費負担金でございますが、主なものとして老人保護措置費負担金は、養護老人ホームに措置された方が納めます負担金でございます。

次に49、50ページをお願いします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節1社会福祉使用料でございます。

主なものとして、地域活動支援センター及び鳥栖・三養基地区総合相談支援センターをそれぞれNPO法人が使用しておりますので、その使用料、また老人福祉センター使用料などがございます。

次に53ページ、54ページをお願いします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金でございます。2行目、特別障害者手当等給付費負担金は、心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者、障害児に対して支給しております手当の国庫負担分で、国の負担率は4分の3でございます。その下、障害者自立支援給付費負担金は、障害者の介護及び訓練等給付費、療養介護医療費、補装具などの給付に対する国の負担分で、国の負担率は2分の1でございます。その下、障害者自立支援医療費負担金は、身体障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る国の負担分で、国の負担率は2分の1でございます。一番下、障害児施設措置費負担金は、障害児の通所、相談支援等サービス給付に係る国の負担分で、国の負担率は2分の1でございます。

続きまして、55、56ページをお願いします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金のうち、主なものとして、地域生活支援事業費補助金は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人がその能力や適性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むためのサービスを提供する事業の実施に対する補助金で、国の補助率は2分の1以内でございます。

次に61ページ、62ページをお願いします。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費負担金のうち、障害

者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金、障害児施設措置費負担金につきましては、先ほど国庫負担金のところでも述べましたように、それぞれの費用に係る県の負担割合に伴うもので、県の負担率はいずれも4分の1でございます。

次に63ページ、64ページをお願いします。

項2 県補助金、目2 民生費県補助金、節1 社会福祉費県補助金のうち、3番目、重度心身障害者医療助成事業費補助金は、重度心身障害者の医療費補助に係る補助金で、補助率は2分の1でございます。その下、地域生活支援事業補助金は、障害者が自立した日常生活を送るためのサービス提供に係る補助金で、県の補助率は4分の1以内でございます。

次に9番目の地域医療介護総合確保基金事業、介護施設等整備事業補助金は、認知症高齢者グループホームの施設整備と開設準備に係る補助金でございます。

続きまして、77、78ページをお願いします。

款22諸収入、項4 受託事業収入、目1 受託事業収入、節1 民生費受託収入のうち、地域支援事業受託料は、鳥栖地区広域市町村圏組合（介護保険）からの受託料で、地域支援事業として、介護予防事業、包括的支援事業、食の自立支援事業などの実施に関するものでございます。

81ページ、82ページをお願いします。

項6 雑入、目4 雑入、節4 雑入のうち、民生雑入の高齢障害福祉課関係分でございますが、障害児通園施設介護給付費は、ひかり園で実施しております療育等の介護給付でございます。その2つ下、高齢者福祉施設雑入は、高齢者福祉施設内の中央デイサービスセンターに係る光熱水費等の事業者負担分となっております。

83、84ページをお願いします。

一番上、令和元年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金につきましては、広域市町村圏組合（介護保険）特別会計の決算による精算に伴う市町負担金の返還金となっております。

歳入の主なものは以上となります。

続きまして、歳出の主なものの説明を申し上げます。

127、128ページをお願いします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 障害者福祉費でございます。まず1節、3節、4節の主なものといたしましては、会計年度任用職員として、ひかり園の指導員5名及び障害支援係の窓口等職員4名分の人件費に関わるものでございます。

節8 報償費は、ひかり園の言語聴覚指導等の指導員及び臨床心理相談時の謝金及び計画策定委員等の謝金となっております。

次に129、130ページをお願いします。

節13委託料でございます。主なものとしたしましては、7番目、相談支援事業委託料は、鳥栖・三養基地区総合相談支援センターが障害のある方やその御家族からの相談に応じまして、権利擁護等の必要な援助を行っております。

次に10番目、社会福社会館身障センター指定管理委託料は、施設の管理や機能回復訓練、各種講座、更生相談事業等を社会福祉協議会に委託しております。

次に131ページ、132ページをお願いします。

節19負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、8番目の地域活動支援センター補助金は在宅の障害のある方が、通所により創作的活動や生産活動を行い、社会との交流促進や地域生活支援を図るための地域活動支援センターの補助金となっております。下から2つ目、福祉タクシー助成金は、身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A精神保健福祉手帳の1級、2級などの手帳を持つ方へのタクシー運賃の基本料金の助成金となっております。

次に節20扶助費の主なものでございます。まず重度心身障害者医療費につきましては、主要施策の成果の説明書29ページを御覧ください。

重度心身障害者の医療費の保険診療に係る自己負担額から500円を引いた金額を助成するものとなっております。次に、障害者自立支援医療費につきましては、障害者の障害軽減、機能回復のための医療費を助成するもので、対象となる医療は、白内障、角膜移植、関節、心臓、腎臓移植等の手術及び人工透析などとなっております。

次に、障害児施設給付費につきましては、主要施策の成果の説明書30ページを御覧ください。

障害児に対する児童発達支援、放課後等デイサービスなどによる通所支援に係る給付でございます。

続きまして、133ページ、134ページと主要施策の成果の説明書28ページをお願いします。

1番目の障害者支援給付費につきましては、障害者総合支援法により、個々の障害のある方の障害の程度や社会活動、介護者、居住などの状況を踏まえまして、個別に支給決定される障害福祉サービスの利用者に対する自立支援を行う給付でございます。介護給付訓練などの支援を受ける訓練等の給付、地域生活のための相談支援を受ける相談支援給付などがございます。

その下、障害者日常生活用具給付等事業費につきましては、日常生活用具を給付、あるいは貸与することで、日常生活の利便性の向上を図るために、入浴の補助用具、特殊ベッドなどに対して給付をするものでございます。

下から2番目の特別障害者等手当につきましては、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別な介護を要する在宅の障害者に対しまして、手当を給付するものです。

次に節23償還金、利子及び割引料につきましては、令和元年度分障害者福祉関係扶助費等の精算に伴う国庫負担金返還金となっております。

次に、目3老人福祉費でございます。1節、2節、3節、4節の主なものといたしましては、地域支援事業の事業費、介護予防事業、食の自立支援事業、紙おむつ支援事業等の事業費支弁分の人件費として、高齢者支援係職員の人件費の一部及び会計年度任用職員2名の人件費に充てるものでございます。

次に、節8報償費につきましては、敬老祝金、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳の節目の方に支給をいたしました。次の、在宅寝たきり老人等介護見舞金は、在宅で寝たきりの高齢者を介護する家族への見舞金となっております。

次に135ページ、136ページをお願いします。節13委託料の主なものにつきまして、食の自立支援事業委託料は、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで食事の調理等が困難な方に対しまして、食事の提供及び安否確認を行うものでございます。

下から2番目、介護予防事業委託料につきましては、活動的な状態にある65歳以上の高齢者を対象とするいきいき健康教室、ふまねっと運動教室、ロコモーショントレーニング教室、平成28年度からT O S U S H I 音楽サロン、平成29年からは、高齢者自身の健康維持向上とともに高齢者を支える担い手確保の目的に、介護予防サポーター養成講座、また要介護や、要支援状態に陥るリスクのある高齢者に対しましては、運動、栄養、口腔機能等の機能向上や改善指導を行います元気が出る学校や元気クラブを。

平成30年度からは、支援の必要な高齢者を早期に発見し、介護予防活動につなげることを目的としました地域巡回介護予防検診業務を新たに実施するなど、運動機能の改善、認知予防等の介護予防教室の開催委託料となっております。主要施策の成果の説明書31ページにも記載をしております。

次に節19負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金（介護保険）につきましては、介護保険事業に伴う介護給付費等に関する鳥栖地区広域市町村圏組合への負担金でございます。これも主要施策の成果の説明書の32ページに記載しております。

その下、高齢者福祉乗車券助成金につきましては、75歳以上の高齢者または70歳以上の運転免許証返納者及び更新をしなかった方を対象とした路線バス、ミニバスの運賃助成となっております。1冊5,000円の乗車券を1,500円で購入できます。6冊まで購入できますので、1人頭6冊買われた方は2万1,000円を上限に補助をしているものでございます。

その下、シルバー人材センター補助金は、高齢者の就労による生活向上、社会参加の促進など地域の活性化を目指すシルバー人材センターへの補助金となっております。

敬老会補助金は、町区など、敬老会の主催者に対し、75歳以上の高齢者1人当たり1,500

円を上限として補助を行うものです。

次に137、138ページをお願いします。

地域福祉基金活動事業補助金及びその下、老人クラブ運営費補助金につきましては、鳥栖市老人クラブ連合会に対して、健康及び生きがいづくり事業に要する経費や、運営費を補助するものでございます。

その下、地域医療介護総合確保基金事業、介護施設等整備事業補助金は、事業所の新設に伴う施設の整備事業及び開設準備に係る補助金でございます。

主要施策の成果説明書の33ページをお願いします。

対象といたしまして、有限会社ハートコネクトのグループホームさくらの樹、有限会社喜楽のグループホーム喜楽の2つの事業所で、共に認知症高齢者グループホーム設置に対する補助となっております。

次に節20補助費のうち、老人保護措置費につきましては、65歳以上の高齢者で、環境上、経済上の理由で居宅での生活が困難な方の老人ホームに入所する経費としての措置費となっております。

次に目4老人福祉センター費でございます。まず節1、節3は会計年度任用職員3名分の人件費となります。

節11需用費につきましては、主なものといたしまして、中央老人福祉センター等の燃料費や光熱水費となっております。

節13委託料でございますが、これは中央老人福祉センターの清掃機械、設備保守管理、昇降機点検など維持管理に伴う施設管理委託料及び今年度行います高齢者福祉施設外壁工事等の調査設計委託料でございます。

次に、節15工事請負費の主なものにつきましては、若葉まちづくり推進センターボイラー工事に係るものでございます。

歳出の主なものの説明につきましては、以上でございます。

これで高齢障害福祉課分の説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

132ページで2つ質問があります。

まず福祉タクシー助成金について質問させていただきます。この分に関して年間36枚、1か月当たり3枚ということで補助がされると思うんですが、これについて往復2回も使うことができないという方がおられまして、買物に行く、病院に行くとかっていうことをやろう

とすると、これ自体がもう全く足りないというような御要望がありました。

ですが今回も、この分の金額は減ってきているのですが、要因は何だとお考えでしょうか。

武富美津子高齢障害福祉課長

利用の金額が減ってきているということでございますよね？

はっきりした理由は分かりませんが、令和元年度が809名、令和2年度が738名、70名ほど減ってきております。今コロナによる外出の自粛っていうのが1つの原因ではないかと考えております。

牧瀬昭子委員

コロナ禍だったということは大きな理由だと思うんですけども、それにしてもやっぱりお買い物に行く、病院に行くっていうことは、日常生活に欠かせないものということで、これについては要望として、減らさずに増やしていく方向で、欲しい方にはきちっと届くような形で、3枚じゃなくて4枚、5枚というふうに増やしていけるように要望しておきたいと思います。

2点目です。重度心身障害者医療費について質問させていただきたいと思いますが、これについて現物支給の要望が上がっていて、500円で現物支給というふうになったと思うんですが、県外の、特に久留米とかで医療を受けられる方とかも多いので、その方に対しては現物支給になっていますでしょうか。

武富美津子高齢障害福祉課長

県外にお住まいの方ですね？久留米市……（発言する者あり）鳥栖市にお住まいの方に関しましては、鳥栖市のほうがまだ現物給付になっておりませんので、今までどおり償還方式ということになっております。

牧瀬昭子委員

重度のお子さんを抱えておられるお母さんから、もう何回も市役所に行かなければ、請求をしなければならぬというのがとても御負担だということで、これに対して現物支給にならない理由としては何がありますか。

武富美津子高齢障害福祉課長

現物給付化にすることによって国保ペナルティーが発生するっていうのが大きな理由となっておりまして、一応、県内の市町においても意見の統一がなかなかない状況になっております。

牧瀬昭子委員

そのペナルティーですが、大体どのぐらいのペナルティーが課せられるというふうに考えられますか。

武富美津子高齢障害福祉課長

県に確認したところ、あくまでも試算ではありますがというところで、鳥栖市の場合おおよそ2,000万円が国保ペナルティーになるのではないかとということです。

牧瀬昭子委員

国保なので、国保にかかっている方に皆さんに負担をしていただくことになってしまうということでの市町の足並みがそろわないということが一番の要因だということだと思わすけれども。

ぜひ市町の皆さんと一緒に——特に鳥栖市の場合は、ほかの市町で医療にかかる方のケースが多いですので、ぜひその実現に向けて進めていただきたいなと思います。

以上です。

江副康成委員長

ほかにありませんか。

成富牧男委員

今日飛松議員が議案質疑していたシールですね、徘徊高齢者のシール。

あれは何で当初予算じゃなかった——今年の2月に実施、そんなに遅れた理由。

基本予算というのは3月で、当初予算でしょう、あれ。当初予算だったら、なるべく8月ぐらいまでにはちゃんと執行しなさいとか、手つけなさいとかいう大原則があると思うっちゃけど、何で2月にそのまま理由を教えてもらえれば……

江副康成委員長

まず聞きましょうかね。

武富美津子高齢障害福祉課長

詳しくはすいません、あれですけど。

多分事業所との打合せ等がちょっと遅くなったため……

成富牧男委員

その事業者はもう特別の、もうそこっていう、そういうアイデアを持ってきた事業者は1者だけですよね。で、何でそげんなったっちゃろかねと思って。

単純な質問です。

武富美津子高齢障害福祉課長

一応、QRコードシールを使ってある事業所っていうのは、一応こちら、今回契約したところとの打合せで、そこがちょっと遅くなってしまったというところでございます。

江副康成委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

今の話やったら、そういうのをしているのは1者しかない。

それで今の答えではよく分かりませんので、もうちょっと分かるようにしとってください。

終わります。

犬丸喜代子高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

同じようなQRコードを利用した取組をされている事業所っていうのはあります。

ただ、うちがお話をさせてもらったこの会社の分っていうのは、ここだけだったっていう状況になります。ですから、いろんな会社はもちろんあるんですけども、取組的にはいろいろあった、その中で選んだこの会社の取組はここしかなかったってところ……（「熟慮に熟慮を重ねたということですね」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

ほかに。

牧瀬昭子委員

もう一つありました、134ページ、在宅寝たきり老人等介護見舞金のことについて質問させていただきます。令和元年度は243万円で、今回が218万円で、予算としては299万円だったということですが、これが今回218万円になった要因っていうのは、人数が減ったのか、そもそも見舞金自体を要望する数が減ったのかについてお伺いしたいと思います。

武富美津子高齢障害福祉課長

令和元年度が4月に23件、10月に20件。令和2年度につきましては、4月支給が18件、10月支給が19件ということで、件数のほうが少なくなっておりまして、それで金額が減っております。

こちらの件数が少なくなった理由といたしましては、入院をされている方とか、あと所得が……。入院をされている方とか施設に入った方に関しては、在宅ではないという形になりますので、入院中はストップするという形になりますので、その分が減ったもの、人数もですけど、減ったものと考えております。

牧瀬昭子委員

入院されたということで、そこはストップされたということだと思うんですけど、この1人当たりの給付の金額っていうのは現在幾らになっていますでしょうか。

武富美津子高齢障害福祉課長

1人頭月額で1万2,000円の所得の上限がありまして、所得が300万円越え1,000万円以下の方は月額1万円で、6か月が最高限度5万円ということになっております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

敬老祝金が増えていっている中、在宅の方も増えていっているのではと思ったので質問させていただいたんですけども。

見舞金があるよってというのは分かっていらっちゃって、申請をしていない方がおられないのかっていうのが気になるのですが、そこは大丈夫ですか。

武富美津子高齢障害福祉課長

一応在宅で介護を受けてある方に関しましては、サービス関係が入っております、包括関係とかも絡んでおりますので、こういった事業の紹介というか、御紹介はさせていただいていると思います。

牧瀬昭子委員

では最後に要望させていただきます。

御家族が寝たきりの老人の方を介護されるのはとても大変で、御自身の時間もない中、やはり疲弊されています。ですから、そういう方にとっては、いろんな方にお手伝いしていただいていると思いますが、なかなか1万2,000円っていう金額の中で、自由が利かないということがあります。

ぜひこの分に関しても増額っていうのを要望したいと思います。

以上です。

江副康成委員長

ほかにいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



江副康成委員長

委員の皆様にお諮りいたします。

本日の日程はまだ終了いたしておりませんが、本日の委員会はこの程度にとどめ、残余につきましては、明日に続行したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって残余につきましては、明日続行することに決しました。

以上で本日の委員会を散会いたします。

午後 3 時 59 分散会

令和3年9月30日（木）

1 出席委員氏名

委員長 江副康成

副委員長 成富牧男

委員 藤田昌隆

委員 竹下繁己

委員 樋口伸一郎

委員 池田利幸

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 岩橋浩一

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 久家喜男

こども育成課長 林康司

こども育成課保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 倉成光子

健康増進課長兼保健センター所長 名和麻美

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 白山淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈由美

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 牛嶋英彦

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 原祥雄

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼

消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民協働推進課男女参画国際交流係長 大石文枝

市民課長 山津和也
市民課長補佐 並川勇
市民課整備係長 西山美沙
市民課長補佐兼市民係長 栗山英規
市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫
国保年金課長補佐兼健康保険係長 田中綾子
国保年金課年金保険係長 徳淵文子
税務課長 佐々木利博
税務課長補佐兼管理収納係長 下川有美
税務課長補佐兼市民税係長 久保山智博
税務課固定資産税係長 有馬健次
環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次
環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長 江下剛
環境対策課環境対策推進係長 北三希子
環境対策課環境施設調整室施設調整係長 舟越健策

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

こども育成課審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

健康増進課審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

市民協働推進課審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

市民課審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

国保年金課審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第30号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第31号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

〔説明、質疑〕

税務課審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

環境対策課審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

施設型等給付費負担金につきましては、私立保育所、認定こども園、新制度以降の幼稚園等の運営費に対する国庫負担金で、国の負担割合は2分の1となっております。

次に児童扶養手当費負担金につきましては、18歳までの児童を養育している独り親家庭に支給する児童扶養手当の国庫負担金で、国の負担割合は3分の1でございます。

次に児童手当費負担金につきましては、中学生までの児童を養育している世帯に、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として支給される児童手当の国庫負担金でございます。国の負担割合は3分の2でございます。

続きまして、目2教育費国庫負担金、節1教育総務費国庫負担金、子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園等に通園する3歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を園に対し支払う給付金に対する負担金でございます。国の負担割合は2分の1でございます。

55、56ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金のうち、母子家庭自立支援事業補助金につきましては、独り親家庭の父または母が資格取得のため、1年以上資格養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費、入学金等の負担軽減を目的とした給付金支給事業に対する国庫補助金でございます。補助率は4分の3となっております。

次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育所等の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育環境改善等事業に対する国庫補助金及び私立保育所等のICT化を推進し、保育士の負担軽減を図るため、登校園システム等を導入する保育所等業務効率化推進事業に対する国庫補助金でございます。補助率につきましては、保育環境等改善事業が10分の10、保育所等業務効率化推進事業が2分の1となっております。

次の子ども・子育て支援交付金につきましては、認可保育所等で実施される延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業等の特別保育事業に対する国庫補助金でございます。補助率は3分の1となっております。

57、58ページをお願いいたします。

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金及びひとり親世帯臨時特別給付金給付事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている独り親世帯の子育て負担の増加や、収入の減少に対して支援を行うための臨時特別給付金の給付事業に対する国庫補助金でございます。補助率は10分の10となっております。

次に子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、令和2年4月分または令和2年3月分の児童手当の受給者を対象

にした臨時特別給付金の給付事業に対する国庫補助金でございます。補助率は10分の10となっております。

続きまして、61、62ページをお願いいたします。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節2児童福祉費県負担金のうち、施設型等給付費負担金につきましては、私立保育所、認定こども園、新制度以降の幼稚園等の運営費に対する県負担金で、県の負担割合は4分の1となっております。

次に一番下の児童手当費負担金につきましては、児童手当支給事業に係る県負担分でございます。県の負担割合は6分の1となっております。

次に目2教育費県負担金、節1教育総務費県負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う私立幼稚園等に対する県負担金で、県の負担割合は4分の1となっております。

63、64ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費県補助金のうち、ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、独り親家庭等に対し医療費の一部を助成する事業の県補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

次の子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯に対する医療費の一部を助成する事業のうち、未就学児分の医療費助成に対する経費に対する県補助金でございます。補助率は2分の1となっております。

次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、市が実施する保育補助者雇上強化事業と、認可外保育施設の保育士等の健康診断に係る費用への補助事業に対する県補助金でございます。補助率につきましては、保育補助者雇上強化事業につきましては8分の7、認可外保育施設の健康診断に係る分につきましては、3分の2でございます。

次の子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、認可保育所等で実施される延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業等の特別保育事業に対する県補助金でございます。補助率は3分の1でございます。

安心こども基金特別対策事業費補助金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う事務に要する費用に対する県補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

次の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金につきましては、保育所等の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育環境改善等事業に対する県補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

続きまして、81、82ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入で民生雑入のうち、下から5行目の子どもの

医療費返還金につきましては、子どもの医療費助成金として支払ったもののうち、高額医療費の対象となったことによる返還金でございます。

次に保育所給食費につきましては、公立保育所の保育所職員及び園児の給食費でございます。園児の給食費につきましては、幼児教育保育の無償化に伴う3、4、5歳児の給食費となっております。

以上で歳入の説明を終わります。

引き続き歳出について御説明申し上げます。

139、140ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費について主なものを申し上げます。

節1報酬につきましては、家庭における児童養育についての相談、訪問指導などを行う家庭児童相談員2名、要保護女子、DV被害者等の相談指導を行う婦人相談員1名、独り親家庭の自立に係る相談指導を行う母子父子自立支援員1名及び子育て支援関連情報の提供や関係機関のネットワークづくりを行う子育て支援総合コーディネーター1名、また幼児教育・保育の無償化に伴う事務補助の会計年度任用職員3名分の報酬でございます。

節3職員手当等につきましては、幼児教育・保育の無償化に関する職員の時間外手当及び会計年度任用職員8名分の期末手当でございます。

節4共済費につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う事務補助の会計年度任用職員3名の社会保険料及び雇用保険料でございます。

141、142ページをお願いいたします。

節12役務費のうち、手数料につきましては、子どもの医療費助成事業審査支払事務手数料で子どもの医療費に係るレセプトの審査と支払い事務に伴う手数料でございます。

節13委託料のうち、社会福祉会館児童センター指定管理料につきましては、主に小学生までを対象とした各種教室や幼児を対象としたフリールームなどを開設する児童センター事業運営に係る指定管理料でございます。委託先は、社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会でございます。

次にファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、子育てを支援してほしい利用会員と子育ての支援ができる協力会員が相互援助活動を行う育児サポートセンター事業として、社会福祉協議会に事業を委託しているものでございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、特別支援学校放課後健全育成事業負担金につきましては、中原特別支援学校の放課後学童保育運営費、建設費負担金でございます。各市町の利用児童数に応じた負担額となっており、令和2年度は利用者総数26名のうち本市利用者児童数10名分となっております。

節20扶助費のうち、児童扶養手当につきましては、18歳になる年度末までの児童がいる独り親家庭に支給するもので、世帯の収入や児童数に応じて月額4万3,160円を上限として支給されます。令和2年度末で570世帯、支給対象児童数は868人となっております。主要施策の成果の説明書36ページに記載をしております。

次の母子家庭自立支援事業費につきましては、独り親家庭の父または母が資格取得のために、養成機関で修業する場合に、事業期間中に高等職業訓練促進費を支給するもので、月額上限を10万円として支給するものです。修業の最終年度につきましては、支給額を4万円増額して支給しております。さらに修了された方には、5万円を上限に一時金が支給されます。令和2年度は17名の方に支給しております。

次のひとり親家庭等医療費につきましては、独り親家庭等の18歳になる年度末までの児童と20歳未満の児童を養育している親の医療費の一部を助成するものでございます。令和2年度の受給資格者数は、親が722人、児童が914人でございます。

次の子どもの医療費につきましては、18歳までの児童を養育する子育て世帯の負担軽減のため、子供の医療費を一部助成するものでございます。令和2年度より通院医療費の助成対象を拡大し、中学校卒業までを助成の対象としております。しかしながら令和元年度と比較して、助成対象者延べ人数で約1万9,000人。助成額で3,400万円の減となっております。主要施策の成果の説明書35ページに記載をしております。

続きまして、目2保育園費について主なものを申し上げます。

143、144ページをお願いいたします。

節1報酬につきましては、会計年度任用職員の保育士及び調理員等77人分の報酬でございます。

節2給料から節4共済費までは、保育所職員43人分の人件費及び節3職員手当等につきましては、会計年度任用職員の期末手当分を含んだものとなっております。

節13委託料の施設管理委託料につきましては、各保育園の消防用設備等点検、警備業務、調理室の厨房フード、排気口フィルター等清掃業務、園庭芝生管理業務などが主なものでございます。また新型コロナウイルス感染症のクラスターが鳥栖いづみ園で発生いたしましたので、園の消毒業務作業委託料も含んでおります。

節18備品購入費につきましては、厨房機器の更新及び新型コロナウイルス感染症対策のための空気清浄機等の購入、また保育所等業務効率化推進事業、ICT化事業のためのタブレット及びパソコン端末の購入が主なものでございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、施設型等給付金給付費につきましては、市内の私立保育所13か園、認定こども園3か園、地域型保育事業所6か園、新制度以降の保育園2か園

及び他の自治体をお願いしている広域保育所等に対する保育所運営費負担金でございます。このうち公費負担分の負担割合は国2分の1、県4分の1、市4分の1となっております。145、146ページをお願いします。

一番上、保育所等業務効率化推進事業補助金につきましては、私立保育所等のICT化を推進し、保育所の負担軽減と、保育士の負担軽減を図るため、登降園システム等を導入するための費用を補助するものでございます。令和2年度は、私立保育所8園、認定こども園1園、地域型保育所2園に助成しております。主要施策の成果の説明書39ページに記載をしております。

次の保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、保育士の負担軽減のための、保育士資格を持たない方を保育業務補助者として雇用する費用を補助するものでございます。令和2年度は5か園で、9名分の雇用費用を助成いたしております。

次の保育環境改善等事業補助金につきましては、保育所等の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国、県の事業を活用し、感染拡大防止に要する経費、消耗品、委託料、備品購入費、かかり増し経費等について補助するものでございます。国、県事業それぞれ1施設当たり上限50万円で、合わせて100万円の補助上限となっております。私立保育所13園、認定こども園3園、地域型保育所5園、認可外保育施設9施設及び児童センター7施設の計31施設に対して助成しております。

次の私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、私立保育所が実施する延長保育や一時預かり保育、病後児保育、障害児保育、子育て支援センター事業などに対する補助金でございます。負担割合は国、県、市それぞれ3分の1でございます。保育所管理運営事業及び保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業の主要施策の成果につきましては、それぞれ説明書の37、38ページに記載をしております。

続きまして、目3児童手当費について主なものを申し上げます。

節20扶助費につきましては、児童手当でございます。児童手当につきましては、中学校修了前までの児童を養育する親等に支給される手当で、年齢区分や子供の数に応じて児童手当法に基づき児童1人当たり1万5,000円または1万円を支給しているものでございます。支給対象となった児童数は月平均で1万300人でございます。ただし公務員については、所属官公庁から支給されますので、その分は含んでおりません。負担割合につきましては、国3分の2、県6分の1、市6分の1でございます。主要施策の成果の説明書40ページに記載をしております。

続きまして、目4子育て世帯への臨時特別給付金給付費について主なものを申し上げます。節1報酬から節9旅費につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金の事務補助の会計年

度任用職員の人件費及び節3職員手当等につきましては、職員の時間外手当を含んだものになっております。

節19負担金、補助及び交付金のうち、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、令和2年4月分または令和2年3月分の児童手当の受給者を対象に、児童1人当たり1万円を支給した給付金で6,637世帯、1万1,674名に支給いたしております。主要施策の成果の説明書41ページに、次の拡充分と合わせて記載をしております。

次の子育て世帯への臨時特別給付金拡充分につきましては、国の施策である子育て世帯臨時特別給付金の対象が高校1年生の年齢までとなっていたため、市独自の施策として、対象を高校3年生の年齢まで拡充して児童1人当たり1万円を支給した給付金で、1,608世帯、1,657名に支給いたしております。

147、148ページをお願いいたします。

新生児臨時特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛などで様々な不安を抱えながらも、特別定額給付金の対象とならなかった令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した新生児がいる世帯について、新生児1人当たり5万円を市独自支援として支給した給付金で573世帯、578名に支給いたしております。主要施策の成果42ページに記載をしております。

続きまして、ひとり親世帯臨時特別給付金給付費について主なものを申し上げます。節1報酬から節9旅費につきましては、ひとり親世帯臨時特別給付金の事務補助の会計年度任用職員の人件費及び節3職員手当等につきましては、職員の時間外手当も含んだものとなっております。

節19負担金、補助及び交付金のひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の子育て負担の増加や、収入の減少に対する支援の給付金でございます。1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円を支給いたしております。1回目を令和2年8月から、2回目再給付を12月から対象世帯の640世帯、990名に支給いたしております。主要施策の成果の説明書43ページに記載をしております。

215、216ページをお願いいたします。

一番下、款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費の主なものについて申し上げます。

217、218ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金のうち、子育て支援施設等利用給付費につきましては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い私立幼稚園等に就園する満3歳以上の子供の保護者が支払うべき保育料相当額を園に対して給付するものでございます。令和2年度の給

付対象園数は、市内私立幼稚園5園、認定こども園3園、認可外保育施設3園、ほか市外私立幼稚園等22園でございます。負担割合は国2分の1、県4分の1、市4分の1でございます。主要施策の成果の説明書98ページに記載をしております。

以上、こども育成課関係分の説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。よろしいですか。

牧瀬昭子委員

まず142ページの節19負担金、補助及び交付金の中の妊産婦家事育児支援事業補助金について教えていただきたいです。

対象者はどういった方で、現在何人の方にこの補助をされていらっしゃるのでしょうか。

すいません、中身を教えてください。

林康司こども育成課長

妊産婦家事育児支援事業補助金につきましては、事業を鳥栖市シルバー人材センターにお願いして行っている事業でございます。

利用者の対象といたしましては、育児や家事に支障を来す妊婦で原則産後6か月以内の方としております。

支援の内容といたしましては、食事の支度、洗濯、掃除、買い物、乳児の世話、上のお子さんの世話などとなっております。

令和2年度につきましては、やはりコロナの影響で延べ利用件数としましては42件となっております。ちなみに令和元年度は94件ございました。

牧瀬昭子委員

コロナの影響で減っているということで、分かりました。

ただ今回、鳥栖市のほうの子育て支援クーポン券、これがとても皆さん喜ばれておられます。こういった6か月までのお母さんたちの支援というのが、例えばこちらのほうに出生届を出しに来られて、児童手当の申請を出しに来られたときに、こういったことをぜひクーポンも合わせてされていると思うんですが、引き続き、これはコロナ限定だと思うんですが、大変、家事、育児ということで、上のお子さんたちの世話をするとか——もししていただける方がいれば、もっと子供を産むことができるのにとこの親御さんもおられました。

ぜひこの拡充をお願いしたいと思って質問させていただきました。

よろしく願いいたします。

江副康成委員長

ほかに。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

まず主要事項施策の43ページですね。ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業目的は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うということで、事業内容が基本給付と追加給付という部分があると思うんですけど。基本給付は586人、追加給付が448人の15人で463人。追加給付になる人の対象っていうか、受けられるための条件って何でしたっけ。

林康司こども育成課長

収入が減少された方となっております。

非課税とかではなく、もう年度の収入……

池田利幸委員

これは申請方式でしたっけ。

林康司こども育成課長

申請方式でございます。

池田利幸委員

ということは、もうほぼほぼっていうか、8割方の方々は収入が下がったっていう判断で、これは追加給付が受けられているっていうことになるんですかね。

林康司こども育成課長

100名程度は受けられていないことになりますので——ただ448名受けてありますので、御案内につきましては、現況届等の更新のときにさせていただいておりますので、対象者の方には、きちんと申請していただいているものと考えております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

続きまして、42ページ、新生児臨時特別給付金事業。私ずっとお願いしますって言ってやっていた事業で、大変ありがたいなと思っております。578名の方が受けていただけたということで、4月28日以降で令和3年の3月31日まで対象ですけど、同じ学年になる子といたら4月2日からの部分っていうのは、実際何人ぐらいいらっしゃるんですか。

林康司こども育成課長

すいません、今は把握しておりません。

池田利幸委員

いいです。同じ学年になる子たちで受けている子、受けていない子がやっぱり出ないよう

にっていうのが最初あったんですね。その辺は大変ありがたいなと思います。

この事業を含めて決算として成果が出ているっていうことで、そこからつながる次の事業っていうのが、またあっていたと思うんですけど、何でしたっけ。

林康司 こども育成課長

今年度実施いたしていますのが、先ほど牧瀬議員からも御紹介いただきました子育て支援クーポン券発行事業でございます。シルバー人材センターの妊産婦家事育児支援事業とファミリー・サポート・センターの託児ですね、を御利用いただける分で、そういった事業をしております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

本当に新しい命っていう部分の、若い世代の家計というのもかなり苦しい中で、していたに大変、私自体評価しているんで。

コロナ禍はずっと続いていますんで、しっかりとまだサポートしていただける事業をしていただくように要望して終わります。

江副康成委員長

ほかにございますか。

成富牧男委員

1つだけお尋ねして、時間があればまた後から。

143、144ページが一番下、負担金、補助及び交付金の備考欄の真ん中、施設型等給付金に関連してお尋ねしていいですかね。

保育所のことですけれども、そちらが把握してある保育所の入所待ち児童の人数は何名かということと、その要因はどういうふうに考えられているのか。

その解決のために何が必要だと思っておられるのか。

以上、お尋ねします。

林康司 こども育成課長

入所待ち児童ですけれども、令和2年4月1日時点で79名。令和3年4月1日時点では81名となっております。

入所待ち児童につきましては、以前からいろいろ御心配していただいているところがございます。原因といたしましては、やはり保育士不足というところが一番の原因でございます。

保育士の確保につきましては、昨年度からも行っております鳥栖市保育会と連携し、お仕事案内会というものを開催いたしております。令和2年10月に実施した分につきましては、30名が面接に来られて、希望園で延べ88件の面接をなされ、5名の採用がなされております。

今年度も1回目を6月に実施しており、23名が面接に来られ、希望園59件の面接があつて、このうち5名の採用がなされております。10月には今年度2回目の開催をフレスポで予定しております。5名も、保育士だけではなく、調理員とかというのも入っておる状況でございます。

あと一番の、保育士にということ、いろいろお声や応募の話もあつているんですけども、園とマッチングをする際に、勤務の時間が合わない、あとは扶養の範囲内で勤めたいという方の声が多くあり、なかなか園の希望するフルの保育士さん確保等、マッチングができないというところでも、若干保育士が確保できていない現状でございます。

以上です。

成富牧男委員

努力されていることは分かりましたけど、今の話ですと、私立保育園も含めて鳥栖市のほう把握してあるっちゃうことですよ。そういう今のいろいろ5名入りましたとかいうのはね。

それで、現在のそれぞれの保育所での、どこら辺で——ちょっと広げないで、公立保育所で何名の保育士さんがおったら入れるというのはあるんですか。それとも、もう施設の0、1、2歳児が多いから、いやそういう問題ではありませんって言うのか、そこら辺を教えてください。

林康司こども育成課長

以前議会でもあと4名正職がっていうところでお答えした分がございましてけれども、正直、会計年度任用職を雇って、フルタイムの人数がということであっても、なかなか計算がちょっとできない状況ではございます。

あと誤解があつたら申し訳ないですけども、保育士さんのほうも産休、育休とか十分取っていただけるような現状になっておりますので、その中でその分の補充もなかなか難しいっていうのも、もう一つ園児の保育受入れが難しい状況にもなっております。

以上です。

成富牧男委員

自分が勝手に言ったのが悪かったかもしれませんが、そうしたら公立保育所でもただいま——現在はないですよ。最初に答弁された、いついつ現在で、入所待ち児童がいますと言われたその時点での話になると思いますけど、保育士が何名おれば何人とかいうのは分からない、難しいということですか。公立の保育所だけの話。

林康司こども育成課長

今では分かりかねます。

成富牧男委員

それで、今努力されているのは最初言われたから分かりますけど、いつも言われていた待遇改善の話が出てこなかったですね。

待遇改善の問題も、認識としては持ってあるということによろしいんですか。

林康司こども育成課長

負担軽減も含めて……。公立の会計年度任用職員につきましては、会計年度任用職員の制度化が令和2年度からなりまして、1年目の方で期末手当が満額ではないので、4万円程度の増とはなりますけれども、5年目以降の方につきましては、40万円ぐらい増額にはなっております。

私立保育所につきましては、経験年数をずっと積み重ねていただければ、その分処遇改善も増えていきますので、そういったところで、園のほうも考えていただければと思っております。

成富牧男委員

最後にしますけど、市職員の身分を持つ保育士さんとそれ以外の会計年度任用職員さんでしようけれども、大体半々っちゅうのは今も変わらんですか。それは何か方針として決められているのか、この前も質問しましたが、もし方針として決めてあるのでなければ、もうちょっと正規の職員さんっていう形で募集されれば、少し違うんじゃないかなと。困難という話はよく聞こえてきますけど、もうちょっと応募、手を挙げる人が増えるんじゃないかと。

市の職員と同じ待遇ということであれば、そこのところは、大分質問していますが、現在はどういうふうを考えておりますか。

林康司こども育成課長

会計年度任用職員になりまして、会計年度任用職員については5年目までの昇給がありますので、新採の保育士等々ぐらいの給与はつくっています。あとそれと、採用につきましては、やはり最近では募集を出してもなかなか募集人数に達しないところも1つございますし、受けていただいてもなかなか合格までたどり着かれない方もいらっしゃるというのが現状でございます。

前段が会計年度職員で……

成富牧男委員

私が申し上げたのは、特には役所の方針として、保育所の場合、正職は全体の保育士の中の半数とするとかいう決まりはないようなので——ないんですよ。

ないようなので、もう少し正規の職員枠を前倒ししてでも取ったらどうかというのを前から言っていました。

それで1つ付け加えると、今会計年度任用職員はいいんですけど、話によれば、現場もちょっと大変——何で大変かと言うと、会計年度任用職員はもう一律マックスで7時間でしょ、7時間。だから現場はそういう意味では大変。そういう意味でも、結局子供のためによくないんですよ。

私がちょっと考えるのは、引継ぎとかいろいろなことが出てきます。だから、やっぱり現場からも、別に会計年度任用職員は7時間じゃないといかんという決まりはないんでしょう？退職金を出さないかんごとなるもんだから、そういうふうになされているのかなあと今回思いますけど、それよりも前からここはそうだったか。

で、要望です。そこら辺をぜひやってほしいなど。現場をもうちょっと回りやすくするためにも、今の半々であっても、会計年度任用職員を、例えば正規職員と同じ時間数にするとかですね。それはしていいわけですから。ということをお願いしておきます。

以上です。

江副康成委員長

ほかにないですか。

竹下繁己委員

保育士さんの関連で、やっぱり保育士さんが足りないということは、私たちも重々承知ですけれども。鳥栖市として保育士、正規にしる会計年度にしる、あと何人鳥栖市は必要としているのかという目標値みたいなのはあるんですかね。

林康司こども育成課長

目標値としては、当初の受入れの児童数が公立で525名ありますが、実際、3、4、5歳児の定員割れというところで、予算につきましては、大体四百五、六十名分の児童を受け入れるような体制を取りたいということで、その分の人数は毎年、当初予算に計上しているところでございます

竹下繁己委員

当初予算っちゅうか、決算でも不用額がそんなにでとらんわけであって、それでも保育士さんが足らんっちゅうわけでしょう。待機児童がまだいるっちゅうことで、先ほど成富委員からも質問ありましたけれども、これを解消するためには鳥栖市としてはあと何人必要だっというのやはり設定するべきであって、把握しとかないかんべきだと思うんですけど、その辺どう思われますか。

林康司こども育成課長

不用額の分につきましては、3月補正で補正をさせていただいているものでございます。

目標というか受入れの分につきましては、もう努力していくってことを——県のほう

でも保育士もつてをたどって、いろいろ声かけ、また会計年度職員から正規の職員になっていただくような声かけとかもしていただいているところでございます。

江副康成委員長

質問がかみ合っとならぬやけど、さっき23名募集して、5名採用したという話あったじゃないですか。その募集した人数が不足しているわけじゃないんですか。その辺りも含めて、そういうところをこれだけ充足すれば——応募が5名やったか、何人おったら理想的などうか、体制になるんだけどというところの答弁をしっかりとってもらえんかな。

林康司こども育成課長

予算ベースになりますけれども、正規職員は45名が定員ですので、そのうち保育士が40名。現在1名欠員ですので、その分は確実に必要と考えております。

あと会計年度任用職員ですけれども、フルタイムの保育士さんで31名、看護師が3名は必要と考えております。あとパートの方というのはまた別途必要とは考えておりますけれども、そういった実情でございます。

竹下繁己委員

ありがとうございます。数字が出ると喉のつかえが取れるんですよ。

やはり目標というのは、今年度の予算でも設定して予算を計上されているわけであって、それを達するためのやっぱり手法を取らなきゃいかんと思うんですよ。言うたらもう報酬もがんと上げるとか、目標を掲げるならば、それを達せなければならないわけであって、やはり待機児童ゼロというのは鳥栖市の方針です。

ですから、それを達しなきゃならないんだから、それで予算が膨れても、それはもうこちらのほうに説明していただければ、こちらも協議する案件になると思いますんで、そういった工夫というか、もうやはり目標を達成するようにして頑張っていただきたいと思います。

以上です。

藤田昌隆委員

ちょっと2つ、待機児童。

さっき言いよった待機児童は自分の職場とか離れているけんどうのこうのって、この保育園じゃなくて、すぐ隣のどっか保育園に行っちゃいたい。本当に、自分の立場で保育園があるのに行っていないとか、集中するとか、その辺の自分の都合だけで保育園を選んでいるっちゃう話をよく聞きますよね。例えば仕事が——近くに行く幼稚園、保育園に行きたい、だからいつまでも申し込んだらばってん、なかなかしてくれんとかね。そういう声をよく聞くよね。

だから今待機児童っちゃう言葉でくくりにしとるけど、本当にその辺の分析が本当は全

部——それじゃあ100人おって、それで今保育園で、本当に100人を何も言わんで振り分けられたりできるとかね。100人おって、振り分けても、どうしてもあと20人保育園に入る施設が足らんとか。

今聞きよって、待機児童の数字の内容の分析を1回きちんとせんね。する必要があると思う。待機児童はゼロという、それこそ10年ぐらい前、そういう言葉がよく出よかったけど、しかし実際に現場では私の仕事は隣の保育園しかでけんとか、そういう声もかなり聞いたんで、まずその待機児童の数字の分析。

それともう一つ、今、看護師さんも、看護学院とか、いろんな国家試験を受けて、通っていますよね。それで今保育園の先生が足りないって言うんだったら、例えば大学のときに、教職員の免許を取ってどうのこうってあるんやけど、この保育士とか、この免許の取り方ちゅうか、難しいと思う。

それならいっそのこと、全国で保育園の先生足りないのだから、鳥栖で学校造って、がんがん送り出すという考え方もできるっちゃないかなと思ったんやけど、保育園の先生になろうと思ったら、どういう仕組みがあるわけ？学校とか、鳥栖市にある？

林康司 とも育成課長

すいません、まず養成校につきましては、鳥栖市も龍谷短期大学がございまして、そことも連携して、いろんな園から——Uターンも各園と連携して、いろんな保育の実習の受入れとかしていただいている部分もございまして。

あと入所待ちの分につきましては、やはり各園、定員というものがございまして、どうしても人気のあるというか、園を御希望、そういった職場の近くとか、通勤に近いとか、おじいちゃん、おばあちゃんにお迎えをお願いするときにそちらに近いとかっていうような、そういった御希望の順番で、園を選ばれてあるっていうところがあります。

本年度の81名も特定の園を希望されてあって入所ができていないという部分と、兄弟児が一遍に入所をお願いされて、そこがちょっと一遍には難しいというところで入所待ちとなっている現状でございまして。

人数だけのお話をさせていただきますと、認可保育所17園と地域型保育事業所6園、認定こども園2号、3号のほか、認可外保育事業所で、企業主導型の7園で定員は2,212名分あります。それと事業所内保育事業所、企業さんがそのまま自分の職員のお子様だけ預かってある分もございまして。あと幼稚園につきましては、5園と認定こども園3園、1号の定員数としては1,218名となっております。未就学児の受皿といたしましては、3,430名。幼稚園の定員、1号さんの定員数は1,218名。で、未就学児の受皿といたしましては3,430名分の定員がございまして。

先ほど保育所の部分でいきますと2,212名分の定員枠があるんですけども、令和3年4月からの入所申込み者数は1,964人ということで、定員の数からいけば余っている状況でありまして、余っている部分っていうのが3、4、5歳部分ということになっております。

藤田昌隆委員

そういうふうにちゃんと分析して3、4歳だけがどうのこうのとか、余っていると、そういう——もう少し待機児童のあれをはっきりさせた上で、せないかんと思う。

それと龍谷大が保育園の先生を輩出していると言うんやけど、さっきちらっとあったけど、途中で挫折してどうのこうのってありましたよね、挫折して、とうとう免許を取りきらんやったとか。さっき言ったやん、挫折というか、完全に免許を取りきらんで途中で終わったという話があったやん。

結果は公務員試験を通らないかんっちゃろうもん。(発言する者あり)

江副康成委員長

質問してください。

藤田昌隆委員

龍谷大で、何名出しよるわけ？国家試験まで通る。

林康司こども育成課長

すいません、保育学科の件数等……(発言する者あり)把握はしておりません。(発言する者あり)しておりません。

藤田昌隆委員

それじゃあ足らんなら、そういう大学に対してアプローチをするとか、どっかほかの大学と提携してでも先生方はきちんと市が大学に補助金を出してでもする。そういう方法もあるんよ。それを考えやこて。

足りませんとか、こんなところでどんどん言われたって、結局もとの先生たちが足りんっちゃけん。ということやろ？

でも実際はもっと余っていますという声もある。だからもう少し現状分析をせんね、足りない。

そういう中で、いろんな市として補助金を出してでも、先生を輩出してもらおう。大学にとってもプラスなんよ。そこの大学を出とったら、いろんなところに就職できます、鳥栖は当然できます、久留米だってできます、福岡にだって行けます。そういうことになるっちゃけん。

そういう提案をぜひしてください。お願いします。

以上です。

脇友紀子こども育成課保育幼稚園係長

追加で補足説明させていただきます。昨年夏に龍谷短期大学と福岡の中村、あとの佐賀の短大の養成学校のほうに、うちの職員と公立、私立の保育士で、それぞれ就職の御説明に参り、コロナ禍でありますのでZ o o mとかでも、学生さん参加いただき、P Rに回ったところでございます。

さきに御説明しましたフレスポで開催しておりますお仕事案内会の御案内等も、各学校に送らせていただき、昨年もP Rはさせていただいたところでございます。

以上、補足させていただきます。

藤田昌隆委員

分かった。そういう活動はしているって言うんやけど、もとが足りんって。もとが足りんから、市が大学に対して補助を出してでもそれはするべき。

いや、就職活動でしています、フレスポでやっていますっち、それはいい。それはいいんやけど、大本が足りない。

だから中村学園とか、どうのこうの言いよるけど、そういうところにどンドン少し金を出してでもせやこて。そうしないと、この問題はずーっと言われるぞ。いや、しているんですけどねって。行ったところに、子供たちがずっと行ってくればいいたい。基本的には——ひよっとしたら、年代別がぴしっと合えばむしろ余るぐらいなるっちゃけん。

もう一つは、これだけ保育園が、ほかの市町に比べてぼんぼん出来ているわけよ。こんなところないですよ。これだけ保育園が出来上がっているところは。

だから、ほかの市町に比べたら鳥栖市というのは、非常に優秀だと思っています。そういう中で、まだ声が上がっているから、今みたいな声が上がっているから、そういう対策をすぐ取りなさいと。その1つの方法は大学にでも、金をぶち込んででも、したほうがいい。

以上です。

江副康成委員長

ちょっと今後のことやけんが、部長から答えもらいましょうか。

現状は今……（発言する多数あり）

岩橋浩一健康福祉みらい部長

原課のほうで保育士不足の件については今御説明いたしましたように市立保育所と連携して様々な活動はしております。しかしながら、資格を持った方がたくさんいらっしゃるんですけども、潜在的な保育士さんとしてはですね。その方々に、いろんな機会を捉えて、市報にもお知らせするとか、いろんな形で呼びかけはしておりますけれども、なかなかそれが返ってこないとは先ほど藤田委員がおっしゃったとおり、何らか手だてを打たないことには

そこを確保する手だてが——今のところ、そういったいろんな媒体を使ってアピールとか。

それとあわせて、処遇についても、新しく会計年度任用職員制度に変わって、保育士さんの待遇は鳥栖市ではこうですよということをはっきり条件面など知らせてあげて、鳥栖市の公立の保育所の会計年度任用職員もなってみてもいいなと思えるように、こちら側としても処遇についてはいろいろ改善の余地があれば、そこには取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

藤田昌隆委員

大学に補助をやるっちゅうことは、その学生にやるとやな。例えば、いろんなプラスアルファで、例えば授業料の免除までいかんかもしれんけど、それに近いところまで行く。

そうしたら大学は、条件としてまずは鳥栖市内の保育園に勤めなさいという状況にはついてくるよ、いろんな補助金を出せば。

その中で、さっき言ったいろんな待遇改善、今できていないから、それを2段階ですればそれこそ、いろいろ言われんような鳥栖市に私はなると思うんやけどね、いかがでしょうか。

これは大学は黙ってでもする。そういう文言を、例えば援助を受ける鳥栖市に、まず保育園に行きなさいと、これが条件ですよとなるから。

以上。

池田利幸委員

試験を受けられない問題は、保育士さんだって普通に公務員試験を受けて、その公務員試験に通らないってことです。資格を持つ、持たんじゃなくて、その後の部分なんで、そこに補助を出してすればいいって藤田委員さん言われていたんだと僕は……（「違う」と呼ぶ者あり）違いますか。僕はそう思いますんで、ただ、それは僕の意見で質問は違います。

質問は主要施策の成果の35ページ、子ども医療費助成事業。

まず確認ですけど、これ令和2年度から中学生まで助成になっていますよね。新規っちゅうか、新たな部分で枠が広がっていますね。

それはどうですか。

林康司こども育成課長

中学生に広がっています。

池田利幸委員

その部分で今回、事業内容の説明のところでは外来の小学生から中学生のところ、延べ人数で6万3,256人というふうに出してもらっています。これ実質、広がった幅の中学生の部分っていうのは、どれくらい伸びたっていうのは把握されていますか。

林康司 とも育成課長

6万3,256件の内訳といたしましては、小学生の部分が4万7,867件。中学生の分が1万5,389件でございます。

池田利幸 委員

ありがとうございます。

これ私も一般質問でずっとやりよったんですけど、そのときに言われていたことが、中学生の場合は、病気の場合は――なるんですけど、けがとかの場合、通学の場合は通学の保険、あと校内の授業でけがした場合はスポーツ保険で賄えるから必要ないっていう、最初はその時点で言われたんですよ。

ですから、今回の増えた部分、2万人ぐらいが中学生で増えていると思うんですけど、その内容は、基本的にけがとかではなく、病気が主になるってことになるんですかね。

その辺のすみ分けは中学校がどうなっているのかなど。けが保険の部分と、この医療費の縦分け、使い分けっていうのはどうなっているのかなっていうのは分かりますか。

林康司 とも育成課長

子どもの医療費の場合は、病院から真っすぐ件数と料金がまいりますので、中身までの精査はできかねております。

池田利幸 委員

その部分も確認できるものではないのかもしれないですけど、縦分けっていうけがの部分は、学校サイドがどうされているのかなっていう部分と、それと別で病気であるとか、家のけがとかで行かれているのはもちろんあると思いますけど。

最初ずっと言われていた部分が、学校の保険と医療費っていう部分の縦分けっていうふうに言われていたんで、その確認は令和2年度からやっているってことで、検証をぜひやっていただきたいなと思います。

この部分で、今後のっていう部分も、大分考え方ちゅうか、またあると思いますんで。

国は高校生まで延ばすっていう方向性を今示している中で、令和2年度で、鳥栖市として中学生まで延ばしたっていうのの検証をまずやっていく必要があると思います。

高校まで延びたとしても保険の問題っていうのも、保険との兼ね合いっていう部分も若干関わってくるだろうと思いますんで、よろしくお願いします。

私自身本当に中学生まで延ばしていただいたことに大変感謝しています。評価しておりますんで、その内容検証はもう一回していただければなと思います。

江副康成 委員長

よろしいですかね。

牧瀬昭子委員

146ページの私立保育所特別保育事業等補助金について教えてください。

病後児保育についてということで、中身をおっしゃっていただきましたが、いろいろ延長保育とかも入って、含みの金額で1億2,217万3,000円ということですが、この中身を、病後児保育に特定して、限定して教えていただきたいんですが、幾らになっていますでしょうか。

林康司こども育成課長

病後児保育につきましては、認可保育所ではレインボー保育園1園で実施していただいております。その分の補助金につきましては、235万7,000円となっております。

令和2年度は、またこれもコロナの影響だと思いますけれども、御利用者人数は8人でございます。

牧瀬昭子委員

コロナの影響もあると思いますが、前年度に比べるとどのくらい減っていますか。

林康司こども育成課長

前年度は27人です。

牧瀬昭子委員

これからコロナでもいろいろな状況が見えてきているところだと思います。前年度は少しコロナの影響もということでおっしゃられていましたので、翌年度に向けて病後児保育、そして病児保育のほうも続けて御検討を進めていただきたいと思いますが、現状だけでもよかったら教えていただけますか。

林康司こども育成課長

病児保育につきましては、現状、昨年度から進んでいないのが現状でございます。医療機関との話——進捗できていない状況です。（発言する者あり）

江副康成委員長

2人で話しているみたい。全員——聞き逃してしまうから。

林康司こども育成課長

病児保育の現状につきましては、医療機関との話がまだちょっと進んでいない状況でございます。

牧瀬昭子委員

進まない要因としてはどこにありますか。

林康司こども育成課長

コロナの現状でちょっと対応が、先方さんがちょっと難しいというところがございます。

牧瀬昭子委員

コロナが大分収まってきた段階で、またその話の進展っていうのは、見込めるということで考えていいですか。

林康司 子育て課長

進めていただくように、こちらからもきちんとアプローチをかけていきたいと思っております。

牧瀬昭子 委員

最後に、鳥栖市として病児保育について、どのぐらいの思いというか、必要性を感じているかというのを教えてください。

林康司 子育て課長

病児保育につきましては、将来的には医療機関等からもし話がなければ、公立保育所でもということでは、話をさせていただいているところでございます。

そのために、ちょっとみなし保育でない看護師の配置ということもまた必要となってくることになりますので、そこ——ただ通常保育がまだまだならない状況でもありますので、ちょっとそこら辺も踏まえた中で考えていきたいと思っております。

牧瀬昭子 委員

ありがとうございました。

江副康成 委員長

よろしいですかね。

樋口伸一郎 委員

すいません、保育士不足でちょっとかぶっていますけど、私のほうからもこの決算を受けてからの状況から質問と考え方を1点ずつ聞きたいんですけど。

藤田委員もおっしゃったように、大学との連携とかももう絶対必要と思うんですけど、率直にその平成27年度の新制度にも入ってからも、やっぱり保育園、箱は建ちましたけど、やっぱりどうしても変えられない状況がずっと続いているわけですね。もう何回も決算審議のときに同じ質問をずっとさせてもらっていて、当初に組んだ予算を減額補正でやり続けて決算を迎えるっていうのがずっと続いてますよね、5年。

中の見直しも、もう5年たって終わりましたけど、ですから、大学等が——新しくなってくださる方へのアプローチ、これもう私立やっというところやっというところやっというところから。もうこれは行政が率先してそこに一緒になってやっというのも、僕も必要だと思います。

それとやっぱり部長、先ほど御答弁頂いたんですけど、もう独自の助成を考えなきゃ、本当にですね。もうやっというところやっというところやっというところ、何町とは言わないんですけど、近隣町と

かもやっていたら、どこが幾らって具体的にはちょっと話しませんが、もう働く人が——この委員会でも市内の私立保育園を何園か見させていただいた経緯がありますよね。

そうしたら、その中でも大学生が職員訓練みたいなので来るじゃないですか。何て言いますっけ。（「インターンシップ」と呼ぶ者あり）インターンシップ。あれ鳥栖市めちゃくちゃ来ているんですよ。大学生は、一旦見に来ているんですよ。就職する際に流れていっているんですよ。

ですから、その辺の状況を鑑みると、やっぱり大学との連携とか独自の助成でやっていかないと、もう既に隣町は、もう年間の年収ベースにしたら1か月分違うんですよ。家賃補助から就園補助とかいろいろありますから。ちっちゃいですけど5,000円、1万円とか積み上げると1か月以上分違うわけなんですよ。鳥栖市で1年間働くのと隣町で働くのがもう13か月分もらえますから。

ですから、そこでやっぱり補充できないというところがあるんで、ちょっと財源確保からいきますけど、財源確保は毎回、立てていらっしゃる、当初予算の分で、履行できていない部分を削ればいいじゃないですか、全額じゃなくても。

もともと数千万円の減額補正で臨時さんといいますか、単語間違っているかもしれないですけど、補えていない分。これを充てる計算を、本当にもうしていかないといけないかなと思うんですけど。そこから財源を1人分、2人分でも確保して、独自助成金のための財源確保をして検討するっていうのを。

で、保育士不足に関しては委員会のコンセンサスがもう取れているじゃないですか。保育士減らしてくださいと言われた方1人もいないので、だからやっぱり……（発言する者あり）決議も出しているんですよ。ですから、そういうのも部長も、代表で、もう委員会のコンセンサスも取れているっちなことで、市長にやっぱり声を上げてもらいたいっていうのがあるんですよ。

本当にもう具体的な独自助成をしないと、もう流れていきますから、保育士さんがですね。

ですから、その辺はどうですか、独自の助成金をつくっていただきたいっていう要望ですけど。

その辺りに関するお考えを。

岩橋浩一健康福祉みらい部長

樋口委員おっしゃるように近隣の市とか町でも、いろんな手だてをされているということでございますので、どのような手だてで保育士確保をされているか、十分こちらのほうでも調査して、それを何とか鳥栖市バージョンなり、そういった形でできるようなほうにさらに研究しながらやっていきたいと思っております。

樋口伸一郎委員

ぜひお願いします。

もう研究しなくてもホームページに大々的にぼんぼん出してあるんで、もうボタン、ピッて押せば、ざらっと出てくるぐらいすぐ分かります。それを届けてほしいというふうに思います。

それともう一点すいません。その財源確保の面から今独自補助についてお聞きしたんですけど、あと学校教育とかでは、医療的ケアが必要な環境があるわけですよ。それが未就学児にはまだ鳥栖市にありますよね、環境が。医療的ケアを必要とする、未就学児を預かれる環境というのが、市内にないんですよ。一般質問で伊藤議員もされていましたが。

この辺に関しては、市内にお二方の入園希望者がおられるので、独自の助成もですけど、そうした医療的ケアに関しては、余っている財源があるから、決算で余っているというか、満たせなかった財源があるわけですから。その辺をそっち側に持っていくっていうお考えはどうでしょうか。医療的ケアの対応。

林康司こども育成課長

医療的ケア児の対応につきましては、特別保育事業の障害者事業の中で補助金を出していくという考えは持っております。

樋口伸一郎委員

お考えを持ってあるのであれば、多分、医療的ケアになると、ケースによって違うんですけど、看護師さんじゃないと対応できないようなケースがありますよね。ですから、その人の確保とかがまた難しくなってくるとかいうのもありますんで、もうここ5年当初に組んだ予算が、それどおり履行できずにやっている部分を、財を確保して独自の助成とか、そういう医療的ケアの新しい環境をつくるとか、そういう検討でこの決算を、次年度の予算にぜひつなげていただきたいというふうに要望をしておきます。検討からでもよろしいので、よろしく願いいたします。

成富牧男委員

今ずっと、るる出ています。私もずっと、かなりこれ入所待ちの話やっていますが、一般質問の中で市長は今出ているような話、今までの発想ではない、新たな発想で取り組んでまいりますって包括的な言い方やけど、今部長が言われた言い方をされているんですよ、もう四、五年前に、もっと前かもしれない。

だからそこら辺。それとやっぱり、この委員会で決議したというその重みをしっかり受け止めて、また調査・研究とかで先延ばしにならんように、病児保育にしてもそうですよ、もう困っておられるわけですから。さっき何で最初から言わんやったかなというのが、公立保

款15使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料のうち、休日救急医療センター使用料につきましては、休日救急医療センターにおける医療収入でございまして、各保険者からの診療報酬と患者が窓口で支払う自己負担金でございまして、各保険者からの診療報酬と患者が窓口で支払う自己負担金でございまして。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策により例年流行するインフルエンザなどの感染症の流行が少なかったことなどから受診者が前年度比3割程度となったため使用料も減っております。ちなみに令和元年度受診者は3,633名でございましたが、令和2年度は1,059名でございました。

57、58ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金のうち4つ目、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は接種券の発行、コールセンターの設置、備品の整備など、新型コロナウイルスワクチン接種のための体制整備に係る補助金で、補助率は10分の10でございまして。詳しくは歳出のほうで説明いたします。

73、74ページをお願いいたします。

款19寄附金、項1寄附金、目3衛生費寄附金、節1保健衛生費寄附金は、新型コロナウイルス感染症対策のために企業、学校等からの寄附金でございまして。8団体計371万1,840円となっております。

77、78ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節2衛生受託収入の衛生費受託収入の休日救急医療センター運営受託料につきましては、休日救急センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町からの受託料でございまして。人口割と均等割により算出してしております。

昨年度は、コロナ対策のため、マスク着用、消毒の徹底等から感染症の罹患が減り、特にインフルエンザの流行が見られなかったことから、受診者が減り、収入が減った分、鳥栖市及び基山町からの持ち出しが増えております関係で、基山町からの受託料が増えております。

ちなみに、運営受託料のほうは医療収入等の歳入が医師会への委託料、薬剤代等の歳出を下回った場合、収入が支出を下回った場合に鳥栖市、基山町の持ち出しが増えるという形になります。収入が上回れば持ち出しが減るといった形になっております。

また令和2年度は、休日救急医療センターで平日発熱外来を実施いたしましたので、その際の基山町、みやき町、上峰町からの負担金も含んでおり、一番下、節2保健衛生雑入のうち、保健センター雑入の主なものは、保健センター及び医療福祉専門学校緑生館の共用、緑生館の占用に係る電気料、消防設備保守点検委託料、電気工作物保安管理業務委託料の緑生館負担分及び保健センター大規模改修工事に係る水道代、電気料金などでございまして。

87、88ページをお願いいたします。

中ほど、款23市債、項1市債、目2衛生債、節1保健衛生債は、保健センター改修事業に伴うものでございます。改修については歳出のほうでお話いたします。

続きまして、歳出でございます。

151、152ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の主なものについて説明いたします。

節1報酬につきましては、家庭訪問事業、幼児健診教室などに従事する会計年度職員に対する報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、健康増進課15人、国保年金課4人、合計19人の職員分でございます。

節8報償費は、母子保健事業のフッ素応用虫歯予防事業、臨床心理士相談、自殺予防対策のためのカウンセラー等に対する報償費でございます。

節14需用費は保健センターの消耗品費やコピー代の印刷製本費、光熱水費でございます。修繕料につきましては、保健センター大規模改修工事に伴う修繕料と母子健康包括支援センターの修繕料で、後ほど一緒に御説明いたします。また休日救急医療センターの医薬材料費等も含んでおります。

節12役務費は、検診通知の郵送料、妊婦乳児健診の審査支払い手数料、休日救急医療センターの損害保険料でございます。

節13委託料の主なものといたしまして、まず1行目の保健センター工事監理委託料は、大規模改修工事に伴う工事監理委託料です。

主要施策説明書の46ページをお願いいたします。

昨年3月議会で現地視察をしていただきました保健センターにつきましては、平成2年度建築、平成3年から使用しており、建設後30年が経過したことから、大規模改修をいたしました。

工事の内容につきましては、記載のとおりでございます。

経費につきましては、事業費として154ページの委託料の一番上の工事監理委託料。その下の保健センター管理委託料742万5,000円のうち、446万4,000円が樹木伐採委託料となっております。主要施策成果説明書のところの事業費の2段目の樹木伐採委託料は、決算書の委託料の2行目の保健センター管理委託料の中に一部含まれているという状況でございます。

それと決算書の155、156ページの一番上にございます節15工事請負費、こちらの保健センター大規模改修工事費、こちらが事業費となっております。

もう一つ、156ページの備品購入費の中の、保健センター大規模改修分と、母子健康包括支援センターの分、合わせて274万8,268円、こちらが事業費となっております。

備品購入費等の中にそのほか含まれておりますのが、修繕料でございます。修繕料が、保健センター分と、母子健康包括支援センター分と合わせて、看板の改修ですとかカーテンの取替えとかをいたしましたので、その分と合わせて総額1億5,392万9,000円となっております。駐車場の拡充、フローリング改修等で、コロナ対策による密を避けるような健診とか、相談室の設置など、相談環境などの利便性が増したと感じております。

続きまして、153、154ページの委託料に戻っていただきまして、委託料の4つ目、休日救急医療センター業務委託料につきましては、例年どおりの休日救急の委託料ですが、その下に休日救急医療センター新型コロナウイルス関連業務委託料につきましては、主要施策の成果説明書の47ページをお願いいたします。

休日救急センターにおける新型コロナウイルス感染対策事業といたしまして、2つの事業を行いました。

1つ目は、コロナウイルスの感染拡大に伴い、休日救急医療センターを平日に臨時開設し、発熱者の診療を行いました。期間は令和2年4月27日から5月29日までの平日21日間、14時から17時までを開設いたしました。開設に当たっては、三養基郡内の3町からも参加希望があり、各町から負担金を頂きました。先ほど歳入のところで御説明したとおりでございます。

2つ目の事業といたしまして、新型コロナウイルスの検査が最初は行政が行うPCR検査だけでしたけれども、その後、医療機関での抗原検査が保険診療の中で実施されるようになったことに伴い、休日の検査の受皿として、令和2年12月6日より休日救急医療センターにおいても抗原検査を実施できる体制を取り、対応に当たる休日救急医療センターの職員に特殊勤務手当を支払うことといたしました。

経費といたしましては、平日発熱の委託料126万円、コロナウイルスの検査委託料として76万2,000円、合わせて202万2,000円。それと保険料等18万円で総額220万2,000円となっております。

次に目2予防費の主なものについて御説明いたします。

155ページ、156ページをお願いいたします。

節1報酬は、予防接種、新型インフルエンザなど各種事業に従事する会計年度職員の報酬でございます。

節8報償費は、各事業の講師謝金及びうらら健康マイレージの報奨金が主なものでございます。

節11需用費のうち、マスク購入費につきましては、主要施策説明書の49ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症予防のため、感染リスクの高い高齢者や障害者施設、医療機関、

妊婦等への支給をするため、マスクや消毒液などを購入し、今後の再拡大時に備え、備蓄分も含めて調達したものでございます。

需用費につきましては、マスク、あと消毒薬等の購入費でございまして、役務費につきましては、妊婦及び高齢者に対するマスクの郵送料でございまして、合わせて事業費といたしましては2,503万円でございます。

続きまして、節12役務費のうち主なものを申し上げます。

予防接種や健診等を通知する通信運搬費と、予防接種の審査手数料や、子宮がん、胃内視鏡検診の事務手数料でございまして、

また保険料は、予防接種事故補償、保険事業賠償保険料などでございます。

節13委託料のうち、主なものを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症業務委託料は、主要施策成果説明書の50ページをお願いいたします。

新型コロナ予防接種台帳回収業務委託料、65歳以上の高齢者向けクーポン券印刷及び封入封緘業務委託料、コールセンターの運営業務委託料、それに含めて、ワクチン保管用の冷蔵庫等の備品購入費、需用費、役務費を含めまして1,582万円が事業費となっております。

ワクチン接種に備える体制整備事業でございまして、子供のインフルエンザ予防接種委託料につきまして御説明いたします。

主要施策成果説明書の48ページをお願いいたします。

定期接種ではない子供のインフルエンザ予防接種に対して、新型コロナとインフルエンザの同時流行に備えるため、生後6か月から高校3年生相当年齢までの市民に対して、1人1回当たり2,000円の助成を実施いたしました。実績につきましては、記載のとおりでございます。

幸い昨年は市民の皆様にご協力していただいたことから、先ほど休日救急でも申し上げましたとおり、インフルエンザの流行は見られませんでした。

委託料の一番下、予防接種委託料は、定期予防接種の委託料でございます。主要施策成果説明書51ページになります。こちらのほうに定期で行っております予防接種の種類と実績を記載してございます。

子供については14種類、大人について、高齢者の分でインフルエンザと高齢者の肺炎球菌等を実施しておりまして、3か年の実績を記載してございますので、後で御覧ください。

次に扶助費でございます。扶助費は、主に里帰り等の理由で、指定医療機関以外で予防接種を受けた方へ、その費用を助成するものでございます。

次に159、160ページですけど、一番上に扶助費がございまして、こちらは先ほどの子供の

インフルエンザ予防接種で助成をしました分の指定医療機関以外で受けられた方の接種費用の償還払分となっております。

目3 医療機関等臨時支援給付金につきましては、主要施策の成果の説明書52ページをお願いいたします。

コロナ感染拡大に伴いインフルエンザとの同時流行に備え、抗原検査等の医療機関での実施など、地域医療体制の確保が重要であると考え、市内の医療機関等に給付金の給付を実施いたしました。実績につきましては、記載のとおりでございます。合計154施設3,820万円の事業費となっております。このほか郵送料等の通信運搬費も含め、3,824万8,000円が事業費でございます。

以上で説明は終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

156ページの扶助費の不妊治療費について教えてください。

予算では650万円で、令和元年度決算が761万2,000円ということで、令和2年度が688万円ということで73万円減っています。

人数の減少や、中身について教えてください。

白山淳子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長

不妊治療の助成につきましては、昨年度の人数を申し上げますと、86名の方に費用の助成を行いました。令和2年度は76名ということで、10名減っております。

今議員さんがおっしゃったように金額も減っているところですが、助成の要件として何も変えておりません。やはりコロナが感染拡大をしましたので、不妊治療についても、感染拡大が収まるまで様子を見ているという方が、結構相談の中でもいらっしゃったので、コロナの影響ではないかと思っております。

牧瀬昭子委員

それでは、コロナが一段落してきたときに、またそういった相談とかが増えてくると思うんですけども、それに伴う相談業務っていうのは現在どういうふうに行われていますでしょうか。

不妊治療に関して。

白山淳子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長

相談事業につきましては、もちろんうちのほうで御相談があった場合は、お受けできる部分はお受けをしております。

あとやはり、治療についての詳しい御相談だとかの場合は、県のほうに専門の相談機関を置いてありますので、そちらのほうを御紹介しているというような状況でございます。

牧瀬昭子委員

これはもう実際受けられた方からのお話ですけれども、保健センターのほうでもいろいろ気持ちの面でも、サポートしていただくとか、県のほうでは助成金の話とかをいろいろとしていただいて、その補助があるからこそ受けられるなということによってスタートされたというお話でした。

しかし、受け入れるにつれて不妊治療をやっていく中で、体調面の不良とか、家族関係や社会的な職場での配慮とか、そういった面ですごく悩まれる方が多くて、そういったものをどういうふうにして乗り越えていったのかという、お互いに自助でのサポート、ピアサポートが必要になってくるのではないかなと思います。

現在、市民活動の中でもそういった方がおられると思いますけれども、ぜひ不妊治療が今後、国のほうでも施策として行われていくと思いますので、ぜひそういったピアサポートの面でも、市がバックアップして協働していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

例えば個人的なお話をほかの方にはしたくないっていう方ももちろんいらっしゃいますし、委員さん言われるように、同じ仲間同士で話をしたいという方もいらっしゃるんで、その辺はケース・バイ・ケースで御対応していきたいと思います。

牧瀬昭子委員

よろしく申し上げます。

以上です。

池田利幸委員

主要施策の46ページ、保健センター改修事業ですけれども、効果のところには母子健康包括支援センター整備を伴い、相談室の増設等を行ったことで、利便性が増し、住民の方々がより利用しやすい施設となったっております。

立ち上げるときもそうですけれども、基本的にワンストップ相談窓口っていうことで、ここに来たら基本的に全ての支援へつながる窓口っていう部分が根本的には国も求めていることであって、それに対して市もここに開設されたと思うんですけれども。

開設されたことによって、今までと変わった点とか、ワンストップ窓口としてどう機能してきたのかっていう部分をちょっと教えていただけますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

相談室が出来たから一気に全てがうまくいくというわけではないと考えておりまして、も

ちろん相談室が個室で出来たことで、今まではロビーの片隅だとか、空いているお部屋を使いながら、母子手帳の交付等をしておりましたけれども、きちんとした個室で安心して相談を受けられるっていうのは、大きなことだと考えております。

それと今年の4月から専任の職員を2名配置しておりますので、職員が取っ替わり引っ替わりではなく、専任の職員が対応することによって、今後、リピートして来られる相談とかなんかが増えてくるものと考えております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

基本的に前も御説明ずっともらっていたのは、要は妊娠期から子育て、基本的に3歳までがメインではあると思いますけど、そこまでをしっかりと同じ人でサポートしていくっていうことがメインであろうと僕も思うんですけども。

やっぱり現時点で継続して、もうずっと相談をされている方っていうのは結構出てこれていますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

こういうコロナの時期でもありますので、実は相談会とかについても、広く行うというよりは予約を取って個別に対応するとかいうことも並行して行っておりますので、継続的に相談をされるっていう方も徐々に出てきておるところです。

池田利幸委員

また今年度からは専門の相談員の方々いらっしゃるっていうことで、要は、そこに相談して教育関係だとか、子育て、縦分けの部分、今まで分かれていた部分っていうのは、一括してそこで相談を受けて、支援につなげるっていう形は、そうしたらもう既にその専門の方々が入ることによってある程度できているということになりますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

全てができていうわけではないとは思いますが、医療機関からの相談で、例えばケース会議を行う際には、専門の相談員も含め、うちの保健師、それとあと福祉のほうの職員も一緒に行くとかしながら、少しずつ連携を深めているところでございます。

池田利幸委員

もう支援体制は前よりも厚くなってきているっていう評価ということでもよろしいですかね。ありがとうございます。

あと1点、51ページの定期予防接種事業。この中で、今回、議案質疑もあっていましたが、子宮頸がんワクチン、これに関して昨年の10月に国が通知っていうか、出した部分によって、市としてもまず高校1年生に通知を出してもらって、一気に接種数も増えていると思

うんですけど。まず3回打たなきゃいけないと思うんですけど、1回打って、次に打てるまでの間隔っていうのはどれくらい空けなきゃいけないものですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

2種類のワクチンの種類がありまして、1つは、1月、もう一つは、2月の間隔を置くこととなっております。

池田利幸委員

1種類が1月、あと1つは2か月っていう部分で、10月に高校1年生のところに来ています、2か月間を空けなきゃいけない部分のやつやったら、もう来たらすぐに予約して打ちましたっていつてもう3月まで、ぎりぎりですよ。

今回の場合そういう部分で、1回目受けたけど、2回目受けられなかった、3回目受けられなかったっていう例はどのくらいあるんですか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

確実な数は把握できていないんですけども、御相談は何人かから頂いたことがございます。

池田利幸委員

その方々はもう、2回目、3回目はもう実費負担で受けられているということになりますか。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

希望された方は自費で受けられてございます。

池田利幸委員

逆に御相談とかの中で、実費負担は1万5,000円から2万円ぐらいかかるっていうことで、もうちょっと諦めました、1回打ちました、2回目までは打ちましたけど、最後に打ちませんでしたっていう場合は効果っていうのはあるんですか。そういう方々も多分いらっしゃるっていう気がするんですけど、その辺はどうなのかなと思ひまして。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

どのぐらいいらっしゃるか確実には分からないんですけども、確かに3回打ってこそ効果が一番発揮するものですが、1回でやめたから全く効果がないかっていったらそういうことではないとは思ひます。それが完了するのと、どれぐらいの有効性があるかっていうのは、ちょっと現時点では申し上げられません。

池田利幸委員

今回の場合特別っちゅうか、国が出したのが10月であって、そこからやっぱり間に合わないっていう谷間の年代が当時の高校1年生っていう部分にはなるとは思ひますけれども。

ちょこちょことそういうお話を私も聞きましたし、そういう部分でぜひ助成できる——大阪府だとかいろんな市によっては、コロナがかなり影響しているっていう部分があって、その方々に対して期間延長しますっていうのもやっているところもあるんですよね。

私が聞いている話だったら中学3年生のときに打とうと思ったけど、受験があるから受験が終わってから、それが終わって、コロナに入って、なかなか病院に行けなかったっていう、コロナが関わっている部分っていうのもあって、特殊なパターンではあると思うんで。

ぜひその部分は他の自治体とかもやっているところはありますので、そこを見ていただいて、検討していただきたいなと要望いたしまして終わります。

江副康成委員長

ほかにございますか。

[発言する者あり]

質疑も残っておりますけれども、昼食のため暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩



午後1時10分開会

江副康成委員長

再開いたします。

ほかには質疑ありませんか。

竹下繁己委員

154ページ保健衛生総務費の委託料の不用額が546万2,000円ほど出ておりますので、この不用額が出た項目と理由。

それとあわせて、予防費の委託料も2,000万円ほど出とるんですよね。同じくこれの項目と理由を教えてください。

名和麻美健康増進課長兼保健センター所長

まず2,735円の内訳でございますけれども、主に休日救急医療センター新型コロナウイルス関連業務の分で180万円ほど、コロナ関連の抗原検査の外注の委託料の分と、あとは休日救急医療センターで2種類のコロナの抗原検査を予定していたんですけど、外注の検査は唾液を取って外の検査センターに出して、検査が間1日挟んで、日曜日に検査したら火曜日にしか

午後 1 時23分開会

江副康成委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、市民環境部長から挨拶の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

吉田忠典市民環境部長

令和 2 年度決算審査に当たり、一言御挨拶と市民環境部関係の概要を申し上げます。

本委員会では、一般会計決算、国民健康保険特別会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の 3 議案の御審議をお願いしております。

令和 2 年度決算審査に当たりましては、市民環境部所管の市民協働推進課、市民課、国保年金課、税務課及び環境対策課の 5 課の予算執行状況につきまして御説明いたします。

市民環境部は、市民協働推進や国際交流、男女共同参画に関する業務、戸籍関係や旅券等の業務、国民健康保険や年金に関する業務、市税に関する業務、環境衛生、一般廃棄物処理、リサイクルの推進に関する業務など、住民生活に関わりの深い業務の執行に当たっております。

これらの業務を執行いたします組織及び職員体制につきましては、令和 2 年度におきましては、市民協働推進課12名、市民課18名、国保年金課13名及び佐賀県後期高齢者医療広域連合への派遣 1 名、税務課31名、環境対策課13名及び鳥栖・三養基西部環境施設組合への派遣 1 名、佐賀県東部環境施設組合への派遣 3 名となっております。

まず、令和 2 年度一般会計決算の概要でございますが、歳入では市税、証明やごみ販売等の手数料、各種国庫委託金、県負担金、補助金、県民税徴収等委託金、施設改修等に係る市債など合計139億4,645万9,075円でございます。また歳出は35億1,625万2,444円となっております。

事業費が比較的高いものとしたしまして、その主なものでは、田代まちづくり推進センター大規模改修工事、後期高齢者医療費の療養給付費負担金、後期高齢者医療特別会計繰出金、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金、塵芥処理収集運搬委託料等となっております。

次に令和 2 年度国民健康保険特別会計につきましては、歳入は76億403万5,635円となっております。主なものとしたしましては、国民健康保険税、県支出金、繰入金となっております。

歳出は総額74億6,269万4,034円となっております。その主なものとしたしましては、保険給付費、国民健康保険事業納付金でございます。

次に令和 2 年度後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入は後期高齢者医療保険料、

繰入金など、総額 9 億 724 万 2,577 円でございます。歳出は、総額 9 億 505 万 8,354 円となっております。その主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金などがございます。

以上、決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、各課の担当課長が御説明します。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

江副康成委員長

ありがとうございました。



市民協働推進課

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

これより市民環境部市民協働推進課関係議案の審査を行います。

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

ただいま議題となりました議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定、市民環境部市民協働推進課分について御説明をいたします。

まず歳入についてでございます。

決算書の47ページ、48ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料のうち、まちづくり推進センター使用料等につきましては、各まちづくり推進センターの使用料収入が主なものでございます。

続きまして、決算書の61ページ、62ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費県補助金のうち、消費者行政推進事業費補助金につきましては、各市町の消費生活センターの機能強化などに対し県から助成を受けるもので、市民協働推進課内に配置しております消費生活相談員2名中1名分の人件費と、研修費などが対象となっております。

続きまして、81ページ、82ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のコミュニティー助成金のうち、620万円につきましては、一般財団法人自治総合センターの助成事業として、布津原町、永吉町及び加藤田町のコミュニティー活動の備品整備に要する経費に対し助成を受けたものでございます。

次にまちづくり推進センター雑入につきましては、各地区まちづくり推進センターにおける自動販売機等の電気料相当分、電話料、コピー機及び印刷機の使用料の収入でございます。

続きまして、87ページ、88ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債につきましては、田代まちづくり推進センター改修事業に伴う起債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

決算書の109ページ、110ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費の主なものについて御説明いたします。

節8報償費につきましては、市民活動支援事業検討懇話会や、男女共同参画懇話会の委員謝金、また、法律相談を行うための司法書士及び弁護士の謝金、それから外国人のための日本語教室の講師謝金などが主なものでございます。

節12役務費につきましては、令和2年度から導入いたしました市民活動保険の保険料でございます。

節13委託料につきましては、消費生活相談員2名を市民協働推進課内に配置するための消費生活相談業務委託料及び男女共同参画啓発事業業務委託料でございます。

節18備品購入費につきましては、消費生活に関する書籍等の購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、市民活動センター補助金、市民活動支援補助金、市内75町区に対します自治会活動費補助金、また、まちづくり推進協議会に対する補助金でございます。

111ページ、112ページをお願いいたします。

次に目11まちづくり推進センター費の主なものを申し上げます。

節1報酬及び節3職員手当等につきましては、まちづくり推進センターの会計年度任用職員35人分の人件費でございます。

節8報償費につきましては、まちづくり推進センターで実施いたします講座や教室等の講師謝金及び放課後子ども教室の指導員等の謝金でございます。

節9旅費につきましては、まちづくり推進センター職員の通勤手当が主なものでございます。

節11需用費につきましては、まちづくり推進センターの施設管理に係る消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料などがございます。

節12役務費の主なものにつきましては、ケーブルテレビやインターネットの利用料、電話料などの通信運搬費と、公民館総合補償保険料でございます。

節13委託料の主なものにつきましては、まちづくり推進センターの施設管理及び事業運営に係る委託料。また、鳥栖北まちづくり推進センター大規模改修工事実施設計業務委託料、田代まちづくり推進センター大規模改修工事監理業務委託料、田代まちづくり推進センター敷地内通路及び駐車場整備測量設計業務委託料などがございます。

次に節15工事請負費につきましては、まちづくり推進センターの営繕工事及び田代まちづくり推進センター大規模改修工事でございます。改修工事の概要につきましては、工事期間を令和2年7月10日から令和3年1月15日までとして、屋根防水、外壁の塗装、分館機能統合のための増築、屋内の改修、防災機能の充実などを実施いたしましたところがございます。

節18備品購入費につきましては、田代まちづくり推進センター大規模改修工事に係る施設用備品購入費及びまちづくり推進センターに設置しておりますAED装置10か所分の更新費用が主なものでございます。また、繰越明許費495万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用いたしまして、まちづくり推進センター及び分館にサーモグラフィーカメラなどの検温機器を設置するために令和3年度に繰越しを行ったものでございます。

なおこの事業につきましては、6月に各センターへの検温機器等の設置が終了いたしまして、既に運用を開始いたしております。

次に節19負担金、補助及び交付金のコミュニティー事業補助金につきましては、歳入のほうで説明いたしましたように、一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業を活用いたしまして、布津原町、永吉町及び加藤田町の備品整備に対して補助金を交付いたしました。

また自治公民館建設等補助金につきましては、町区の公民館等の新築、増築を対象に助成を行うもので、令和2年度は、田代新町・田代上町共同公民館新築及び今町、田代本町、中央区、幸津町、本通町、下野町の公民館等の増改築に対し補助金を交付いたしました。

このほか、田代まちづくり推進センター大規模改修工事に伴う水道加入負担金及び電力の高圧から低圧への切替え工事の負担金を支出いたしておりますのが主なものでございます。

以上で市民協働推進課分の説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

まず48ページをお願いいたします。

使用料のところでは総務管理使用料、3番目のまちづくり推進センター使用料のうち、減免をされている費用というのはこの中に含まれていないと思うのですが、全体で幾らになりますでしょうか。減免になるためにはどんな手続が必要になってくるのか、どういう方々がどんな分野で今減免をされているのかを教えてください。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

御質問の減免の額っていうのが出ていないということでございますけど、減免の額について資料を今持ち合わせておりません。

令和2年度につきましては、令和元年度と比べまして、使用料が175万4,667円下がっているところでございます。この主な要因といたしましては、先ほど牧瀬議員のほうからもございました減免をして戻し入れを行ったことが大きな要因になっているかと思えます。

減免の正確な数字につきましては、集計をいたしまして、後ほど資料として提出をさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

あと減免されている団体の質問でございますけれども、主にはサークル活動されてある方が、実際コロナが心配で、予約をしていたけれども取りやめるという方。それからコロナの関係で、センターのほうで使用制限を、時間を短縮するとか、そういったことをいたしましたので、それに伴って短縮されたところに予約をしてあった方がサークル活動を取りやめざるを得なかったという部分で、減免対象になって減免されたというようなことになっているかと思えます。

江副康成委員長

減免の資料はいつ頃までに出せるんですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

この委員会審査が終わった後に集計して、今日中には集計いたしたいと思えます。

江副康成委員長

牧瀬委員よろしいですか。

牧瀬昭子委員

はい。

減免になるにはいろいろな手続が要ると、団体のほうからも申請するときどういう団体で、どういう費用で、どういう規約でっていうのがいろいろと必要だというふうに――減免するための手続上、団体さんの減免の使用の仕方はどのようになっていますか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まちづくり推進センターの使用料減免につきましては、天災等に関わるものについては減免できるという、まちづくり推進センターの規則の中にございますので、今回コロナウイルス関係につきましては、天災等という条項のところを適用いたしまして、団体のほうからコロナ予防を理由として減免申請書を提出していただいて、それに対して市のほうで減免決定をいたしまして、還付を行っているところです。

牧瀬昭子委員

コロナ時では今回、減免対象っていうので大きくされたと思うんですけど、一般的な減免の流れっていうのを確認させていただきたいんですけど。

例えば子育て支援をされているところとか、そういった一般的な減免の方法ですね。申請のときに要るものです。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

減免の団体といたしましては、現在市のほうでは市民活動団体登録制度というのを取っておりまして、その市民活動団体に登録された方は減免になっております。

国、県、市主催の行事、こういった部分については減免をいたしております。それから市、県から団体が事業として委託をされて、団体が行っている事業、そういったものについても減免っていうことになっております。それから社会福祉法人ですね、財団法人など、そういう公共的団体につきましても、減免の対象ということになっております。

牧瀬昭子委員

具体的に申し上げますと、子育て支援サークルさんが、以前はこども育成課のほうで登録をされている団体は減免対象になっていたと。ただ令和2年度から、減免対象になるためには、いろいろな煩雑な手続が必要になったというふうにおっしゃられていました。

そうすると、子育てサークルさんは今までが登録だけでよかったのに、規約とか決算とか予算とか、団体の内容を出さないといけないということで、それでなくても活動だけでも手いっぱいなのに、そういう申請がとでも増えたということをおっしゃられていましたが、それについて、ぜひもう少し簡易な方法で何か改善を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今牧瀬議員がおっしゃった子育て関係のサークルさんにつきましては、先ほど説明をいたしました市民活動団体登録制度に登録をしていただくことで減免になるというふうに考えております。

先ほど議員から御案内あったように、前まではそういった煩雑な手続なしに減免を受けられたということですが、そもそもその減免対象団体というのがこれまで曖昧な形で減免をしてきた経過がございます。今回市民活動団体登録制度というのを創設いたしまし

て、そういった市民活動団体につきましては、きちっと市のほうとしても認定してっていうか、ある程度きちっとした活動がされている部分について、やはり減免をしていくべきだという考えになりまして、今回そういう市民活動団体登録制度というのを創設いたしました。

まちセンの減免については、登録をした団体を対象とするというようなことで取扱いを改めたところでございます。

牧瀬昭子委員

内容としては認定をすることで、減免の要件をきちっと定めようという意味は理解しました。ですが、内容が、あまりに量が多過ぎるというのが、市民の方々からの要望でして、ぜひその辺りの簡略化——で、ここが必要だということは限定されていると思います。

ですから、そこをぜひ精査し直していただきたいというのを要望として付け加えさせていただきます。

続きまして、110ページお願いします。

市民活動等保険料に関して令和2年度からスタートしたということで、始めてありますが、この分の予算が145万円、決算では140万円でしたけれども、内訳、実績はどのようだったかというのを御報告をお願いします。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

こちらの市民活動保険に関する実績でございますけれども、現在確定をしている保険金の支払いにつきましては、1件確定をいたしております。

草刈り活動中に、石を飛ばして自動車のガラスを割ったという事案が1件確定をいたしております。これが保険金の支払いが7万1,665円でございます。令和2年度に支出いたしましたこの保険料に関する実績が確定している分についてはその1件。

今まだ確定しない分で1件、事故の報告があっているところでございます。そちらも草刈り活動中の事故で、こちらは人身の事故になりまして、こちらも石か何かが飛んで、目に当たったっていう事案が1件、今まだ継続中ですので、保険金などは確定いたしておりません。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

市民活動等保険があることによって活動の幅も広がりますし、安心して活動が継続できるというお声を頂いております。今後もまた継続してぜひ続けていただきたいというのを言わせていただきます。

続きまして、市民活動センターの補助金です。

令和2年は667万円が予算がついていて、令和元年度が679万円の決算でした。12万8,000円が減額といたしますか、予算どおりではありますが、そのことによって不都合が生まれると

か、足りなかったことによってできなかったことなどがあれば教えてください。

築地美奈子市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長

令和元年度から申し上げますと、令和2年度勤務日数の2日減っている分が人件費として下がっております。あと令和元年度のみ、備品購入費を10万円、紙折り機ということで設けていますので、その10万円が差額だと思われま。

あともう一つ、収入を2年前の分を引いていましたので、その分が令和2年度で若干上がっているということで、その分がまた差引きという形で下がっている分で12万円ほどの差額だと思われま。

以上です。

牧瀬昭子委員

10万円の紙折り機ということですが、この補助金制度について、そもそものところで申し上げさせていただきたいのが、補助金と委託料との違いですね。この間一般質問でも取上げさせていただいたところではありますが、今回第7期では市民協働というところに重きを置いてうたってやっていこうという中で、この団体への補助金ってなると、例えば団体の活動がいいからということで、市が補助を出すっていうのが流れだと思います。

市がやらなければならないことを団体にやっていただくっていうお金であれば、委託料ということだと思うんですが、その辺りのこの整理のつけ方っていうのは、市民協働推進課としてはどのようにお考えですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

こちらの市民活動センターの補助金につきましては、こちらのセンターの設置が当初、民設民営という形で、今も民設民営という形で設置をされている関係上、このセンター自体が民設民営のところですので、市役所のほうから、現状で委託料という形で支出するところとところが内部的な部分でまだ整理がついていないというところが一つ。

それと、そもそも補助金としている主な理由として、自由度ですね。補助金として支出することによって団体の自由度を少し高めているという部分も、理由として一つあったというふうに聞いておりますので、そこら辺について部内のほうでも今後検討して、実際、補助金のままいくのか、委託料にするのが適当なのか。そのほか、またいろいろ考え方も出てくるかもしれませんけれども、そういったところを検討していきたいというふうに考えております。

牧瀬昭子委員

過去の経緯としては分かりました。自由度を高めるためにというところでの補助金だったと思うんですが、今回第7次っていうのを念頭に置くと、そこは鳥栖市としてやって

いくぞっていうところがスタートにあると思います。

市民協働っていうのを推進していく上で、団体さんの自由度でっていうことではなくて、鳥栖市としてこれをやっていきますっていうことを踏まえてやっていこうとするならば、補助金では鳥栖市として意見を言うこともしにくくなりますし、やはりこの仕事をやっていただきたい、やってくださいということで委託をしないと、鳥栖市としてはそれを推進していくということではとても弱いと思います。

ですから、ぜひ内部整理のほうも、今後継続してよろしくをお願いします。

で、その件に関して、市民活動支援補助金の112ページの分ですけれども。これに関しても予算が110万円だったところが、今回82万5,000円だったんですけれども、27万5,000円が、予算には届かなかったというところだと思いますが、この要因は何だとお考えですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回実際予算よりも歳出のほうが大幅に減額になっている理由としては、やはり令和2年度につきましては、コロナ禍において当初補助金決定をいたしました団体が予定していたイベント等、活動ができなかったというところが主な要因というふうに考えております。

牧瀬昭子委員

コロナが理由だということで少し安心しましたが、市民活動をより推進していくため、そしてほかの課の方々と協働していくっていうのもっとより進めるために各課が持っている隙間の問題点というのを出していただいて、今は市民活動支援補助金ということで、パターンをいろいろ設けていただいていますけれども、より協働を進めるための方法として、もう少し分野を各課から出していただくというような流れに持っていったほうが、協働が進みやすいですし、市民活動のほうも育てるという意味があると思いますけれども。

その辺りのお考え、この補助金の出し方についてどのようにお考えですか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

この市民活動補助金につきましては、3つメニューを揃えております。スタートアップ支援、ステップアップ支援、それからパワーアップ支援ということで、その団体の活動時期っていうか、活動内容等も含めてですけれども、そういったところの最初の部分、それから少し軌道に乗せるためのもの。さらに、次のステップに進むというようなものっていう——合わせて全部活用すれば、数年間補助っていうのを受けて、その間に、団体の力をつけていただいて団体が自立した活動ができるようにということで、今回、この補助事業を行っております。

市としましても、こういう時代は、市民の皆さんの、民間の活力を生かせないと、市としてもなかなか運営もできていけない部分もありますので、今後ともこういった民間の市民活

動団体につきましては、この補助を通じまして支援をしてまいりたいというふうに考えております。

牧瀬昭子委員

最後に意見として申し上げておきたいと思います。先ほど市民活動団体がないと、市の運営も立ち行かないようになっていくという御意見、本当そのとおりだなと思います。

先ほど——自立をさせるためのっていうところであると思うんですね。しかしもうこの期間、補助金ですずっと出して、もう10年以上になると思うんですけども、もうそろそろ課と一緒になるってところの、今接着部分というのがとても弱いなって思うのが、団体さんがこれをやりたいってところでまずスタートしてしまっているんで、どうしても課のほうとして、引きがちなんですよね。それ本当に要るの？からスタートしてしまうので。

課としても、正直やらせられている感が否めないところが出てきてしまっているんじゃないかなと。

団体さんからしても、市が本当に協力してくれているのかと。本当に市もやろうとしているのかと。そういうふうに見られがちなところを、たくさん聞いてきているので、できれば課のほうもこれが必要だと思っているところのすり合わせっていうところができるような仕組みを——もちろん今あっているスタートアップ、ステップアップ、これも大事だと思うんですが、次のステップにより深めていただける方法を、次年度に向かって考えていただきたいと思います。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

池田利幸委員

114ページです。

節18備品購入費のこの施設用備品購入費。これ、サーマルカメラをまちづくり推進センター全部に配置したっていうことだったんで。

まず、まちづくり推進センターはもちろんで、例えば基里でいえば原町分館とか分館、避難所として指定されている部分に対してもサーマルカメラの導入がされているのか。

それと、予算の段階のときに各まちづくり推進センターに設置する際に、動線的に来館者の皆さんが必ず通って、検査を受けられる体制にしないと効果が上がらないので、そういう動線ですとか、そういうやり方をしてくださいねっていうふうをお願いしていたんですけども、その部分になっているのか。

まちづくりセンターの中に入るためには、どういう部分で検査っていうのがされているの

かを教えてください。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まず1点目の分館についてでございますけれども、まちづくり推進センター分館についても、当然、カメラの設置を行っているところでございます。分館が今鳥栖まちづくり推進センター分館と基里まちづくり推進センター分館がございます。一応、中央老人センターが鳥栖北まちづくり推進センターの分館も兼ねておりますけれども、そちらの分館についても本館と同じようにサーモグラフィカメラの設置が行われているところでございます。

それから、動線の関係でございますけれども、入り口に、一応、モニターとカメラをちょうどエントランス、ドアから入ったところに大体どこのまちづくり推進センターも設置をして、入ってきた方はカメラが捉えて、一応、玄関のところに、ここに立って計測して欲しいというような印をつけているような形で、現在運用を行っているところでございます。

池田利幸委員

市役所の場合でいうと、今サーマルカメラを置いてもらっていて、あそこの前を通らなければ、基本的に測らないで、素通りする状況はあるんで。ただ、まちづくり推進センターとか、そういう場合、高齢者の方々とか、やっぱりかなり多くおられますし、いろんな会議がそこでされるっていう分では、やっぱり検温っていう部分は100%でなきゃいかんのではないかなって思っています。

その部分、現時点の対応で皆さん全部が完全に検温できるのであればそれでいいと思いますし、もしそれがなされないパターンがあるのであれば、やっぱりそこはよりちゃんと皆さんが受け入れる体制っていうのを取っていただきたいと思います。

続きまして、112ページですけど、節13委託料、鳥栖北まちづくり推進センター大規模改修工事实施設業務委託料。これも予算化のときに委員会の中でお話させてもらったんですけども、大規模改修とかに合わせて、災害支援型の自動販売機等も考慮しておいてくださいって言ったときに、答弁で検討しますっていうふうなお答えももらったんですけども、実際それはどうなったのかっていうのを教えていただけますか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

池田議員から御案内がありました災害支援型の自動販売機の設置については、現状まだ今回の大規模改修の中では設置には至っていないところでございます。ただし、現在鳥栖北まちづくり推進センターには、自動販売機の設置がなくて、飲み物が欲しいときには外部のほうに買いに行くっていうことしかできなかったんですが、今度改修後には一応、自動販売機の設置については行う予定にしておりますが、ただその自動販売機については、災害支援型とは違う、現状、通常の自動販売機の設置ということになっているところでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

鳥栖ってほかの自治体と比べて、企業さん、要は飲料品メーカーさんとかも結構、鳥栖市内にあるんですね。そういうところが災害提携でやって、企業さんも今物すごく災害対応という部分に目を向けているところで締結しやすい状況であると思うんですね。1か所ではなかなか乗ってこないという部分、まちづくり支援センターの中で、避難所を兼ねていますんで、全体の部分として考える。そうしたら鳥栖市としてもメリットは大いにあると思ってますんで、もう一度その部分を検討していただくようよろしくお願いいたします。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

成富牧男委員

先ほど牧瀬議員からお話のあった、子育て支援サービスの件ですけど。

市民活動団体かな、減免対象団体を明確にするためにそうしたんだという。減免対象団体を明確にするために変えたと、変えた理由はそれでいいんですけど。

多分、違っていたら訂正してもらっていいんですけど、一応周知期間は置いていたんでしょう？半年か3か月か知らん、ちょっと忘れちゃったけど、そこまでの間に、この団体が今まで減免を受けておられたけれども、実はこうこうこうで、こうなんですよっっちゃうことの周知が足りなかったんじゃないかと。これはこれに限らずですが。

行政がやる上で、そのところはやっぱりもうちょっと丁寧さが要ったんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

この市民活動団体登録制度につきましては、令和2年10月1日から施行をしております。

実際まちづくり推進センターの減免を行う時期については、令和3年4月1日から減免を、この制度にのっとり減免を行うことになっておりました、その間、減免をされる団体については周知期間も含めて半年間取って、登録する時間と、制度の周知期間として半年間取っておりました。

まず、そもそも市民活動団体に登録できそうな団体——できそうな団体というのは、そもそも市民活動団体につきましては、市民活動団体ガイドブックというのを昨年度まで作成をして、そこに登録というか、掲載をしていただいていたところですが、そういった団体につきましては、この制度運用を始めたときから、まちセンを減免するには、市民活動団体登録制度に登録しないと減免対象から外れますよというようなお知らせというか、そういったも

のを直接お渡ししておりました。

今回子育て支援サークルの方が使おうと思ったときに減免にならなかったという事例も実際発生いたしておりまして、そこについては、我々としては、一応チラシなども含めてお知らせをしておりましたが、団体さんによっては、自分のところと関係ないと思ってあった節もあったようでございます。

ですから、そこら辺については、我々の周知の仕方についてどうだったのか、真摯に反省をしているところでございますが、今後はそういったこともないように、こういった制度変更のときには、もう少し丁寧な説明を心がけていきたいというふうに考えております。

成富牧男委員

分かりました。

まあある話ではありますけど、今言われたように、より一層丁寧にやっていただくということ。

それであと1つ、市民活動保険料の話で、私も興味ある2件とも――1件、今保険料を支払ったけど、それも草刈りの関係だと。それで具体的にもう似たようなケースであればもう1件だけでいいですけど、今解決したところ、そのことについて、どういう団体でこういうことでこうなったけど、これは解決しましたみたいな、具体的に。固有名詞は要りませんが、おっしゃってください。

それとあわせて、この保険料は、この制度のときに多分説明されたと思いますけど、交渉は誰がするのかもちょっと付け加えていただきたいと思います。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まず今回、この保険制度について確定している部分につきましては、まちづくり推進協議会の清掃活動中に発生した事故で、駐車場付近の草刈りをしていたところ、その駐車場にとめてあった車のガラスを破損した、こういう事例でございます。

こちら全額賠償を、保険会社のほうが賠償分について補填をしているというような形になります。

それから、まだ確定してないあと1件の部分については、町区の草刈り清掃中、町区の行事として清掃作業をされているときに多分のり面の草刈りを、提か何かのり面の草刈りをされているときに発生した事故で、これも草刈り機の刃のかけらか、石か確定しませんが、そういった飛んだものが目に当たってけがをされている、こういうことでございます。

こちらについても保険会社とは話をしておりまして、保険の対象になるということで今手続を進めているところでございます。

交渉は誰がするのかっていうことでございますけれども、実際事故の内容等については、

やはり活動団体の方に詳しく我々も聞き取りを行う必要がありますので、聞き取りを行います。聞き取ったものを保険会社に報告をして、保険会社のほうから我々のほうに回答があるというような形なので、今までこの保険について、そういった交渉的なことは事例としてあっていないくて、一応、市民協働推進課が窓口となって保険会社とやり取りを行うというようなイメージでございます。

成富牧男委員

これについて具体的に。要は包括的に、例えば町の行事、年間計画で町の行事ですよみたいにしとったものだけしとけば対象になるってということなのか、参加者を事前に具体的にしとかないかんのか、そこら辺も教えてください。

牛嶋英彦市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

基本的にそういう町区の団体の行事であるというところは必要になってきますので、明確に何月何日に何時から行うっていうのを詳細に事業計画の中に入れておく必要はないんですが、町区としてそういった活動、大体年にこの程度行うというような部分についてはやはりしていただく。で、急に何人か集まってちょっとここはするかつちゅうような部分がなかなか難しいので、実際町区で草刈り等行われる場合は、やはり区長さんとか役員さんなどと申し合わせた上で——今回清掃活動でここをするというようなところはやっぱり町区内で共有しとっていただくことが大事だというふうに思っております。

成富牧男委員

うまくやれば使えるなというふうに思いました。

最後に、市民活動関係全般に言いますと、さっきスタートアップ……、3段階あるやないですか。

言葉尻を捉えるようですけど、そういうふうにステップアップしていただくっていうふうには行政は言いがちですけど、既に行政を超えてあるようなところ、団体もあるわけですよ。

そういうふうな立場に立てば、例えばさっき牧瀬議員が言ったようなケース・バイ・ケースですけど、こういうところでは委託とか、そういう委託もやっぱり積極的に我々の代わりにやっていただく。

逆に言ったら工事なんか昔は直営でしよったわけでしょう、土木工事も。だけど、それももう今はそうじゃないのが当たり前。設計も昔は直営でしよったけど、今委託でば一っと、当たり前。

それと同じように、やっぱ発想を変えていただかなんてはいけないんじゃないかということをお願いして終わります。

江副康成委員長

手数料3万6,327件が主なものでございます。

次に55、56ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2戸籍住民基本台帳費国庫補助金の戸籍情報システム改修事業費補助金は、戸籍法一部改正に基づく戸籍情報システム改修の費用に係る補助金、これは法務省分でございます。また社会保障税番号制度システム整備補助金、これは総務省になりますけれども、デジタル手続法による改正後の住民基本台帳法等に基づき、住民基本台帳システム改修及び戸籍附票システム改修費用に係る補助金で、補助率は、それぞれ10分の10でございます。内容につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

次に59、60ページをお願いいたします。

項3委託料、目1総務委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金につきましては、入国管理法上の在留資格を得て国内に滞在する外国人の住所異動等の事務に対する国からの委託金でございます。

次に81、82ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の7行目になります、番号案内表示システム広告収入につきましては、市民ホールに設置しております広告につき番号案内システムの映像パネルで放送いたします有料広告13件に関する広告料収入でございます。

次に歳出について御説明いたします。

119、120ページをお願いいたします。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費について御説明いたします。

節1報酬は、会計年度任用職員2名の報酬でございます。

節2給料から節4共済費までは、市民課職員18名分及び会計年度任用職員2名分の人件費でございます。

節11需用費につきましては、戸籍事務や住民基本台帳事務等に係る偽造防止用紙や、プリンターのトナーなどの消耗品費、法令集などの追録代が主なものでございます。

節12役務費につきましては、戸籍届書や通知文書等の発送に要した郵送料や住民票の写し、印鑑登録証明書のコンビニ交付事務に係る手数料が主なものでございます。

節13システム改修委託料は、先ほど歳入で御説明いたしました国庫補助金対象のシステム改修でございます。システム改修は3つございまして、先ほども御説明いたしましたが、補助率は全て10分の10となっております。

まず戸籍情報システム改修事業費補助金対象の戸籍情報システム改修、これは本籍地以外

の市区町村で戸籍抄本交付や本籍地以外の行政機関が戸籍情報を照会できるようにするため、国のシステムとの連携を図るための改修でございます。

次に社会保障税番号システム整備費補助金対象の住民基本台帳システム改修及び戸籍附票システム改修でございますが、これらはいずれも国が転出後も利用可能な戸籍の附票を個人認証の基盤として活用することにより、マイナンバーカードを海外でも継続して利用できるようにするための改修でございます。これにより、所得税の確定申告や年金の現況届などの各種手続が海外からオンラインで可能となります。

なお、実施時期は3ついずれも令和5年を予定されております。

節14使用料及び賃借料につきましては、戸籍の記載や証明書の発行を行うための戸籍総合システム、パスポート発行業務に使用するIC旅券用交付窓口端末機及びマイナンバーカードなどの住所氏名の変更の際に使用するプリンターの借上料でございます。

以上で、令和2年度鳥栖市一般会計決算認定の市民課関係分についての説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

成富牧男委員

ほかの方からも言われていますけど、ずっとシステム改修、システム改修って毎年いろいろ上がっていますよね。すいません、質問するには私もきちっと調べていないんですけど、本年度当初もこの関係——戸籍の委託料で、システム改修委託料というのが上がってしまったのか。

それと、むしろ今後ですよ、システム改修委託料っていうのはずっとこれくらいの規模であるんですか。分かる範囲でいいです。

山津和也市民課長

システム改修につきましては、令和4年度につきましても、戸籍システムの改修が入っております。

以上です。

成富牧男委員

今のところ額は分からないということですね。

山津和也市民課長

今のところ額は分かっておりません。

江副康成委員長

ほかにはないですか。

池田利幸委員

江副康成委員長

再開いたします。



国保年金課

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

次に国保年金課関係議案の審査を行います。

初めに議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

それでは、議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について、国保年金課関係分の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず歳入につきまして御説明申し上げます。

決算書の55、56ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金の備考欄3行目の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、税制改正に伴う後期高齢者医療保険賦課システムの改修業務に対する国庫補助金でございます。

次に61、62ページをお願いいたします。

項3委託金、目2民生費委託金、節2国民年金事務取扱費委託金の備考欄1項目めの国民年金事務費交付金につきましては、国民年金の資格取得、喪失等の事務経費に関する交付金でございます。その下の年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金につきましては、令和元年10月1日から始まりました年金生活者支援給付金支給業務に関する交付金でございます。

それから款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金のうち、備考欄の2項目め、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分の4分の3を県が負担したものでございます。

次に77、78ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入のうち、備考欄

2 項目め後期高齢者健康診査事業受託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送などに係る経費について、また次の高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施業務委託料につきましては、本業務に係る人件費及び事務費について、それぞれ佐賀県後期高齢者医療広域連合から受入れたものでございます。

次に81、82ページをお願いいたします。

項6 雑入、目4 雑入、節4 雑入のうち、備考欄民生雑入の中ほどになりますけれども、県後期高齢者医療広域連合雑入につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合へ派遣しております職員1名分の人件費相当分と後期高齢者のはり・きゅう助成事業に係る経費の一部などを佐賀県後期高齢者医療広域連合から受入れたものでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

決算書の137、138ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 後期高齢者医療費の、節2 給料から次のページの節4 共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名分の人件費でございます。

節11 需用費及び節13 委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送などに要した経費でございます。

節19 負担金、補助及び交付金のうち、療養給付費負担金につきましては、鳥栖市の後期高齢者に係る医療費に対する公費負担分で、市の負担割合は、負担対象額の12分の1となっております。

はり・きゅう助成金につきましては、後期高齢者のはり・きゅう施術1回につき1,000円を助成したものでございます。

節28 繰出金につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合の共通経費に対する負担金及び低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金として、後期高齢者医療特別会計に繰り出したものでございます。

次に149、150ページをお願いいたします。

項4 国民年金事務取扱費、目1 国民年金費、節1 報酬につきましては、国民年金事務を行う2名分の会計年度任用職員の報酬でございます。

節2 給料から次のページの節4 共済費につきましては、国民年金事務に従事する年金保険係の職員3名分の人件費が主なものでございます。

節13 委託料につきましては、税制改正に伴うシステム改修業務に要した委託料でございます。

以上、国保年金課関係分の説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

池田利幸委員

140ページ、節28繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金の不用額として595万2,114円。

この500万円の不用額って理由を教えてください。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

不用額につきましては、昨年と比べまして、共通経費負担金が400万円程度減額になっております。これは後期で使う共通経費が全体的に少なかったということで400万円の減額です。それ以外に一般管理費が150万円ほど減額になっております。

主なものとしては――それからもう一つ、後期高齢者の医療保険基盤安定負担金、これは軽減措置関係ですけれども、これも60万円ほど実績として不用額が生じておりますので、合計約600万円が不用額となっております。

以上でございます。

江副康成委員長

よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



議案乙第30号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

江副康成委員長

続きまして、議案乙第30号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

それでは、議案乙第30号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について、主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず歳入について御説明申し上げます。

資料は267、268ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税につきましては、収入済額の総額が14億3,135万2,387円で前年度比75万6,951円、0.1%の増収となっております。なお、一般被保険者国民健康保険税の現年度課税分の収入済額は13億5,575万525円で、徴収率は93.4%。滞納繰越分の収入済額は7,535万9,047円で徴収率は21%となっております。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、節1 普通交付金につきましては、保険給付費対応分として県から交付されたものでございます。

節2 特別交付金につきましては、特別調整交付金、保険者努力支援制度交付金、県繰入金2号分及び特定健康診査等負担金が市町の実態に応じて交付されたものでございます。

款5 繰入金、項1 一般会計繰入金のうち、備考欄の事務費繰入金につきましては、国保事務に関わる人件費や、事務費の経費を繰入れたものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、保険税軽減措置の実施に伴い、軽減相当額を繰入れた保険税軽減分及び軽減の対象者数に応じて平均保険税の一定割合を繰入れた保険者支援分であり、負担割合は、保険者軽減分は、県が4分の3、市が4分の1、また保険者支援分は国が2分の1、県、市がそれぞれ4分の1となっております。

出産育児一時金繰入金は、出産に伴い、一時金として支払いました経費の3分の2を繰入れたものでございます。

財政安定化支援事業繰入金は、低所得者、高齢者が多いなど、保険者の責めに帰することができない特別な事情の国保財政の負担について、地方財政措置がされた分を繰入れたものでございます。

子どもの医療費助成事業繰入金は、子どもの医療費助成の実施による国保財政への影響分を補填するための繰入金でございます。

特別繰入金につきましては、県国民健康保険広域化等支援基金償還金の財源として繰入れたもので、平成29年度末で累積赤字を解消するために、県国民健康保険広域化等支援基金から6億円を借りております。その償還が令和元年度から始まり、5年間、毎年1億2,000万円を償還しているものでございます。

項2 基金繰入金、目1 国民健康保険基金繰入金につきましては、令和2年度の国保税率抑制と、令和元年度精算による保険給付費等交付金返還金などの財源として基金から繰入れたものでございます。

款6 繰越金につきましては、令和元年度国民健康保険特別会計決算に伴う繰越金でございます。

款7 諸収入、項3 雑入、目2 一般被保険者第三者納付金につきましては、一般保険者の交通事故などに係る第三者行為に伴う納付金でございます。

款 8 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 災害臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、国保税の減免措置を行った額の10分の 6 を補填するため国から交付されたものでございます。なお10分の 4 は、令和 2 年度特別調整交付金により交付されております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

次のページでございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の節 2 給料から節 4 共済費までにつきましては、国保業務に従事する職員 7 名分の人件費でございます。

節12役務費につきましては、被保険者証更新に伴う郵送料などの通信運搬費と、国保連合会に支払いました被保険者の資格情報及び給付情報の管理業務に係る情報集約システム手数料が主なものでございます。

節13委託料につきましては、国保オンライン資格確認対応に伴うシステム改修委託料、医療機関からのレセプトの例月処理や被保険者の資格異動処理などの共同電算処理業務委託料が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

目 3 医療費適正化特別対策事業費、節12役務費につきましては、レセプト点検に係る共同処理手数料でございます。項 2 徴税费、目 1 賦課徴収費のうち、節 1 報酬につきましては、国保税滞納整理補助のための会計年度任用職員の報酬でございます。

節12役務費につきましては、納税通知書、督促状などの郵送料でございます。

節28繰出金につきましては、税務課での保険税収納に係る滞納整理システム経費など、一般会計で支出した経費の一部を一般会計に繰り出したものでございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費につきましては、保険者負担分の医療費分を現物給付として支払ったものでございます。なお、多額の不用額が生じておりますが、前年度決算額に比べ4,500万円減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響により受診控え等が主な要因と考えております。

次のページをお願いいたします。

目 3 一般被保険者療養費につきましては、柔道整復師による施術や医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具の経費に対して給付したものでございます。

目 5 審査支払手数料につきましては、国保連合会へ支払いましたレセプトや、柔道整復施術療養費支給申請の審査及び医療機関等への支払い事務などの手数料でございます。

次に項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費につきましては、被保険者が 1 月の間

に医療機関の窓口で支払った一部負担金額が所得に応じた一定の限度額を超えた分を被保険者に支給したものでございます。

次のページをお願いいたします。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金につきましては、被保険者の出産に関して支給する出産育児一時金に要した経費であり、令和2年度の対象件数は37件でございました。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費につきましては、被保険者の死亡により葬祭を行った者に対して、被保険者1名につき3万円を支給したものであり、令和2年度の対象件数は89件でございました。

款3 国民健康保険事業費納付金につきましては、県全体での国民健康保険事業運営に必要な経費等について、鳥栖市分を納付したものでございます。

次のページをお願いいたします。

款5 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳までの被保険者を対象に実施した特定健診及び特定保健指導に要した経費でございます。

節1 報酬から節9 旅費につきましては、集団検診、特定保健指導、また未受診者への訪問、受診勧奨に係る保健師、管理栄養士、看護師などの会計年度任用職員の報酬等でございます。

節12 役務費でございます。健診データ管理等手数料につきましては、国保データベース管理システムへの特定健診等のデータ入力、管理に要する経費でございます。

節13 委託料につきましては、特定健康診査や2次検診受診勧奨に要する委託料が主なものでございます。

項2 保健事業費、目1 保健衛生普及費につきましては、医療費通知や、後発医薬品差額通知、重複服薬通知の郵送料及び作成手数料が主なものでございます。

目2 療養費、節19 負担金、補助及び交付金につきましては、はり・きゅう助成として、1回1,000円を助成したものでございます。

目3 健康推進事業費のうち、節13 委託料につきましては、人間ドック及び脳ドックの委託料でございます。

節28 繰出金につきましては、健康増進課等で実施した保健事業の経費など、一般会計で支出した経費の一部を一般会計に繰り出したものでございます。

款6 基金積立金につきましては、令和元年度国民健康保険特別会計決算に伴う繰越金を基金に積立てたものでございます。

次のページをお願いいたします。

款7 公債費、項2 広域化等支援基金償還金につきましては、歳入の中でも御説明いたしましたが、平成29年度末で累積赤字を解消するために県国民健康保険広域化等支援基金から6

億円を借入れており、令和元年度から5年間、毎年1億2,000万円を償還しているものでございます。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金の一番下、目3償還金につきましては、令和元年度精算に伴う保険給付費等交付金の県への返還金でございます。

以上で説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

歳入から教えていただきたいと思ひまして、補正の審査のときに、別表をもらいまして、令和3年度国民健康保険特別会計繰越金及び基金積立金についてという一覧表をもらって説明を受けたんですね。

その中で、令和2年度国民健康保険特別会計決算状況というのから一覧表でもらっているんですよ。それでこの決算の歳入のところで聞きたいのが、一覧表で国民健康保険税から県支出金、うち県普通交付金とか8項目ぐらい諸収入まで書いてあって、そのうち、第三者行為納付金等というところがあるんですが、この決算書を見ても同じ数字がないので教えてくれませんかという質問です。

第三者行為納付金、諸収入で1,069万9,424円って出ているんですよ。その分をまず教えてもらえませんかと思って。結局この決算状況と歳出の状況から今後の財政安定の財源など、収支状況も勘案して決定するということにつなげていくじゃないですか。ですから、この1,069万9,424円の部分のどこを見ればいかっていうのを教えてください。

あとは全部で8項目あるので。諸収入の金額はあるんですよ、1,956万7,257円は収入済額にあるんですよ。款7の諸収入のところにあっていて、そこの先はどこかささないかとでしょう。271ページの中にあるとでしょう、どっか。第三者納付の分。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

第三者納付金につきましては、資料271ページの諸収入の雑入の一般被保険者第三者納付金というところに、収入済額720万8,885円とあります。その部分でございます。

樋口伸一郎委員

ですよ。ただ別表でもらったのは、そこで第三者行為納付金等って書いて1,069万円で僕ら説明を受けておるんです。

そこを足すとなるんですか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

申し訳ございません。1つ説明し忘れていました。次の4の一般被保険者返納金で今361

万4,190円ありますけど、これ合計しまして……

樋口伸一郎委員

分かりました。ありがとうございます。歳入、把握しました。

で、歳出なんですよ。歳出がまた総務費から保険給付費、もろもろ説明していただいて金額合うんですけど、うち県普通交付金対象分って書いてあるので、49億4,861万9,222円っていう分は歳出のどこに当たるんでしょうか。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

資料275ページをお願いします。

款2の保険給付費の支出済額総額49億6,709万6,116円というのが、保険給付費の総額となっております。多少ずれはあるかと思いますが、この分が、今おっしゃっている部分かと思えます。

樋口伸一郎委員

ただその別表では、うち県普通交付金対象分っていうので金額が若干……（発言する者あり）

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

県から頂く普通交付金の対象経費は、出産育児金の諸費、それから葬祭費については対象となりませんので、それを除いた金額が対象分ということであります。

樋口伸一郎委員

最後の質問ですけど、歳入歳出から決算等の状況を踏まえて、相殺というか引き算して7,926万1,399円が今後決定して考えたいということですけど。

この7,926万円っていうのは、この決算関係にはもう関係ないちゅうところでしょう。もう次の話になってくるちゅう解釈でいいんですか。あればそこも教えてもらって終わります。（発言する者あり）

江副康成委員長

暫時休憩いたします。

午後3時12分休憩



午後3時12分開会

江副康成委員長

再開いたします。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

今樋口委員から御質問ありました件につきましては、令和3年度分の繰越し分になりますので、今回の令和2年度決算書には入っておりません。

江副康成委員長

ほかに。

成富牧男委員

大きく2点お尋ねします。

1点目は、国保は県1本になっていろいろ変わりましたが、1点目は、県内の団体の比較可能な指標で、鳥栖市は何番目にあるかちゅうことなんですけれども、もし委員長さえよかったら一覧表か何かで皆さんに配付ということで。

江副康成委員長

それは資料の配付だけでよろしいですか。

それに基づいて質問するということ？

成富牧男委員

時間を短縮するためにそうしましょうか。資料をください。

江副康成委員長

資料用意できますか。（「比較可能な」と呼ぶ者あり）

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

資料は後ほどお渡しすることは可能でございます。

今手元にお持ちしておりますので、20市町の中で鳥栖市の保険税率については10番目に位置しております。

後ほど資料は配付させていただきます。

成富牧男委員

あと1点は、さきに申し上げましたように、なかなか裁量権を発揮できないような状況になっていますけど、いわゆる子供の均等割の分が、国の制度そのもので、若干負担軽減の方向が出てきているというふうに認識しておりますが、どういうふうに国が考えているのかと、いつから始まったのか、始まるのかと。

それと子供の均等割りに関して、財源は別としてもそれ以上のことが鳥栖市でできることがあるのか、これはもうこの場でお願いします。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

続きまして、議案乙第31号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

それでは、議案乙第31号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について、主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず歳入につきまして御説明申し上げます。

決算書の293、294ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療保険料につきましては、歳入総額の78.1%を占めております。前年度と比較いたしまして、1,862万7,100円、2.7%の増となっております。

目1特別徴収保険料につきましては、年金受給者からの年金天引きによる保険料収入額でございます。

目2普通徴収保険料につきましては、納付書または口座振替による保険料収納額でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金のうち、備考の事務費繰入金につきましては、後期高齢者医療事務に要する経費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合への共通経費負担金分を繰入れたものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減分について県4分の3、市4分の1の負担割合で補填いたします後期高齢者医療保険基盤安定負担金分を繰入れたものでございます。

款4繰越金につきましては、令和元年度後期高齢者医療特別会計決算に伴う繰越金でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。

297、298ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金が歳出総額の99.6%を占めておりまして、令和元年度と比較いたしまして、2,645万2,713円、3%の増となっております。この納付金につきましては、市が徴収いたしました高齢者医療保険料のほか、歳入の一般会計繰入金で説明いたしました広域連合に対する共通経費負担金及び低所得者の方の保険料軽減を補填する保険基盤安定負担金などを後期高齢者医療広域連合に納付したものでございます。

以上で説明を終わります。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

どなたかございませんでしょうか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 3 時 21 分 休憩

oo

午後 3 時 28 分開会

江副康成委員長

再開いたします。

oo

税務課

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

次に税務課関係議案の審査を行います。

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐々木利博税務課長

ただいま議題となりました議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定の市民環境部税務課関係分について御説明いたします。

まず歳入について、決算書の41ページのほうをお願いします。

金額の説明につきましては、決算書の収入済額の数字を説明させていただきます。

まず款1市税につきましては、収入済額131億2,552万4,354円で、令和元年度決算額と比較しまして2億4,049万178円の減収となっております。

減収の主な要因といたしましては、法人市民税の法人税割の税率引上げ（221ページで「引下げ」に訂正）に伴う収入の減少、また、たばこの売上げ減少に伴う市たばこ税の収入減少、また新型コロナウイルス感染症関連の徴収猶予による収入額の減少が要因となっております。

次に個別の税目について御説明いたします。

まず項1市民税、目1個人の節1現年課税分の収入済額は37億2,788万397円。

節2滞納繰越分の収入済額は、3,376万6,048円となっております。

目2法人の節1現年課税分の収入済額は15億4,519万4,400円。

節2滞納繰越分の収入済額は257万9,828円となっております。

次に項2固定資産税、目1固定資産税の節1現年課税分の収入済額は63億2,839万4,731円。

節2滞納繰越分の収入済額は2,980万6,345円となっております。

目2国有資産等所在市町村交付金につきましては、鳥栖市内に国、県が所有している固定資産に対して交付される交付金で、収入済額1,492万5,100円となっております。

次に項3軽自動車税、目1環境性能割の収入済額は627万3,800円となっております。

目2種別割の、節1現年課税分の収入済額は2億469万2,100円。

節2滞納繰越分の収入済額は221万5,091円となっております。

次に項4市たばこ税、目1市たばこ税につきましては、収入済額5億6,189万7,108円となっております。

次に項5都市計画税、目1都市計画税の、節1現年課税分の収入済額は6億6,087万9,953円。

節2滞納繰越分の収入済額は311万2,703円となっております。

次に項6入湯税、目1入湯税につきましては、収入済額390万6,750円となっております。

以上、現年課税分の収入済額が130億5,404万4,339円で、収納率は98.88%となっており、滞納繰越分の収入済額は7,148万15円で、収納率は27.84%となっております。

次に51ページ、52ページのほうをお願いします。

款15使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料の節2徴税手数料につきましては、督促手数料、納税所得証明手数料及び評価証明等手数料でございます。

次に69ページ、70ページをお願いします。

款17県支出金、項3委託金、目1総務費県委託金、節2徴税费委託金につきましては、市県民税納税義務者1人当たり3,000円を県より受け入れた県民税徴収等委託金でございます。

次に75ページ、76ページをお願いします。

款20繰入金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金、節1国民健康保険特別会計繰入金226万6,060円のうち、139万2,177円が徴税に要する経費として税務課に繰り

入れた額でございます。

次に款22諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金、節1延滞金につきましては、納税遅延による延滞金でございます。

続いて81、82ページをお願いします。項6雑入、目4雑入、節1雑入の備考欄上から2行目の相続財産管理人等選任申立余納金還付につきましては、固定資産の所有者が死亡し、相続放棄等により、相続人がいないため、平成31年2月に裁判所へ相続財産管理人選任の申立てを行いました。令和2年9月に売却整理が完了しましたので、裁判所への余納金が還付されたものでございます。

続きまして……、すみません、先ほど説明の中で市税の減収の主な要因として、法人税割の税率引上げと申し上げましたけれども、正しくは税率の引下げでございました。おわびして訂正いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

115ページ、116ページをお願いします。

款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、税務課職員31名のうち、29名分の人件費でございます。なお2名分につきましては、国民健康保険特別会計からの支出となっております。

117、118ページをお願いします。

目2賦課徴収費の節1報酬につきましては、高額案件や困難な事案に対する滞納整理に関する相談や指導を受ける指導員への報酬と、窓口繁忙期、確定申告当初賦課に対する事務補助の会計年度任用職員の報酬でございます。

次に節11需用費につきましては、諸証明用偽造防止用紙など、税務事務に要する消耗品費、市県民税特別徴収のしおりなどの印刷製本費、その他、地方税確定申告などの追録代、図書購読料でございます。

次に節12役務費につきましては、納税通知書、督促状等の発送に要する通信運搬費、コンビニ収納事務手数料、クレジット収納手数料や滞納整理に係る預貯金調査手数料でございます。

次に節13委託料につきましては、申告、課税、滞納整理に要するシステムの保守委託料、土地を適正に評価するための固定資産評価業務委託料などがございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、滞納整理システムのシステム借上料、電子申告の支援サービス使用料などがございます。節19負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖地区たばこ販売対策協議会、地方税共同機構等の負担金でございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、法人市民税の確定申告により還付金や市県

民税、固定資産税など、税更正に伴う還付金でございます。

以上、税務課分の説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

池田利幸委員

御説明ありがとうございます。

相続放棄による管財人の弁護士費用っていう御説明をされた部分があると思うんですけど、相続放棄は今個人の権利といいますか、される部分、そこに管財人を市から申立ててやるっていう部分になってくると思うんですけど。空き家対策とか、その辺も絡んでそれが進んでいるとは思んですけど、鳥栖市の状況としてこの管財人をつけて申立てっていうのは、年間どれくらいあるものですか。

佐々木利博税務課長

税務課で行ったのはこれが初めてになります。今までやったことはないかと思えます。

今後こういう事案があればやっていきたいとは考えております。

池田利幸委員

ありがとうございます。

ここから国が相続放棄っていう土地とか、空き家に対してはもう管財人つけてでもっていう流れになってきているので、今から増えていくんだらうなっていうのは想像できるんで、その辺の対処よろしくをお願いします。

あと令和2年度からコロナの影響を受けてっていう部分で、最初の説明の中でたばこ税も含めて2億円ぐらいの減収っていう部分で、コロナに関しての法人税だとかの減収を、税務課としては多かったのか、少なかったのか。それを基に、令和3年度ももうこのコロナが続く中で、どういうふうに結果を踏まえて、令和3年度っていうのをどういうふうに考えられているのかなっていうのを教えていただけますか。

佐々木利博税務課長

基本的に法人税が一番だと思いますけれども、今回法人税の税率の引下げというのが主な原因になっておりまして、コロナの影響によります減収というのは、特定の企業になっていまして、一部の企業については逆に売上げが上がっているというところもございますので、一概にコロナの分で落ちるといふふうには考えにくいかなと思っています。

ただ令和3年度についても法人税の税率引下げの部分がまだ半分ぐらい残っておりますので、その分についてはまた法人税としては下がっていくというふうには考えおります。

以上です。

池田利幸委員

ありがとうございます。

ということは、鳥栖市としては基本的に税率引下げとかいう部分で下がっているってことで、企業自体が大幅に影響を受けているっていう感覚ではないっていう捉え方でよかったですかね。

佐々木利博税務課長

法人税の個人の減額、3億7,000万円ほど税収が下がっておりますけれども、そのうち税率改正に伴うものが3億2,000万円ほどになっています。あと4,000万円ほどが、やはり売上げの減少にはなっておりますけれども、それがコロナでの減少なのか、企業としての減少なのかというのは、判断できませんので、そういう形で考えております。

樋口伸一郎委員

税収について質問です。

百三十数億円の税収、細かいところまで覚えていないんですけど、税収があって、徴収率でしたかね、九十数%という説明があったんですけど、すいません、毎年度決算のときに聞かせてもらっているけど、前年度と比べて徴収率がどうだったのかっていうのを教えてもらえますか。

昨年度聞いたときは、少し向上していたという状態だったので、じゃあ昨年度からまた今年度の決算を受けて、その徴収率がどうなったかっていうのを教えてください。

細かい数字までは要らないので傾向だけ教えてもらえば、大丈夫です。

佐々木利博税務課長

主要施策でも説明しているかと思っておりますけれども、どうしても徴収猶予っていうのがございまして、その分で、徴収率が0.6%ほど下がっています。

ただ、その原因というのが、徴収猶予が約0.6%ございますので、全体的には前回と同じような数字だとは考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら最後ですけど、不納欠損額が、これも前年度とかじゃなくて、ここ近年の傾向といいますか、細かい金額まで要らないです。この不納欠損に至る金額は、減少傾向にあるとか、だんだん増えてきているとか、そうした傾向を教えてもらえませんか、概要でいいので。

それが最後です。よろしく申し上げます。

佐々木利博税務課長

款15使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節2環境衛生使用料の斎場使用料につきましては、令和2年度の斎場利用件数726件のうち、市外利用者38件分の斎場使用料でございます。

次に51ページ、52ページをお願いいたします。

項2手数料、目2衛生手数料、節2環境衛生手数料につきましては、狂犬病予防注射の注射済票や、新規登録時の鑑札の交付手数料などがございます。

節3清掃手数料のうち、備考欄1行目のごみ処理手数料につきましては、指定ごみ袋の販売実績による手数料でございます。また廃棄物処理依頼手数料は、2トントラックによる粗大ごみ等の臨時収集及び小動物の死骸の一般持ち込みに係る処理手数料でございます。

続きまして、65、66ページをお願いいたします。

款17県支出金、項1県補助金、目3衛生費県補助金、節2清掃費県補助金の不法投棄防止対策等支援事業費補助金は、不法投棄に関して不法投棄物の撤去や監視事業、啓発事業に対する県補助金で、補助率は10分の10でございます。

続きまして、71、72ページをお願いいたします。

節18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入のうち、備考欄4行目の廃棄物処理施設敷地につきましては、轟木町の不燃物処理場跡地約4,700平米を有限会社鳥栖環境開発総合センターへ貸付けている土地の賃料でございます。

次に、83、84ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、衛生雑入、備考欄上から8行目の指定ごみ袋広告収入につきましては、指定ごみ袋本体及び帯封の報告枠への掲載料でございます。1枠20万円の4社分となっております。

次の鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、本市から同組合へ派遣しております職員1名分の人件費を受け入れたものでございます。

次の佐賀県東部環境施設組合雑入は、本市から同組合へ派遣しております職員3名分の人件費を受け入れたものでございます。

次の令和元年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金につきましては、令和元年度分の同組合への負担金のうち、事業費確定によります精算返還金でございます。

次の令和元年度佐賀県東部環境施設組合負担金返還金につきましては、令和元年度分の同組合への負担金のうち、事業費確定によります精算返還金でございます。

次の次期ごみ処理施設建設協力金につきましては、次期ごみ処理施設設置に伴う建設協力金で佐賀県東部環境施設組合より支払われたものでございます。

次に87、88ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目2衛生債、節2衛生環境債、斎場改修事業につきましては、鳥栖市斎場外壁等の改修を行うための財源としたものでございます。

続きまして、89、90ページをお願いいたします。

目8災害復旧債、節3衛生処理災害復旧債の令和2年発生災害復旧事業につきましては、令和2年7月の豪雨により鳥栖市斎場敷地の入り口付近ののり面が崩壊したため、ブロック積みを行うための工事の財源としたものでございます。

続きまして、歳出について主なものを申し上げます。

決算書159、160ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費からが環境対策課分となります。

節8報償費の訴訟代理人謝金は鳥栖市を被告といたしました訴訟に係る代理人弁護士の設定に係る日当でございます。なお関連する経費といたしまして、その下の節13委託料の備考欄5行目、訴訟代理業務委託料につきましては、同訴訟についての代理人弁護士への着手金となっております。

同じく節13委託料、備考欄2行目の残土処理委託料は、各町区の側溝清掃作業で発生しましたしゅんせつ残土の収集運搬に係る委託料でございます。

衛生処理場敷地土壌調査委託料につきましては、次期ごみ処理施設整備事業により建設予定地だった衛生処理場敷地の土壌の一部から埋設物及び環境基準値を超える物質が確認されたことから、令和3年度から引き続きまして、その状況について詳細な調査を実施したものでございます。

同じく節13委託料、候補地選定業務委託料につきましては、決算における主要施策の成果の説明書54ページをお願いしたいと思います。

リサイクル施設建設候補地選定経費、目的といたしましては、佐賀県東部環境施設組合が整備を予定しております一般廃棄物処理施設のうち、リサイクル施設の建設候補地を令和2年度内を期限として鳥栖市において選定することを目的としております。

事業内容といたしましては、建設候補地の選定に係る基本的な考え方、施設計画の概要、建設工事の面積条件、建設工事の選定方法の整備を行った上で、建設候補地の抽出、建設候補地の絞り込み、建設工事の評価を行っております。

候補地選定に係る調査、検討の結果、候補地2か所について、リサイクル施設建設候補地として適性を有していると表し、報告書を作成しております。

これら次期リサイクル施設の建設候補地の選定に関しまして必要でございました専門的な知見と、多大な業務量に対し、令和2年度内に佐賀県東部環境施設組合へ報告するために専門業者による業務の一部を委託したものでございます。この件につきましては、現計予算に

より対応いたしましたところでございます。

効果といたしましては、佐賀県東部環境施設組合に対して令和2年3月29日付候補地の報告を行うことができしております。

決算書159、160ページにお戻りいただきたいと思っております。

節13委託料の不用額につきましては、衛生処理場敷地土壌等状況調査において、ガイドラインに基づいて調査した結果、埋設物由来による土壌汚染の深度が見込みよりも下がったこと等により、分析検体数が減少したため調査の実態に応じて設計金額を変更したものでございます。なお、同じく節13委託料の繰越明許費につきましては、真木町の次期ごみ処理施設建設地と里道部分等の分筆に伴う用地測量業務委託料でございまして、関連いたします組合の設計業務に日数を要したため、年度内で業務が完了せず、令和3年度予算に繰り越したものでございます。事業につきましては、本年6月30日に完了しているところでございます。

続きまして、目2斎場費でございます。主なものにつきましては、令和2年度決算における主要施策の成果の説明書で御説明いたします。

55ページをお願いいたします。事業内容のところでは御説明をしたいと思います。

節11需用費のうち、主なものといたしまして、燃料費と光熱水費は火葬に要しました灯油代や、電気代でございます。

修繕料のうち主なものといたしましては、火葬炉設備や火葬台車などの機器の修繕費でございます。

次の節13委託料のうち、運營業務委託料につきましては、火葬炉の運転や受付業務など施設の管理運営に関する委託料で、令和元年10月より有限会社筑紫環境サービスと3年間の長期継続契約となっているところでございます。また、管理委託料につきましては、斎場の施設管理に必要でございます火葬炉や電気設備などの各種の保守点検や警備業務及び清掃草刈り業務及び浄化槽保守点検等の経費でございます。

その下、節15工事請負費の中の営繕工事費につきましては、焼却炉内の耐火物や燃焼装置などの改修、炉前ホールの照明取替え工事などに伴うものでございます。

また、その下の斎場改修工事費につきましては、斎場について施設の長寿命化対策として外壁やサッシなど、屋根部分等の大規模耐震構造を実施したものでございます。なお、効果の部分でございますけれども、火葬件数につきましては、歳入のところでも触れましたが、市内688件、市外38件の合計726件の火葬が行われたところでございます。

決算書161、162ページにお戻りいただきたいと思っております。

節15工事請負費の不用額につきましては、それぞれの工事費の入札残等によるものでございます。

続きまして、項3清掃費、目1清掃総務費、節2給料から節4共済費までは、環境対策課職員14名分と、鳥栖・三養基西部環境施設組合及び佐賀県東部環境施設組合への派遣職員4名分の人件費でございます。

また節19負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきましては、現在稼働しておりますみやき町のごみ処理施設の管理運営費などに対する負担金でございます。

主要施策の成果の説明書の56ページをお願いいたします。

鳥栖・三養基西部環境施設組合の構成市町の1市2町の負担金総額につきましては、11億9,435万円でございます、そのうち本市の負担額は7億9,542万7,000円となっております。

効果といたしましては、本市の可燃ごみ、不燃、粗大ごみ、資源ごみ合わせまして、2万4,905トン年間で処理をしているところでございます。

同じく節19負担金、補助及び交付金、佐賀県東部環境施設組合負担金につきましては、次期ごみ処理施設建設にかかる負担金でございます。これも、主要施策の成果の説明書の57ページをお願いいたします。

佐賀県東部環境施設組合の構成市町2市3町の負担金総額は、2億1,347万1,000円でございます、そのうち本市負担金額は5,008万1,000円となっております。

効果といたしましては、令和2年度につきましては、次期ごみ焼却施設整備運営に係る事業者選定の手続、事業者が策定しました実施計画図書等の審査確認、今後の土木建築工事及びプラント工事に対する技術支援業務、その他、施設設置のための調査、届出設計策定業務等が行われたところでございます。

決算書の161、162ページにお戻りいただきたいと思っております。

節25積立金、備考欄の地域整備基金積立金につきましては、歳入でも触れましたが、令和2年度分次期ごみ処理施設建設協力金1億円を全額、地域環境整備基金へ積み立てるものでございます。

次に目2塵芥処理費、節11需用費のうち、備考欄1行目消耗品費につきましては、指定ごみ袋の作成費用が主なものでございます。

次に163、164ページをお願いいたします。

節12役務費の手数料につきましては、指定販売店へ支払う指定ごみ袋の販売手数料でございます。

その次の節13委託料のうち備考欄1行目の指定ごみ袋配送等委託料につきましては、指定ごみ袋の保管及び入出庫管理と指定販売店への配送に伴う委託料でございます。

その次の塵芥収集運搬委託料につきましては、各家庭から出される燃やせるごみの収集運

搬に係る委託料でございます。

粗大ごみ収集運搬委託料につきましては、町区ごとに月1回のペースで実施しております。家庭から出される粗大ごみの収集運搬に係る委託料でございます。

その次の資源物回収指導等業務委託料からのごみ対策リサイクル推進事業の主なものにつきましては、決算におけます主要施策の成果の説明書で御説明したいと思っております。

58ページをお願いいたします。

事業内容の1行目、資源物回収指導等業務委託料につきましては、衛生処理場内、資源物広場での利用者への分別指導や、補助業務等、回収した資源物の運搬等に係る委託料でございます。

その次の資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、各町区で実施しております資源物回収用のコンテナの配付及び回収した資源物が入ったコンテナの収集運搬業務に係る委託料でございます。

節19負担金、補助及び交付金になりますが、コンテナ収集美化活動推進奨励金につきましては、資源物回収のためのコンテナ容器の配置整理や美化活動を行う町区に対して交付する奨励金でございます。

次の生ごみ処理機購入費補助金は、一般家庭の処理機購入等に対しまして、予算の範囲内で補助を行っているものでございます。

資源回収奨励補助金は、ごみの減量化と資源の再利用を図るため、自主的に新聞等の資源回収活動を行っておられます市民団体等に対し回収実績に応じて交付金を交付する奨励金でございます。効果といたしましては、令和2年度の資源物回収状況は下記の表のとおりとなっておりますので御参照いただきたいと思います。

決算書163ページ、164ページにお戻りいただきたいと思います。

目3し尿処理費の節1報償費及び節3職員手当等につきましては、し尿処理施設の運用に係る会計年度任用職員3名分の9か月分の人件費でございます。なお衛生処理場し尿処理施設につきましては、令和2年9月末で稼働を停止し10月より隣接いたします下水道浄化センターにし尿等受入れ施設を処理しているところでございます。

次に165、166ページをお願いいたします。

節11需用費からはこれも主要施策の成果の説明書で御説明したいと思っております。59ページをお願いいたします。

事業内容の2行目になりますが、光熱水費につきましては、し尿処理施設の主に機械設備の運転に係る電気代でございます。

節13委託料になりますが、し尿処理業務委託料をはじめ、し尿処理施設の運転管理業務に

係る委託料でございます。

次の節19負担金、補助及び交付金の負担金につきましては、し尿等受入施設を設置し、下水道浄化センターで最終処理をしていることによる下水道会計の負担金でございます。なお不用額につきましては、し尿等受入施設の管理運営に係る、薬品代や電気代等が見込みより少なかったために発生したものでございます。

決算書165、166ページにお戻りいただきたいと思えます。

項4環境対策費、目1公害対策費、節13委託料のうち、水質汚濁測定委託料につきましては、工場の排水や主要河川などの定期的な水質調査に係る委託料でございます。

次に167、168ページをお願いいたします。

次の大気汚染測定委託料につきましては、市内3か所で行っております窒素酸化物や降下ばいじんの測定に係る委託料でございます。その下の自動車騒音測定委託料につきましては、法令に基づきまして、毎年度国県道といった市内主要路線の自動車騒音測定常時監視に係る委託料でございます。

次に255、256ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項4衛生施設災害復旧費、目1単独災害復旧費、節15工事請負費の災害復旧工事費につきましては、歳入でも御説明いたしましたとおり、令和2年7月豪雨によります鳥栖市斎場敷地の入り口付近ののり面が崩壊したため、ブロック積みによる復旧作業工事を行ったものでございます。

以上で、環境対策課分の令和元年度令和2年度鳥栖市一般会計決算認定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

江副康成委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

160ページの環境衛生総務費、節13委託料、そして3行目の衛生処理場敷地土壌調査委託料について質問させていただきます。

令和元年から2年にわたって調査をされたということですが、今後の見通し、方向性というのはいつ頃決まって、もう決まっているのであれば、どういう方向性にあるのか教えてください。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

衛生処理場につきましては、2か年の調査を終えまして詳細な状況等をデータの的に把握することができました。この結果を基に、県のほうに土壌汚染対策法に準じました申請手続を

行いまして区域指定の申請をしているところでございます。

区域指定になりますと、緊急的に対応しなくちゃいけない土地、もしくは用途を何かに利用するときに、対応しなくちゃいけない土地の2つに分かれるんですけども、そういった申請を今県のほうにお願いして、県のほうが調査をされているというところでございます。

その後の活用につきましては、現在市内のほうではまだ協議はなされていないところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

大体の予定はいつ頃になるかっていうのは分かりますか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

まず区域指定の状況ですけども、秋頃には、もう秋近いんですけども、県のほうから、近々状況については御説明があるということでお聞きしております。

以上です。

牧瀬昭子委員

では県のほうの区域指定かどうかというのが分かった上で、それから市のほうでどういう対応をしていくかというのを決定されるのは、大体の見通しですが、どの辺りでつける予定ですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

形状変更地要届出区域になった場合は、グラウンド等とか、いろいろな様々な対応が形状を変更しない限りはできるということでお伺いしておりますけれども、令和6年度4月に向けまして焼却施設のほうで工事に入っております。関連する工事車両等々がかなりの台数入ってきておりますので、それが落ち着くまでは、ちょっと検討段階ということで、そのままの状態になるのではないかと考えているところでございます。

牧瀬昭子委員

令和6年4月の工事が完了してから対応されるということですけども、その間に、どういうふうな対応をしていくかというのを決定するということですか。それで決定した内容を踏まえたところで予算要求をして、その後の対応を、令和6年の4月以降、工事が落ちついてからするということによろしかったですか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

その辺のスケジュールも合わせまして、まだ協議ができていないところでございます。

牧瀬昭子委員

そういう計画は出来次第、ぜひ早めに教えていただきたいと要望させていただきたいと思

います。

続きまして、次の同じ項目の候補地選定業務委託料について質問させていただきます。

業務の一部を委託されているというお話でしたけれども、この分の業務の内容をどこに委託されたのか、業務の内容と委託先を教えてください。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

業務の内容につきましては、先ほど御説明いたしましたけれども令和元年度、職員によりまして、以前検証した土地を、公有地を中心としてずっと検証したんですが、なかなか用途に適するような用地が見つからなかったので、民有地等も含めまして調査・検討することになりました。

それにつきましては、土地利用に関する森林法、農地法とか、様々な法規制等々がございますので、そういったところの整理から。あと技術的に可能な土地であるとか、形状的な部分とか、そういった専門的な分野のアドバイスと、あと資料の作成等をお願いしたところでございます。

相手方といたしましては株式会社エイト日本技術開発というコンサルタントの会社でございます。履行期間は、令和2年7月17日から令和3年3月19日まで委託をしているところでございます。

牧瀬昭子委員

建設費用ですとか、候補地に選定されたときにどのぐらいの費用が必要になってくるかというのはその専門業者が算出されるとかは、その間はされましたか。

高松隆次環境対策課長兼衛生処理場長

あくまでも一般的な概算ということで、例えば造成費であるとか、搬入道路の設置に係る費用とか、最終的に残ったところについて検討していただきました。ただこれ、詳細設計とか、組合事務でしていく部分で細かな金額が決まっていくことになりますので、このくらいですよということで、報告を受けているところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

この間、吉野ヶ里のほうからも意見書などが出てきているところですが、その費用の面なども、ぜひ具体的なところが分かり次第、当委員会でも教えていただきたいところだと思いますので、これも要望としてさせていただきたいと思います。委員長のほうにも、ぜひ要望させていただきたいと思います。

それから162ページ、可燃ごみが減少している傾向にあるということで、人口が増えている中、ごみの量が減っているというのは、評価すべき点ではないかなと。この間の取組の成果

先ほど委員会のほうに要望ありましたリサイクルセンターの建設費、概算ですかね。その分についての答弁を求めたいと思いますがよろしいでしょうか。

江下剛環境対策課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長

リサイクル施設建設に係る事業費でございますけれども、こちらは本年5月31日に、全体勉強会の中で東部環境施設組合が作成した資料をお示しいたしております。

その中で今回、建設候補地Bのほうになるんですけれども、この時点での概算事業費見込みということで、69億円ということをお示しをしているところでございます。

以上でございます。

江副康成委員長

よろしいでしょうか。

ほかに。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



江副康成委員長

これもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時33分散会

令和3年10月4日（月）

1 出席委員氏名

委員長 江副康成

副委員長 成富牧男

委員 藤田昌隆

委員 竹下繁己

委員 樋口伸一郎

委員 池田利幸

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 岩橋浩一

健康福祉みらい部次長兼地域福祉課長 鹿毛晃之

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 久家喜男

高齢障害福祉課長 武富美津子

こども育成課長 林康司

健康増進課長兼保健センター所長 名和麻美

スポーツ文化部長 佐藤敦美

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子

文化芸術振興課長 八尋茂子

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 牛嶋英彦

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 原祥雄

市民課長 山津和也

市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫

税務課長 佐々木利博

環境対策課長兼衛生処理場長 高松隆次

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

陳情

陳情第11号野球競技施設に関する要望書

〔協議〕

議会報告会における意見・提言について

〔協議〕

所管事務調査

スポーツ推進の在り方について

文化振興の在り方について

〔協議〕

自由討議

議案審査

議案乙第29号令和2年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第30号令和2年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第31号令和2年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時2分開会

江副康成委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

oooooooooooooooooooooooooooo

陳 情

陳情第11号野球競技施設に関する要望書

江副康成委員長

まず当委員会に送付されました陳情第11号について、委員間協議をいたします。

御手元に正副で陳情の協議の結果について報告の提案をさせていただきます。

これは議事録を起こして、正確に要点を書きとめたというところでございます。

最後の部分ですけれども、本件に関し、令和3年10月8日開催の当委員会、今日ですね。で、再度協議を行い、当委員会の所管事務調査の重点テーマであることに鑑み、さがけいば球場については、公共施設への位置づけも含め、多目的グラウンド整備の候補地の一つとして執行部に対し、検討を進めていってもらうことを確認しました、と。

こういったところで確認できればなという御提案でございますけれども、この点、委員の皆さんいろいろ御意見もあるかもしれませんが、この点について皆さんの意見をお聞きしたいんですけど、いかがですか。

樋口伸一郎委員

内容は別にこれでいいと思うんですけど、文面で1つだけいいですか。

3段落目に、「執行部より」という始まりがあるじゃないですか。そこの末尾の文章が、さがけいば球場も一つとして検討していくって書いてあるじゃないですか。

それと最後にもまた重複して同じ文面があるので、どちらか1個でいいかなと。

あえて両方書いているってことですか。

江副康成委員長

私のほうからの提案の趣旨ですけれども、最初のほうは、執行部が、質疑の中で候補地の一つとして検討していきたいというふうに答弁したんですよ。

それを受けまして、最後の部分は、この委員会の合意事項として、その部分を確認して、

内容的には同じことですが、そういう位置づけで考えていますよということを陳情者にお返ししたいと、執行部と委員会と同じだと、同一意見だというようなスタンスで返したらいかがかなという提案でございますけど。

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

池田利幸委員

言葉尻だけですけれど、「執行部から提言を受けており」、執行部からのときって、提言という言葉使うんですか。それがちょっと分からなくて。

普通、提言って議会から執行部へとか、市民からとかいう部分で提言って使うんだけど、実行するっちゃうか、執行部が提言って言う言葉になるのかなと思ってでした。

具体的に言ったら、さっき樋口委員が言われていた「執行部より」というところですね。真ん中ぐらいの「執行部より、当委員会から多目的グラウンドの整備について提言を受けており」という言葉の使い方が、合っているのか、いないのかというだけです。

江副康成委員長

であれば、「ついでに提言を受けており」を消して最後の部分の「整備について説明がありました」ということでよろしいですか、提言を消して。（発言する者あり）

では、池田委員の提案を了として、「整備について」の述語は「説明がありました」ということでよかですか。提言を……、どうぞ。

成富牧男委員

実態に合わせた文言にせないかんとはそのとおりです。

確認ですけど、ここでいうのは執行部がこの委員会から提言を受けたって言いよるわけでしょう？

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前10時8分休憩

oo

午前10時15分開会

江副康成委員長

再開いたします。

協議結果について、皆様と確認したいと思います。

文案の変更箇所のみ今から読み上げます。

「執行部からは、当委員会から、多目的グラウンドの整備について提言を受けており、今後については、さがけいば球場もその候補地の一つとして検討していくとの説明がありました。各委員より、佐賀県競馬組合議会ともしっかりと調整を図りながら早急に進めていくこと。さがけいば球場を市の多目的グラウンドとして整備する場合は、他の競技も使用できるような整備を行うこと。周辺の県道の整備もできるように佐賀県に働きかけを行っていくよう、執行部に対し、それぞれ要望がありました。」という形に変更して最終案としたいと思いますが、御異議ありませんか。

池田利幸委員

ごめんなさい何回も。

「執行部からは」なんで「当委員会より」にしてもらったほうが、「からは、から」ってなるんで。

江副康成委員長

オーケーです。私も読みながらそう思いました。

最後の確認です。

「執行部からは、当委員会より、多目的グラウンドの整備について提言を受けており」という形に変更して最終案としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

これをもちまして陳情の協議は終わります。

暫時休憩します。

午前10時17分休憩



午前10時43分開会

江副康成委員長

再開いたします。



議会報告会における意見・提言について

江副康成委員長

続きまして、先般行いました議会報告会における意見、提言の取扱いについて、委員会協議を行いたいと思います。

最初に、週3回の看護学校とお仕事をして子育てとの両立の問題についての御質問についての回答の御提案をお願いいたします。

樋口伸一郎委員

回答のみ読み上げさせていただきますので、よろしくお願ひします。

「御要望される縛りの見直しをするためには、保育士及び支援員が不足している現状を解決する必要があります。この人材不足の問題は、本委員会として常時議題として取上げており、今後も引き続き、保育士不足の解消等に向けて取り組んでいきます。」

以上です。

江副康成委員長

今樋口委員から御提案あった回答文で皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそういう回答を報告したいと思います。

暫時休憩します。

午前10時45分休憩



午前11時3分開会

江副康成委員長

再開いたします。

2つ目の議会報告会への質問への回答、独り親への相談の件でございますけれども、今御手元に回答案があると思いますけれども、御確認いただきましたでしょうか。

この提案に御異議ありますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よってこの回答文を議長のほうに申し送りしたいと思います。
これを持ちまして委員会協議を終わります。



所管事務調査

スポーツ推進の在り方について
文化振興の在り方について

江副康成委員長

次に、所管事務調査に移ります。
暫時休憩します。

午前11時3分休憩



午前11時5分開会

江副康成委員長

再開いたします。
最後のまとめの部分について御手元のほうに「3. 最後に」、というところで正副のほうから提案させていただいておりますけれども、この文案でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってこのような形で最後は記述したいと思います。
以上で所管事務調査を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時6分休憩

私はもう、そもそものことを申し上げます。今、決算委員会は9月定例会の中でやられておりますけど、かつてはそうじゃなくて9月定例会は9月定例会で1回閉めて、その後にあったと思うんですね。

そのときに議会として、今のような形を取ろうといった――これは私の理解です、私の理解ですけれども、一番大きな目的は、この決算の結果、私たちがいろいろ意見言います、そのことを次の当初予算に反映できるからということの前倒ししたというふうに私は理解しているんですね。

ですから、今回もいろいろ議員からの指摘とか要望とか上がっております。

ぜひそういう立場で次の当初予算には取り組んでいただきたいなと思っております。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

樋口伸一郎委員

委託料とか補助金、これ補助金にも言えることだと思うんですけど、委託料を上げて全般的にちょっと御意見を申し上げておきたいんですけど、御説明では事業名とか、どこどこに、事業名に基づいて委託しましたっていうような説明が主だったと思うんですけど。

重要なこととしては、委託の中身とかすごい大事ななと思っております、やっぱり各委員さんの質問も多数寄せられておりましたので、要望としましては委託とかは、市が直接やっていることではないので、であれば、なおさら中身をしっかりと事細かく説明をしていただければありがたいなというふうに思います。

もちろんそれができていないというような言い方じゃなくて、できているところもありましたけど、やっぱり委員会の中ではできていない部分に関して、往復のやり取りっていうのが多々見られましたので、その内容の説明も事細かにしていただければなというふうに思っております。

それとあわせて、何でそこに委託をしないといけないのかっていうような根拠等もあればいいのかなというふうに思いましたので、これは今後の決算審議にかかわらずですけど、委託料とか補正でも度々出てきますのでよろしく願いしときたいかなと思います。

意見です。終わります。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

藤田昌隆委員

市の財政の中で、毎回言っているんですけど、予算の取り方、結局民生費が今どんどん上が



江副康成委員長

以上で、厚生常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



江副康成委員長

以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして、令和3年9月定例会厚生常任委員会を終了いたします。

午前11時27分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 江 副 康 成

